

# 名勝臥龍山莊庭園保存活用計画書

令和6年3月

大洲市教育委員会





[卷頭写真 1] 臥龍山莊庭園 臥龍院地区



[卷頭写真 2] 臥龍山莊庭園 知止庵地区



[巻頭写真 3] 臥龍山荘庭園 不老庵地区



[巻頭写真 4] 臥龍山荘庭園 臥龍の淵

## 序 文

臥龍山莊庭園は、明治後期、本市出身の貿易商である河内寅次郎が、肱川随一の景勝地といわれる臥龍の淵に造営した別荘「臥龍山莊」の庭園です。

寅次郎自らが、桂離宮や修学院離宮などを参考に独自の美意識を発揮して造営した臥龍山莊は、庭についても強いこだわりが表れており、眼前に広がる肱川や蓬莱山と周囲の山々の景観をダイナミックに取り込んだ庭園は、自然豊かな水郷大洲を象徴する庭園といえます。

令和3年10月、周辺の景観を大きく取り込んで空間を構成している点が極めて独創的で、また周辺から見える姿も人々の鑑賞の対象となっており、芸術上及び鑑賞上の価値、日本庭園史における学術上の価値が高いことから、国の名勝に指定されました。

本市では貴重な文化財として、その価値を損なうことなく適切に保存し活用するため、このたび「名勝臥龍山莊庭園保存活用計画」を策定しました。

今後はこの計画に基づき、適切な保存と活用を図るとともに、本庭園の価値と魅力を更に高めるための整備を図りながら、後世に確実に継承してまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、御協力いただきました臥龍山莊庭園保存活用計画策定委員会、文化庁、国土交通省大洲河川国道事務所、愛媛県教育委員会、各関係機関の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

大洲市教育委員会  
教育長 櫛部 昭彦

## 例 言

1. 本書は愛媛県大洲市 411-2 外 11 筆に所在する名勝臥龍山荘庭園の保存活用計画書である。本事業は文化庁の令和 4～5 年度文化財保存事業の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受け、大洲市が実施した。
2. 本計画は令和 4～5 年度に名勝臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会、文化庁文化財第二課、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導、助言を得て、大洲市が策定した。
3. 本計画の策定に係る事務は大洲市教育委員会文化スポーツ課が担当した。
4. 本書に掲載した平面図は平成 29 年度～令和元年度に実測した「臥龍山荘・蓬莱山地形測量図」(S=1:300) である。
5. 特に注記のない限り、本書に掲載した現況写真は令和 4～5 年度に撮影したものである。
6. 名勝臥龍山荘庭園の保存活用に係る法規条例などは本書の附録に記載した。
7. 本書は大洲市教育委員会が執筆し、株式会社環境事業計画研究所が編集した。

## 目次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 巻頭写真                      | i   |
| 序文                        | iii |
| 例言                        | iv  |
| <b>第1章 保存活用計画策定の経緯と目的</b> |     |
| 第1節 計画策定の経緯               | 1   |
| 第2節 計画策定の目的               | 1   |
| 第3節 計画の対象地                | 2   |
| 第4節 文化財の指定状況              | 4   |
| 第5節 関連計画                  | 8   |
| 第6節 事業体制                  | 11  |
| <b>第2章 庭園の内容</b>          |     |
| 第1節 庭園をとりまく環境             | 12  |
| 第2節 沿革と史料                 | 21  |
| <b>第3章 庭園の価値</b>          |     |
| 第1節 本質的価値                 | 33  |
| 第2節 地区区分と空間構成             | 34  |
| 第3節 庭園の構成要素               | 40  |
| <b>第4章 現状と課題</b>          |     |
| 第1節 保存管理における現状と課題         | 59  |
| 第2節 公開活用における現状と課題         | 70  |
| 第3節 管理及び運営体制における現状と課題     | 79  |
| <b>第5章 基本理念と基本方針</b>      |     |
| 第1節 基本理念                  | 80  |
| 第2節 保存整備の指標年代             | 80  |
| 第3節 基本方針                  | 80  |
| <b>第6章 保存管理</b>           |     |
| 第1節 保存管理の方向性              | 81  |
| 第2節 保存管理の方法               | 82  |
| 第3節 防災及び防犯対策              | 84  |
| <b>第7章 公開活用、管理及び運営体制</b>  |     |
| 第1節 公開活用の方向性              | 86  |
| 第2節 公開活用の方法               | 86  |
| 第3節 管理及び運営体制              | 88  |

**第8章 整備**

|              |    |
|--------------|----|
| 第1節 整備の方向性   | 90 |
| 第2節 保存のための整備 | 90 |
| 第3節 活用のための整備 | 95 |

**第9章 現状変更等の取扱い**

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 第1節 現状変更等の取扱い方針         | 97  |
| 第2節 現状変更等の取扱い留意事項       | 97  |
| 第3節 現状変更等の取扱い基準         | 98  |
| 第4節 構成要素ごとの現状変更等の許可申請事務 | 100 |
| 第5節 現状変更等の申請以外の届出       | 101 |

**第10章 今後の事業計画**

|               |     |
|---------------|-----|
| 第1節 実施計画      | 102 |
| 第2節 追加指定の検討   | 105 |
| 第3節 計画の見直しと改訂 | 105 |

|      |     |
|------|-----|
| 巻末資料 | 107 |
|------|-----|

**附録**

|          |     |
|----------|-----|
| 関係法令（抜粋） | 110 |
|----------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 図版目次 | 125 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 参考文献 | 127 |
|------|-----|

## 第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

### 第1節 計画策定の経緯

名勝臥龍山荘庭園（以下、本庭園という）は愛媛県大洲市に所在し、近世からの名所である臥龍の淵に臨み、雄大な肱川の眺望が得られる好立地にある。本庭園は肱川に面した崖上の平場、東側の島（蓬萊山）、それらの間にある臥龍の淵こうちどらじろうからなり、崖上の平場にある臥龍山荘は、明治32年（1899）から同40年（1907）にかけて河内寅次郎によって造営された。建造物は趣向を凝らした意匠が各所に見られ、昭和57年（1982）に大洲市指定有形文化財、昭和60年（1985）に愛媛県指定有形文化財となり、平成28年（2016）には建造物3棟が重要文化財指定を受けた。

一方、本庭園は昭和31年（1956）に大洲市の名勝指定を受け、昭和53年（1978）に所有者である河内陽一氏からの寄付によって大洲市（以下、本市という）の所有となり、昭和54年（1979）には公開に向けて整備を行い、翌年には一般公開を開始した。

平成7年（1995）には本庭園の建造物を対象に、自治省の地域文化財保全事業として平成の大改修を開始し、翌8年（1996）に完成した。平成22年（2010）からは商工観光課（現観光まちづくり課）の管轄のもと、指定管理団体によって施設や設備の管理及び一般公開を始めた。

本市では平成29年度から3か年で名勝地調査事業を実施し、『臥龍山荘及び亀山公園名勝調査報告書』（令和2年（2020）3月）を刊行した。名勝地調査では、大洲市指定名勝で一体として評価している「臥龍及び亀山公園」を中心に、景勝地として位置づけられた肱川の周辺環境を含めて総合調査を実施し、名勝としての価値を明らかとした。また、平成30年度には文化庁の受託事業による文化財庭園保存技術者協議会主催の実技技能研修及び文化財庭園フォーラムが開催され、庭園景観を改善する修復剪定を実施し、庭園の地割や空間性が明確となった。これらの調査などを経て、令和3年（2021）10月11日、文化財保護法に基づき、本庭園が名勝に指定された。

今後も名勝庭園として、本市と指定管理団体を始めとする関係者が本庭園の保存及び活用に組織的に取り組み、後世へ保存及び継承する必要がある。そのために、相応しい保存管理のあり方を定め、公開活用、整備などを行うための基本となる計画が必要であることから、令和4年（2022）に名勝臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会を設置し、2か年をかけて名勝臥龍山荘庭園保存活用計画（以下、本計画という）を策定する。

### 第2節 計画策定の目的

本庭園では平成28年（2016）より、文化財庭園保存技術者協議会 元代表の水本隆信による植栽及び庭園管理の指導を得て、地元造園技術者と共に庭園整備を進め、個々の課題への対策を講じてきた。しかしながら、根本的な対策や長期的な景観対策などについては検討が及んでおらず、「平成の大改修」から約30年が経過した現在、建造物の老朽化などの課題も発生し、計画的な保存修理の時期を迎えたと言える。

本計画では、今後の保存活用に向けて、改めて本庭園が有する本質的価値と構成要素を明確にし、それらの確実かつ適切な保存を図ったうえ、適切な整備や公開活用を行うための基本方針及び方法などを検討することを目的とする。さらに、現状における課題や今後発生する可能性のある諸問題への対策、現状変更等の取扱い基準をまとめた計画を策定する。

### 第3節 計画の対象地

#### 第1項 位置

本庭園が所在する大洲市は、愛媛県の西部に位置し、県都である松山市から西南に約50kmの距離にあり、北は伊予市と喜多郡内子町、西は八幡浜市、南は西予市の3市1町に隣接している。市の中央には、四国縦貫、横断自動車道が整備され、松山方面から、八幡浜、西予、宇和島、高知、四万十方面への玄関口として、広域流通や商業の拠点形成が進むとともに、文化、交流、観光の面でも重要な結節点となっている。

本庭園は本市の肱南地区に位置する。肱南地区は肱川が大きく湾曲した中流域に広がる旧城下町であり、戦災を免れたことから大洲城や武家屋敷などが多く残る。本庭園もその一つであり、臥龍の淵や  
とみすやま やなせやま かめやま かぐらやま ねほうじかわら  
富士山、梁瀬山、亀山、神楽山、如法寺河原を眺めることができる景勝地に立地している。

また、「肱川水と緑のネットワーク」（国土交通省）整備区域内にあり、本庭園の周辺には肱川の水辺にふれあうことができる散策路が整備されている。



[図 1-1] 大洲市位置図  
(国土地理院地図に加筆)



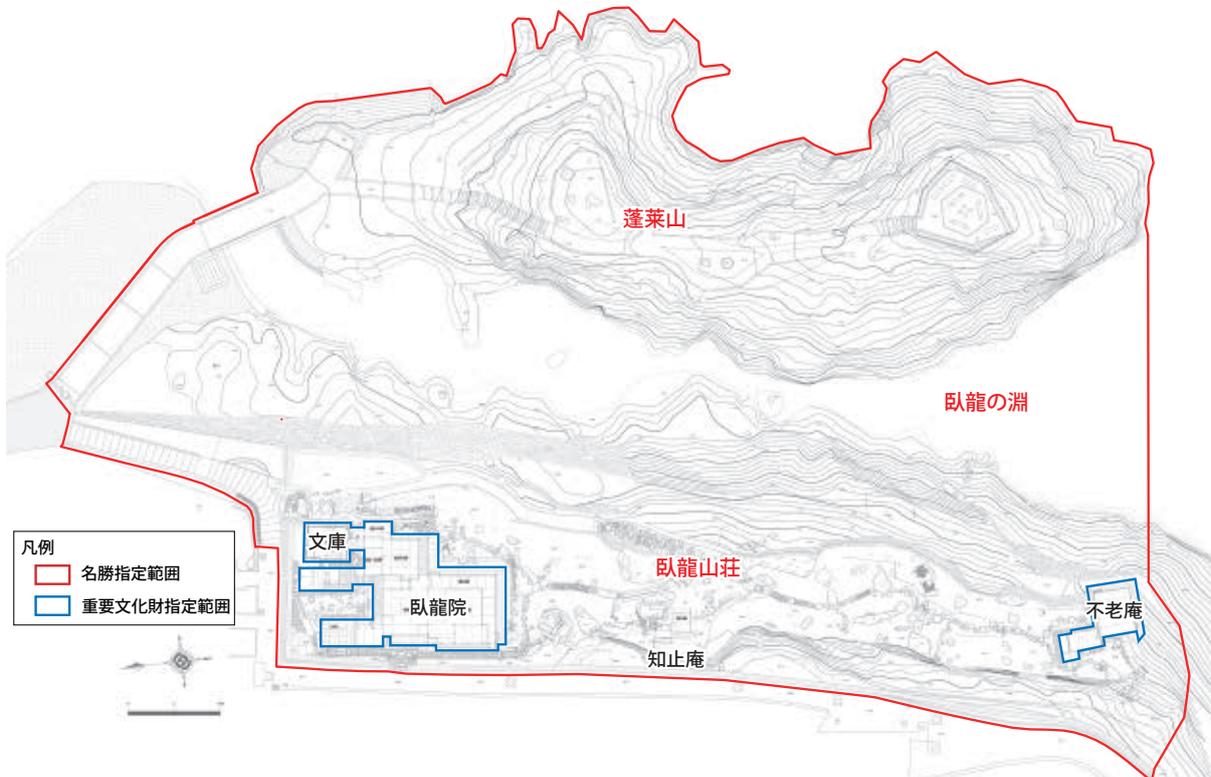
[図 1-2] 臥龍山荘庭園位置図（国土地理院地図に一部加筆）

## 第2項 対象範囲

本計画の対象範囲は、名勝指定範囲である6,764.40㎡を基本とする。ただし、庭園を取り巻く環境についても一体として配慮する必要があることから、眺望景観を成す亀山、富士山などの周辺環境を含めて検討を行う。なお、重要文化財指定の建造物に対する詳細計画については、建造物保存活用計画において定める。



[図 1-3] 対象範囲位置図 (国土地理院地図に一部加筆)



[図 1-4] 名勝指定範囲

## 第4節 文化財の指定状況

本庭園は令和3年(2021)10月11日に、文化財保護法に基づいて名勝に指定された。以下に本庭園の指定説明と関連する建造物の指定状況を示す。

### 第1項 庭園

名称：臥龍山莊庭園がりゅうざんそうていえん

種別1：名勝

面積：6,764.40㎡

指定番号：文部科学省告示第139号

指定年月日：2021年10月11日(令和3年10月11日)

指定基準：一、公園、庭園

所在地：愛媛県大洲市大洲411-2 外11筆

所有者名：大洲市、国

説明文：臥龍山莊庭園は大洲の旧城下町東部の外れに位置する。この付近は肱川ひじかわが蛇行しながら北へ流れ、淵と瀬を形成している。庭園はその淵に面する左岸の崖の上であり、北東から南にかけて肱川とその河原が、その外側を富士山とみすやま(標高約320m)、梁瀬山やなせやま(同約372m)、亀山(同約70m)などの山々が囲んでいる。

臥龍山莊庭園は、新谷にいや(現・大洲市新谷)出身の貿易商河内寅次郎こうちとらじろう(1853～1909)が明治後期に造営したものである。寅次郎は神戸を拠点として木蠟もくろうの輸出で財をなした。工事は明治32年(1899)5月の石垣の築造に始まり、10年近くの歳月をかけて建築物や庭園が整備された。建築は地元の大工中野寅雄なかのとらお(1870～1935)が棟梁を務め、細部の造作には金物師中川浄益かなものしながわじょうえき<sup>1</sup>や塗師中村宗哲ぬしなかむらそうてつ<sup>2</sup>など千家の茶道具の職家が関わった。庭園の施工は神戸の庭師「植徳」が行ったと伝わる。明治42年に寅次郎は病気のため神戸で亡くなったが、その墓は肱川を隔てて臥龍山莊を見守るように建てられた。寅次郎没後は長らく親族によって管理が行われ、その後昭和53年に大洲市の所有となった。昭和55年から一般に公開されている。

指定範囲は、西側の崖上の平場、東側の島、それら間にある溪谷の三つに大きく分かれる。崖上の平場は、肱川の水面から十数mの高さで南北に細長い。北辺約20m、南辺約10m、南北約90mの大きさで、臥龍院がりゅういん、不老庵ふろうあんなどの建築物や庭園が造られている。東側の島は現在「蓬莱山ほうらいざん」と呼ばれているが、江戸時代の「大洲城下町割図」(19世紀前半、大洲市立博物館蔵)には「臥龍山」と書かれている。南北約100m、東西約40mの島で肱川に浮かぶ。二つの小丘があり、その様子が龍の背中のように見えることから「臥龍」と名付けられたと伝わる。一番高いところは水面から10mあまりの高さがある。間にある溪谷は肱川の深淵から続いており、「臥龍の淵」といわれている。東西両面は切り立った崖になっている。

崖上の平場には、北辺の中央東寄りに正門があり、北西部に主屋「臥龍院」、真ん中西寄りに茶室「知止庵ちしあん」(昭和24年に浴室便所を改築)、南端に懸造の離座敷「不老庵ふろうあん」が建つ。北にある正門を入ったところは左に中低木等の植込みのある前庭となっており、歩を進めると道は二手に分かれる。右へは階段が、左へは崖沿いに園路が延びる。階段の右手には石垣が築かれており、その上には「文庫ぶんこ」と呼ばれる土蔵が見える。石垣には、元から生えていて残されたチシャノキや嵌め込まれた石臼があ

註 1. 第9代中川浄益  
2. 第9代中村宗哲

目を引く。階段を上っていくと進路は大きく右へ転回し、左に庭園への入口である「路次門」が、そして目の前に主屋の臥龍院が現れる。「路次門」の前を過ぎ臥龍院の縁先に沿って進むと玄関に至る。臥龍院は茅葺の建築物で桂離宮などの名建築から着想を得た意匠を取り入れるなど、細部に趣向を凝らしている。

臥龍院の周りには北西部と南側に庭園がある。北西部の庭園は、建物と塀に囲まれた空間で、塀際に設置された便所まで縁先から飛石が打たれている。南側の庭園は、臥龍院から見たとき、縁先から奥へ飛石や延段の園路が延びる。飛石には緑色片岩や伊予上灘で採れる「げんだ石」のほか、石臼を転用したものなどもある。右手前には釣瓶を伴った井戸があり、そのほかには山燈籠を含む数基の石燈籠を随所に配置している。植栽はモッコク、サルスベリ、センリョウのほか、奥にソテツなどを配し、地表面はコケ類やシダ類で覆っている。また東の方向には、植込みの向こうに蓬莱山、富士山、肱川を望むことができる。

臥龍院から奥へ続く園路は、緩やかにくねりながら南端の不老庵までおよそ 60 m 延びている。様々な石を用いた飛石や延段に沿って 15 m ほど進むと、右に知止庵、左に低い築山がある。それらの少し先に中門の痕跡があることから、元々はここで庭園が区画されていたものと考えられる。中門跡を過ぎても緑色片岩や輝緑岩等、多様な石を使った飛石や延段が続き、その脇を景石、石燈籠、コケ類、シダ類等が飾る。前方にサルスベリやカエデ類、左に峡谷の景を見ながら進むと不老庵へ近づいていく。不老庵は茅葺の懸造の建築物で、その座敷からは左手奥から流れてきた肱川が大きく方向を変えて淵をなし、眼下を流れゆく様が見える。天気の良い日には太陽の光が水面に反射し、季節や時間によって様々な輝きを見せる。蛇行する肱川の向こうには、左から右へ富士山、梁瀬山、亀山等が周りを取り囲むように裾を重ね、その壮大な景観は最大の見どころとなっている。

臥龍山荘庭園は、眺望の利く地に個人の別荘の庭園として造営されたものである。一方で臥龍の淵近辺は人々の観賞の対象になっており、大正期から昭和初期の絵葉書や写真には、臥龍の淵、不老庵、蓬莱山と一緒に写ったものが多数ある。その後に撮影された写真でも同様の構図を確認することができ、臥龍の淵周辺は現在に至るまで大洲を代表する景観の一つであり続けている。

以上のように、臥龍山荘庭園は、明治後期に実業家河内寅次郎が眺望を念頭に趣向を凝らした建築物とともに造営した庭園で、肱川、富士山等からなる周辺の景観を大きく取り込んで空間を構成している点が極めて独創的である。また、不老庵、臥龍の淵、蓬莱山を含む景観は現在まで観賞の対象となってきた。芸術上及び観賞上の価値、日本庭園史における学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

説明文引用：文化庁監修「月刊文化財」9月号（696号）第一法規 令和3年9月

※文中の漢数字は算用数字に、メートル法は記号に改めた。また注釈を加筆した。

## 第2項 建造物

本庭園の建造物は知止庵を除く3棟が重要文化財に指定されている。以下に、文化財指定内容を掲載する。

名称：臥龍山荘

所在地：愛媛県大洲市大洲字勘兵衛屋敷411番地

所有者：大洲市

指定範囲：3棟 臥龍院（建築面積129.72㎡）、不老庵（建築面積30.18㎡）、  
文庫（建築面積17.33㎡）

指定年月日：平成28年（2016）7月25日

説明：臥龍山荘は、大きく蛇行する肱川の、臥龍の淵をのぞむ景勝地に建つ。木蠟の輸出で財をなした大洲市新谷出身の貿易商河内寅次郎（1853～1909）が建てた別荘で、明治30年頃寅次郎がこの地を購入し、同33年から建築を開始した。まず不老庵が明治34年に建てられ、文庫が同37年に上棟、臥龍院が同38年に上棟した。地元大洲市中村渡場の大工中野寅雄（1870～1935）が棟梁を務め、臥龍院の細部造作には金物師中川浄益や塗師中村宗哲など千家の茶道具の職家が関わった。その後明治42年の寅次郎没後は一族親戚が居住管理してきたが、昭和53年に大洲市の所有となり、同55年から一般公開されている。

敷地は肱川の流れて沿って南北に長く、北に入口を構える。入口に近い敷地北寄りに臥龍院が建ち、その北に文庫が接続する。敷地南端には崖地に張り出すように不老庵が建つ。臥龍山荘の建造物は、昭和60年2月15日付けで愛媛県指定文化財になっている。また、庭園は昭和31年9月30日付けで「臥竜及び亀山公園」として大洲市指定名勝となっている。

臥龍院は、寄棟造、茅葺の主屋で、桁行12.3m、梁間7.4mで東面北半を突出させ、北面西寄りに炊事場、東寄りに浴室及び便所を、いずれも切妻造、棧瓦葺で附属する。平面は南に13畳半の壺是、北に9畳半の清吹を並べ、清吹の東に仏間始定を挟んで8畳の霞月を置く。霞月の北は3畳の迎礼とし、東に土間の玄関を突出させる。壺是の南から東面にかけて畳廊下の佐屋間を廻し、その外に樽縁を張る。霞月の南と清吹の北に半間幅の廊下、霞月の東、清吹の西に高欄付の縁を付す。

壺是は、西面に奥行1間の大床を構えて床脇に棚と物入を作り、南の付書院に松皮菱黒漆塗の花頭窓を付け、欄間の屋久杉板に鳳凰の透彫を飾る。天井は棹縁天井である。能舞台としての使用も想定し、床下を掘り込み、備前焼の甕を12個埋める。佐屋間は天井を化粧屋根裏とし、欄間に丸い下地窓を千鳥に配す。軒は細丸太の垂木を深く差し出して茅屋根を軽やかにみせ、樽縁はツガの良材で、浄益銘の飾り釘が打たれる。

清吹は、北西隅に琵琶床を作り、その東に半間幅の床と平書院を並べ、南側に1間半幅の大書院を備える。床に籐の敷物を敷き、大書院の奥を障子引違とし、欄間には花筏の透彫を飾るなど夏向きの趣向をみせる。大書院上部に神棚を作り、神棚前部の壁止めを雲状の曲線とする。平書院の水紋や南面欄間の菊水の透彫、東面壁の雪輪形の窓など、随所に趣向を凝らし、流水を主題とした数寄屋造の空間を創出する。

始定は1畳強の広さの仏間で、北の仏壇境には籃胎に溜塗を施した壁面に黒漆の

もっこうわく  
木瓜枠をもつ障子窓を開け、天井を桐の一枚板とする。

霞月は、北面を踏込とし奥行の浅い床と太鼓襖の出入口を設け、西面に棚と押入を据える。床には炉を切り、天井は一面の紙張とする。棚は三段の霞棚を設えて壁面に丸窓を開け、裏手にあたる清吹からの光を取り込み、満月を思わせる仕組みとする。押入の引戸金具は蝙蝠形とする。東面平書院の欄間は瓢箪の透彫とし、障子は細い台形断面の組子を用いる。東縁の高欄は斜め棧を組み合わせた時雨意匠とする。廊下の床板はマツの一枚板だが、化粧目地で縁甲板風に見せる。

迎礼は玄関から続く小間で、3畳の東に一段低い1畳分の竹簀子床を付す。玄関は土間で天井は化粧屋根裏とする。

不老庵は、桁行4.9m、梁間3.9m、寄棟造、茅葺の離座敷で、北面西寄りに切妻造棧瓦葺の茶室を附属する。本体の過半を基礎の石垣から張り出した懸造とし、皮付きのスギ丸太を半間ごとに立て並べ、貫四段で固める。西面には葉のついた檜の立木をそのまま使い、軒を受ける。内部は8畳の一室で西面に幅2間の踏込床を設け、天井は一枚の竹網代をヴォールト状に張り込む。西を除く三方を開放して高欄付きの縁を巡らし障子をたてる構成で、崖下の肱川の眺望を得る。茶室は3畳の規模で、南面を床、北を物入とし西に出入口を付す。床にはナンテンの古木の落掛、サクラの皮付床柱を用い、天井は赤松小丸太の棹縁天井とするなど、趣向を凝らす。

文庫は、桁行4.6m、梁間3.7m、二階建の土蔵で、屋根は寄棟造、棧瓦葺の置屋根で軒を扇垂木とする。石垣上に建ち、外壁は下部に舟板を縦板張とし、上部にひしやぎ竹を張り、軒廻りのみ土壁を現す。開口部には片開の銅板扉を開き外観のアクセントとする。内部は板敷で、壁は真壁漆喰塗である。

臥龍山荘は、桂離宮などの名建築から着想を得た細部意匠を引用しつつ再構成した臥龍院、肱川を見下ろす懸崖上に大胆に張り出す不老庵など、いずれも吟味された材料と熟練した技術により、全体構成から細部に至るまで、極めて独創的で濃密な数寄屋の意匠にまとめ上げており、四国地方における近代の数寄屋建築の優品として、高い価値を有している。

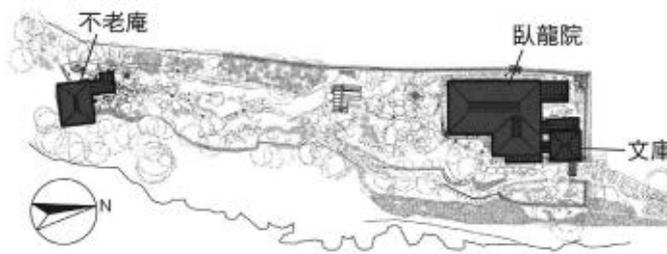
説明文引用：文化庁文化財部「月刊文化財」8号（635号）第一法規 平成28年8月

※文中の漢数字は算用数字に、メートル法は記号に改めた。

[表 1-1] 重要文化財指定建造物 各棟の詳細

| 棟名  | 年代          | 種別    | 構造及び形式等                  | 指定基準          |
|-----|-------------|-------|--------------------------|---------------|
| 臥龍院 | 明治38年（1905） | 近代/住居 | 木造、茅葺、北面炊事場、浴室及び便所附属、棧瓦葺 | (一) 意匠的に優秀なもの |
| 不老庵 | 明治34年（1901） | 近代/住居 | 木造、親及び棧瓦葺                | (一) 意匠的に優秀なもの |
| 文庫  | 明治37年（1904） | 近代/住居 | 土蔵造、二階建、南面廊下附属、棧瓦葺       | (一) 意匠的に優秀なもの |

\*臥龍院附指定：棟札2枚

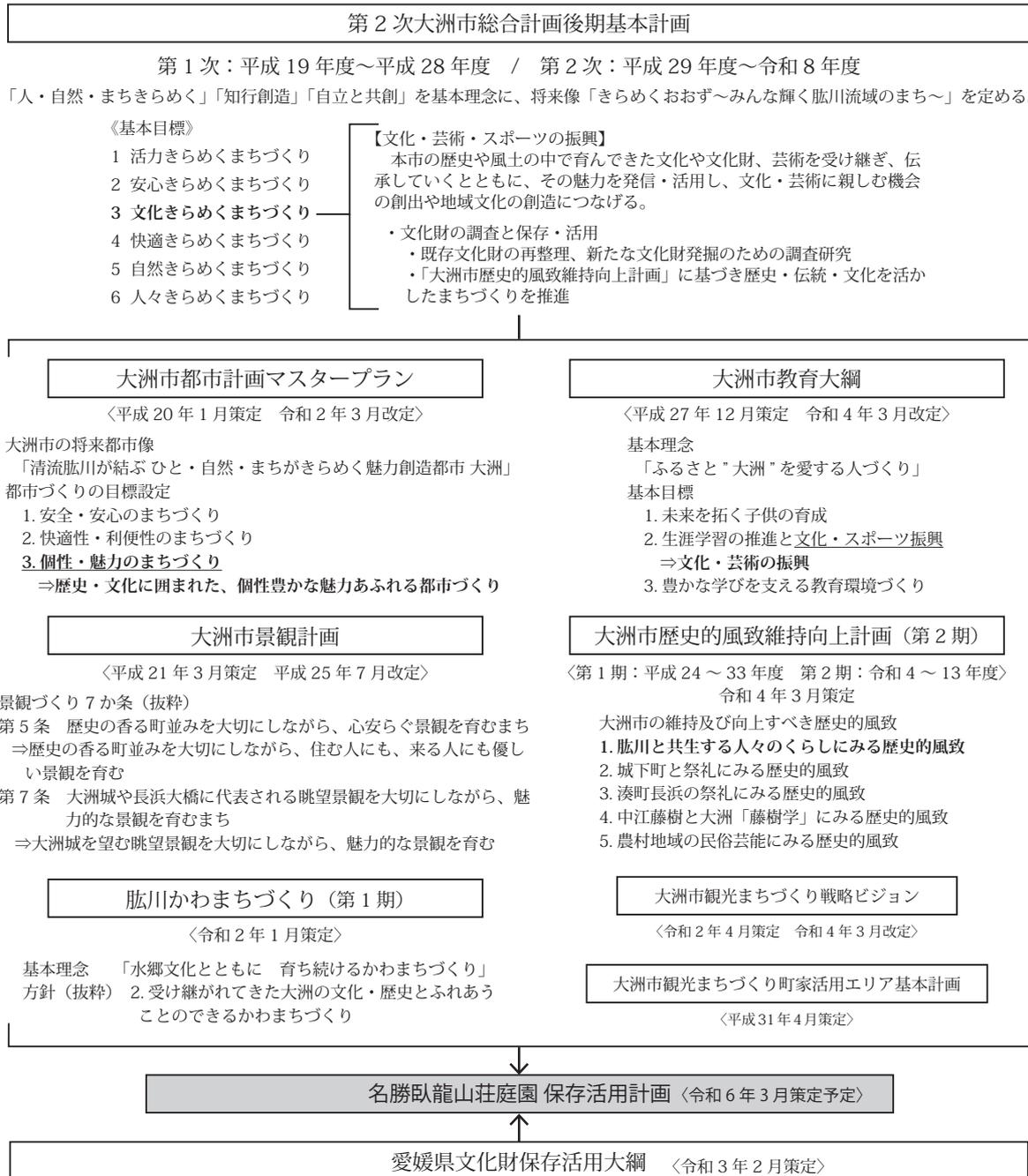


[図 1-5] 重要文化財指定建造物の配置図（出典：文化庁文化財部『月刊文化財』8号（635号））

## 第5節 関連計画

愛媛県及び本市では様々な計画が策定されており、本庭園に関連する計画は下図に代表される。文化財の継承や魅力の発信、肱川の景観を中心としたまちづくりなどが計画されており、本庭園は市内における唯一の名勝であること、肱川の眺望における重要な景観の一つであることから、関連計画を踏まえて本計画を策定する。

さらに、愛媛県文化財保存活用大綱の基本方針を具現化するものとして、本庭園における保存活用の基本方針を定め、整備に向けた事業計画を検討する。



〔図1-6〕 関連計画との位置づけ

**大洲市都市計画マスタープラン 平成20年(2008)1月策定 令和2年(2020)3月改定**

大洲市都市計画マスタープランは大洲市総合計画の見直しに伴い、計画の見直しを行った。年次目標を令和22年(2040)とし、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方と取り組み方針を示したものである。目標設定の一つに「個性・魅力のまちづくり」があり、歴史や文化が豊富な立地を生かした都市づくりを掲げ、観光資源の相互連携や回遊性の向上、まちづくりとしての活用を提示している。本計画においては周辺施設との連携を図るため、公開活用の基本方針を定めた。

**大洲市景観計画 平成21年(2011)3月策定 平成25年(2013)7月改定**

大洲市景観計画は景観法に基づき、本市の美しい姿、風土を将来に向けて守り、育てていくための計画である。地域ごとの実情や歴史的背景に考慮し、5種類区域に細分化し、各地域の景観形成方針を定め、建築行為に関わる規制等を行っている。本庭園は昔懐かしい伝統的景観保全及び形成区域に位置しており、建築行為に関わる景観形成方針が定められている。

本計画では整備にかかる内容において、敷地外から目に入る場所に新設する構造物などの色彩に留意することを方針に定めた。

**大洲市教育大綱 平成27年(2015)12月策定 令和4年(2022)3月改定**

大洲市教育大綱は大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものである。「ふるさと”大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げている。

その中に生涯学習の推進と文化やスポーツの振興があり、基本方針に文化・芸術の振興を挙げている。本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存及び継承し、その魅力を発信、活用するとともに、文化や芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進するとある。本庭園がその一助となれるよう、活用計画の基本方針を定めた。

**肱川かわまちづくり 令和2年(2020)3月策定**

肱川かわまちづくりは「水郷文化とともに育ち続けるかわまちづくり」を基本理念に、肱川と共に歩んできた歴史、文化、伝統を活かしながら将来にわたって活力ある地域づくりを進めるものである。第1期計画では環境整備主要拠点内の文化歴史ふれあいゾーンを中心に整備を行う。これにより、各文化及び観光施設との繋がりが望め、本計画ではこれを前提とした活用計画を検討した。

**愛媛県文化財保存活用大綱 令和3年(2021)2月策定**

愛媛県は文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化し、県内における各種取り組みの共通基盤を定めた。基本方針のうち、本計画策定の趣旨は④文化財の適切な維持管理と修理・整備等、⑤文化財活用の拡充、⑥文化財の活用による保存、⑦文化財保護体制の強化、と特に関連している。

これらを本計画策定の趣旨と照らし合わせると次のように考えられる。名勝庭園と重要文化財建造物の一体的な保存活用計画を策定し、計画的な保護事業を実施する。本庭園は、すでに公開活用を行っているが、安全性や快適性等を向上させるとともに、名勝庭園と重要文化財建造物の魅力をより強く伝達する仕組みを工夫していく必要がある。文化財の本質的価値を理解したうえで、まち

づくり、観光、教育等の地域社会における活用を図り、地域での認知を向上させ、保護の機運が高まるように取り組む必要がある。保存活用を図るため、学芸員等の専門職員の確保と育成に加え、関連施設等との連携が必要であり、管理及び運営体制の拡充を図った。

### 第2次大洲市総合計画後期基本計画 令和4年（2022）3月策定

第1次大洲市総合計画は平成19～28年度を計画期間とし、将来像を目指してまちづくりを進めた。平成29年度からは、更なる発展に向け第2次大洲市総合計画を策定した。この計画は平成29～令和8年度の計画期間の中間年度に見直しを図ったものである。将来像を実現するための施策の一つに文化財の調査と保存及び活用を挙げており、本計画では施策である保存や活用を図るための保存計画を策定する。さらに歴史、伝統、文化を活かしたまちづくりを推進していることから、本計画では周辺施設との連携を図るため、公開活用の基本方針を定めた。

### 大洲市歴史的風致維持向上計画（第2期） 令和4年（2022）3月策定

大洲市歴史的風致維持向上計画では大洲城跡及び旧城下町が存在する肱南地区を重点区域を定めている。重点区域は国指定の重要文化財やその周辺に残る歴史的に価値の高い建造物と歴史や伝統を反映した人々の活動が一体となって形成された、良好な市街地環境を有する地区であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することを特に必要としている。

本計画においては公開活用の面で周辺の歴史的建造物との連携を図るため、基本方針を定めた。

## 第6節 事業体制

### 第1項 事業体制

計画を策定するにあたり、令和4年（2022）11月1日に有識者会議として「名勝臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会」（以下、策定委員会という）を設置した。

事務局は大洲市教育委員会が務め、学識経験者や関係者、行政機関により構成される策定委員会において計画策定に向けた審議を行った。

【名勝臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会名簿】 ※〈 〉内は専門分野

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 委員長  | 丸山 宏   | 名城大学 名誉教授〈庭園史〉                            |
| 副委員長 | 江崎 次夫  | 愛媛大学 名誉教授〈森林環境学〉                          |
| 委員   | 矢ヶ崎善太郎 | 大阪電気通信大学 教授〈建造物〉                          |
|      | 菅野 隆次  | 大洲市文化財保護審議委員会委員<br>菅野建設株式会社代表取締役〈建造物／郷土史〉 |
| ワザバー | 青木 達司  | 文化庁文化財第二課 名勝部門 文化財調査官                     |
|      | 吉村 匡   | 国土交通省 大洲河川国道事務所 河川管理課長                    |
|      | 西村 暢人  | 愛媛県教育委員会文化財保護課 埋蔵文化財係 係長                  |
|      | 水本 隆信  | 臥龍山荘 植栽管理技術指導者<br>文化財庭園保存技術者協議会 元代表       |
| 事務局  | 城戸 弘一  | 大洲市教育委員会 教育部長                             |
|      | 脇坂 剛   | 大洲市教育委員会 文化スポーツ課課長                        |
|      | 大津 宝丈  | 同上 課長補佐                                   |
|      | 岡崎 壮一  | 同上 専門員                                    |
|      | 白石 尚寛  | 同上 専門員（令和4年度）                             |
|      | 山田 広志  | 同上 係長（令和5年度）                              |
|      | 山下 和広  | 大洲市建設部 都市整備課課長（令和4年度）                     |
|      | 村上 司   | 同上（令和5年度）                                 |
|      | 徳石 伊重  | 大洲市環境商工部 観光まちづくり課課長                       |

### 第2項 策定委員会の開催経過

令和4～5年度において、計4回の策定委員会を開催し、本計画について審議を行った。

〔表1-2〕策定委員会経過内容

| 年度  | 日時         | 審議項目   | 出席者（敬称略）   |
|-----|------------|--|--|
| 第1回 | 令和4年11月16日 | ・計画策定の概要、目次構成<br>・庭園の内容、価値について<br>・現地確認          | 委員：丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次<br>ワザバー：青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局 |
| 第2回 | 令和5年2月20日  | ・現状と課題<br>・基本理念と基本方針<br>・保存管理<br>・公開活用及び運営 ・管理体制 | 委員：丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次<br>ワザバー：青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局 |
| 第3回 | 令和5年7月19日  | ・整備<br>・現状変更等の取扱い<br>・今後の事業計画                    | 委員：丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次<br>ワザバー：青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局 |
| 第4回 | 令和6年1月24日  | ・全体構成の確認   | 委員：丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次<br>ワザバー：青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局 |

## 第2章 庭園の内容

### 第1節 庭園をとりまく環境

#### 第1項 自然環境

##### (1) 地形／地質

##### ①地形

本市は市域の中心を一級河川肱川とその支流である矢落川が流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されている。面積は432.24km<sup>2</sup>であり、その70.6%が森林で構成され、豊かな農林業地域を形成している。中央部には大洲盆地が広がり、北西部は瀬戸内海伊予灘に面している。肱川は先行性河川と呼ばれ、上流域だけでなく、下流域でも高い谷壁が河川に迫っている様子が見られる。大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりが少ないといった地形的特性を有している。流域面積の約90%が山地で、肱川は山に挟まれた狭窄部を経て、伊予灘に注ぐ。本庭園は肱川が大きく蛇行する地点にあり、川の浸食、堆積作用によって河原ができ、上流から運ばれた礫が堆積しやすい場所である。

大洲盆地は伊予灘海岸の長浜から四国山地を直線距離で、およそ12kmさかのぼる内陸性の盆地である。しかし、その盆地床にあたる大洲平野は、しま目地層に沿って生じた延長10km、最大幅2.5km、そして深さが海面下30m以上に達する陥没帯に、氾濫頻度のきわめて高い肱川が交わり、それをすっかり土砂埋没させてしまった面積およそ10km<sup>2</sup>、そして海拔わずかに10m前後の異常に低湿な沖積平野である。



[図 2-1] 地形図

(大洲市『大洲市景観計画』平成21年3月に加筆)

##### ②地質

本市の地質は北から、長浜地域の三波川変成コンプレックスの苦鉄質片岩、その南側に大洲市中心部を構成する三波川変成コンプレックスの御荷銻緑色岩類などが分布している。

御荷銻緑色岩類は変斑れい岩、変輝緑岩(変成ドレイイト)、玄武岩質凝灰岩などからなり、塊状に分布している。これらの岩石は浸食に対する抵抗力が強く、急峻な地形を作るとともに、

大洲盆地などにおける肱川の流路を規制している。その南側は、ジュラ紀付加コンプレックスちちぶるいたいぼくたい（秩父累帯北帯）となり、チャートや左岸の岩塊を含む泥質混在岩で構成されている。

富士山から神南山付近に変輝緑岩が分布し、硬く、風化しにくいいため、昔から大洲城をはじめとする石垣に利用されている。

本庭園が位置する地域は、肱川の両岸が白亜紀時代の三波川変成コンプレックス<sup>\*3</sup>の内、大洲ユニット<sup>\*3</sup>が分布し、泥質片岩から成る。大洲ユニットは、泥質片岩から主に構成され、これに少量の変成チャート及び苦鉄質片岩、砂岩を伴う。

泥質片岩は黒色、暗灰色、銀灰色を呈し、片理（鉱物が薄片を重ねるように並行に配列して縞模様を呈する構造）が発達している。変成チャートは白色、灰白色、薄赤茶色を示し、厚さ数cmの石英からなる層の間に変成泥岩が挟まれる層状構造を示す。苦鉄質片岩は緑色を示し、弱い片理が発達する。なお、周辺は現河床堆積物の礫、砂及び泥から成る。



〔図 2-2〕 地質図

(独立行政法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター「5万分の1地質図大洲」2010年に加筆)

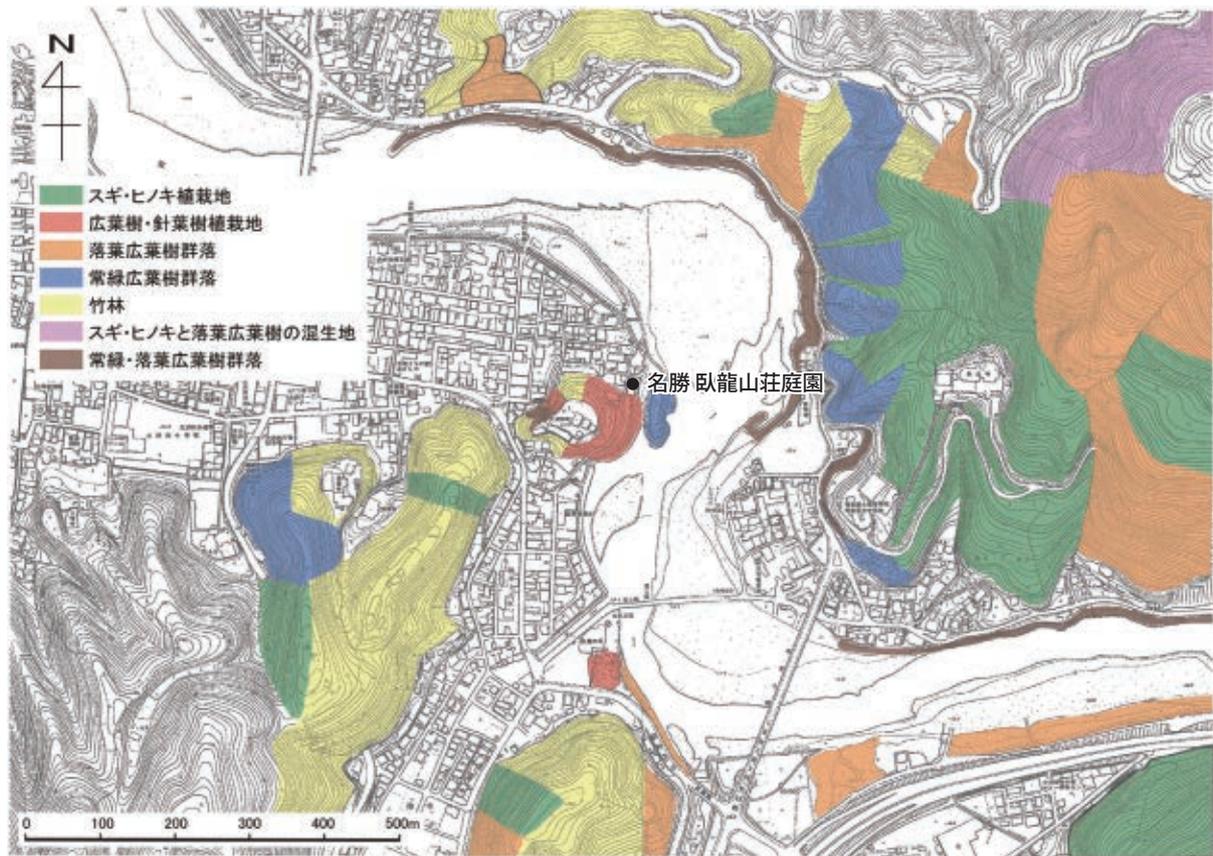
## (2) 植生

愛媛県全体の森林の現況としては、天然林が 35.2%、人工林 60.2%、竹林が 1.1%、その他 3.5% となっている（平成 30 年（2018）12 月時点）。大洲市の森林面積は総合計が 31,515ha で、樹種別面積の構成は、マツ 5.5%、スギ 28.7%、ヒノキ 28.9%、クヌギ 12.2%、竹 2.5% などとなっている（平成 30 年（2018）12 月時点）。

次に平成 30 年（2018）秋から令和元年（2019）7 月に実施した対象地（ここでは臥龍山荘及び亀山公園）を含めたこの地域の植生調査結果を基に、植生の変遷（植生遷移）<sup>\*4</sup> や今後の課題などについて、詳細に記述する。

対象地を含めたこの周辺地域の森林は、人間が関わりを始めた縄文時代には常緑広葉樹（照葉樹）が主体であった。森林の劣化はこの時代から始まり、江戸時代には、急激な人口増により、これまで以上に生活に必要な物資を多量に森林から採取したため、森林は一層荒廃し、痩せ地や乾燥地に強いアカマツ主体の林分になっていたようである。その後、アカマツ林で土壌が肥沃化した場所やその周辺には、シイ、カシ類などの常緑広葉樹やコナラ、クヌギなどの落葉広葉樹が侵入したようである（江戸、明治期の絵図や文献による）。それらは、明治時代以降、なかでも戦後の昭和 20 年代から 30 年代初めの拡大林思想に伴って、地味の比較的良好な場所は、スギ、ヒノキやクヌギなどの人工林に林種転換され、今日に至っている。人工林でクヌギ林が多いのが

註 3. 複数の岩石や地層から構成される複合岩体は“コンプレックス”と称し、その中の構造単位を“ユニット”と記述した。したがって、従来“岩体”や“層”と表現されていたものの一部は、上記の通り、表現されている。  
4. 縄文から現在までの臥龍山荘及び亀山公園を含む周辺の植生の推移（遷移）状況については、文献や古い絵図を参考に調査を行った。



〔図2-3〕 臥龍山荘及び亀山公園周辺の植生図<sup>\*5</sup>  
 (愛媛大学名誉教授 江崎次夫作成 令和元年7月10日)

この地域の特徴である。これは大洲藩が薪炭材としての植栽を奨励したことによる。現在のアラカシは土壤の非常に薄い場所に、コジイはそれよりはやや厚い箇所に分布の傾向が認められる。

また、残存していたアカマツ林は坑木、パルプ材や用材に活用されていたが、時間の経過と共に、土壤化が進行し、次第に広葉樹が侵入して優占種となり、これに松くい虫の影響も重なってアカマツの樹勢は低下傾向であり、現在はほとんど見かけることはできない。松くい虫被害の跡地は大部分がヒノキ林となっている。スギ、ヒノキなどの人工林は昭和39年(1964)の木材輸入の全面自由化に伴う影響をうけて木材価格が低迷し、その結果、手入れ不足となり、放置森林が急増している。広葉樹林についても、昭和30年代頃までは、炭焼きの原料、各家庭用の薪やかや、水田や畑地の有機質肥料、農機具の材料や稲木および山野草などを、里山の広葉樹林から採取するために、人々が里山に積極的にかかわってきた。つまり、人々と里山のかかわりが深く、常に人々の手が入り、その結果として里山は整備されてきた経緯がある。しかし、昭和40年代以降からはプロパンガスや他の代替燃料の発達という燃料革命があった。加えて化学肥料などの普及、また、農機具の機械化が急速に進展してきた。そのため、人々は里山から日常生活に必要な物資を採取する必要性がなくなった。さらに、シイタケ価格の下落により、クヌギのシイタケ原木としての需要も減少した。里山と人々の関わりが希薄となり、その状態が今日まで続いている。その結果として、落葉広葉樹のコナラ林やクヌギ林にはアラカシ、ヤブツバキやカゴノキなどの常緑広葉樹が目立つことから、コナラ林などから常緑広葉樹林への遷移が進んでいるものと考えられる。

また、江戸時代に中国から移入されたモウソウチクは、本地域でもタケノコ価格の低迷で、放

註 5. 現地調査と衛星写真から最新の植生図を作成した。

置竹林の中心的な存在である。これに加えてマダケ、ハチクなどの放置竹林も増大している。

対象地の臥龍山荘の庭園は明治の後半から整備が始まった。ここにはアカマツやイロハモミジやイヌマキに加えて、シュロなどが植栽され、今日に至っている。現在、アカマツは見られず、オガタマノキ、ヒラドツツジ、サツキ、ヤブツバキ、サザンカ、ソテツ、クロガネモチ、ナンテン、ラクウショウなどが主体となっている。コジイ、アラカシ、エノキ、センダンやクスなどの大木も見られる。それらは、現在、しっかりと管理されている。蓬莱山はアカマツ林を経て現在、シイ、カシ、ヤブツバキやアセビなどの常緑広葉樹が主体の林となっている。

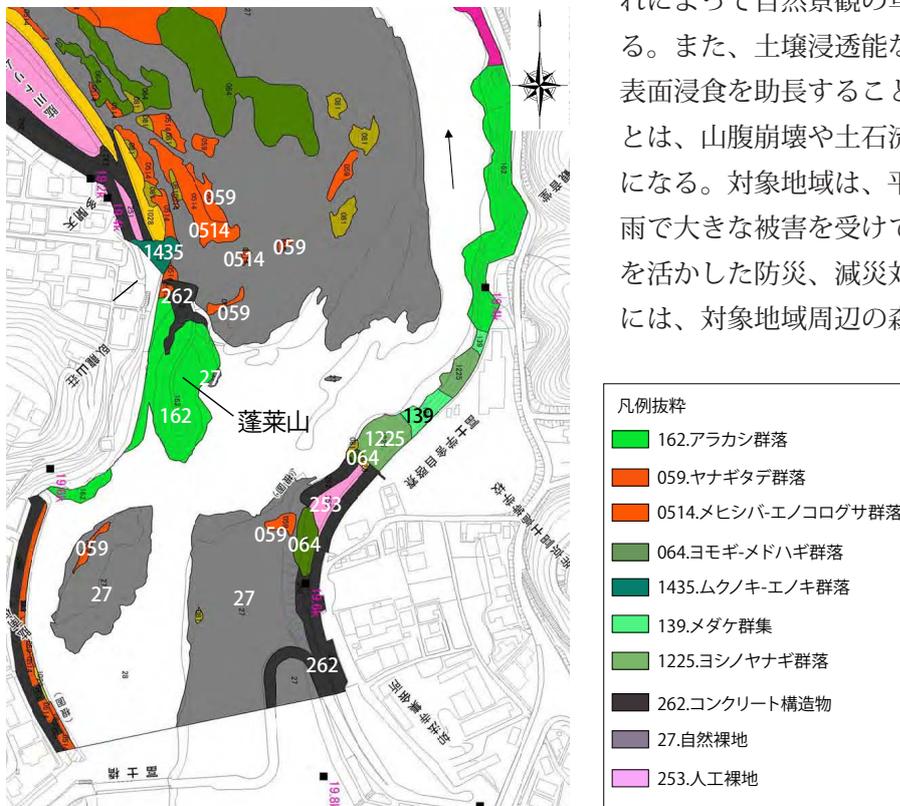


〔写真 2-1〕 亀山公園（大洲市誌写真版用写真の一部）  
（昭和 41 年～昭和 49 年頃撮影）

対象地や周辺の森林を主体とした現在の自然景観は、素晴らしいの一言につきる。しかし、対象地周辺で放置竹林が拡大しているのは大きな懸念材料である。また、その森林内部では少しずつ変化が起きている。その一つは前述した里山の放置による落葉広葉樹の常緑広葉樹化である。二つ目は、竹林や広葉樹林を含めてスギやヒノキ林の手入れ不足による土壌浸透能の低下、相対照度の低下及び形状比の増大である。現在のスギ、ヒノキなどの人工林やシイ、カシなどの広葉樹林の相対照度は 10%以下と非常に暗く、土壌浸食が発生している箇所が多々見受けられる。

これらの変化を食い止めなければ、自然景観の主要部分を占める植生の単純化につながる。それによって自然景観の単純化が進行することになる。

また、土壌浸透能などの低下は、土壌浸食や表面浸食を助長することになる。そして、このことは、山腹崩壊や土石流の発生にもつながることになる。対象地域は、平成 30 年（2018）7 月豪雨で大きな被害を受けていることから、このことを活かした防災、減災対策も必要である。具体的には、対象地域周辺の森林（竹林を含む）をしっかりと、手順に従って管理することである。そのことが自然景観の多様性の維持向上につながる。また、このことは景観面の向上は勿論、防災、減災にもつながるということを示す必要がある。



〔図 2-4〕 肱川植生図

（国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所提供「平成 26 年度 肱川植生図」に加筆）

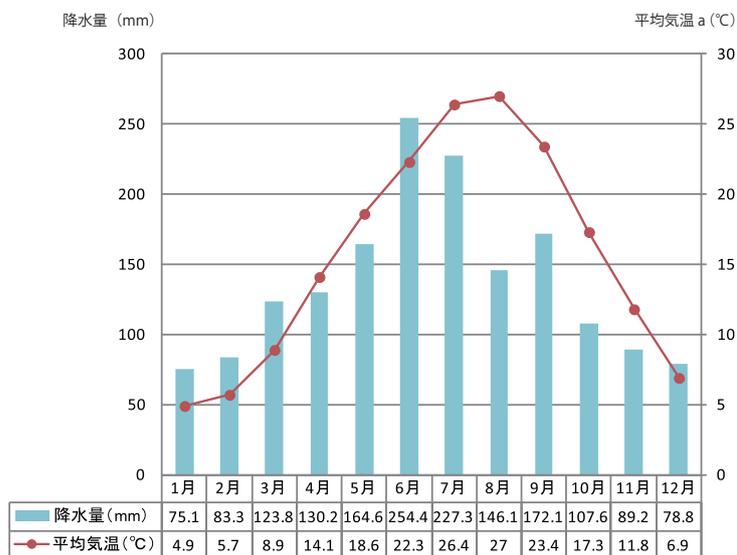
(3) 気候

大洲市東部の山間部は内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、西部は瀬戸内海式気候の温暖小雨の気候である。当地のある中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きい。大洲市の月平均気温を見ると、最低の1月で約5℃、最高の8月で27℃であり、年間を通じた温暖差は20℃前後である。年間降水量は約1,650mmであり、瀬戸内型気候と太平洋型気候の中間的な性質を示し、梅雨期や台風期に降水が集中しており、冬季は少ない。

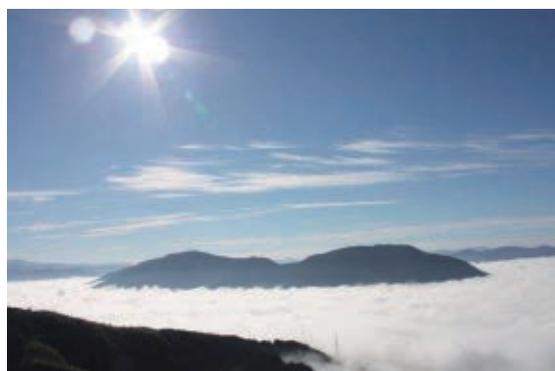
また、大洲盆地の特徴的な気象現象は10月から3月にかけて発生する濃い霧で、霧の上に突き出た山々が島状に見えることから「雲海」と呼ばれ、秋から冬にかけての風物詩となっている。この雲海は、日中と夜半の気温の差によって生じる肱川の水蒸気が上昇して形成されたもので、雲海に覆われた大洲盆地では、昼近くまで霧が晴れることはない。この霧が要因となり、ほかの地域に比べて、日照時間は少なく、曇天の日が多いため、湿度が高い。

流域の盆地の中でも、大洲盆地の霧は発生頻度も高い。これは大洲盆地への冷気の供給域が広くて、日中に伊予灘から高温多湿の空気が谷風あるいは海風として肱川の河口から移流してくるためである。年間霧日数はおよそ110日から40日程度であるが、年による変動も大きい。

さらに、大洲盆地に発生した雲海は、下流域の長浜地区にも「肱川あらし」という独特の気象現象を生み出している。「肱川あらし」とは、大洲盆地に溜まった霧が、伊予灘に向けて肱川を勢いよく下り流れ出るもので、霧を伴った台風のごとき強風が吹き流れる。「肱川あらし」は、日没後1時間から2時間たってから吹き出し、翌日の正午近くまで肱川の流れにそって海上に向かって吹き出すものである。世界的にも珍しい気象現象で、冬の風物詩となっている。



[図 2-5] 大洲市の年間降水量及び平均気温の平年値 (30年平均値)  
(気象庁ホームページデータを基に作成 2018-11-9 参照)



[写真 2-2] 大洲盆地に発生した雲海  
(大洲市『大洲市歴史的風致維持向上計画』より)



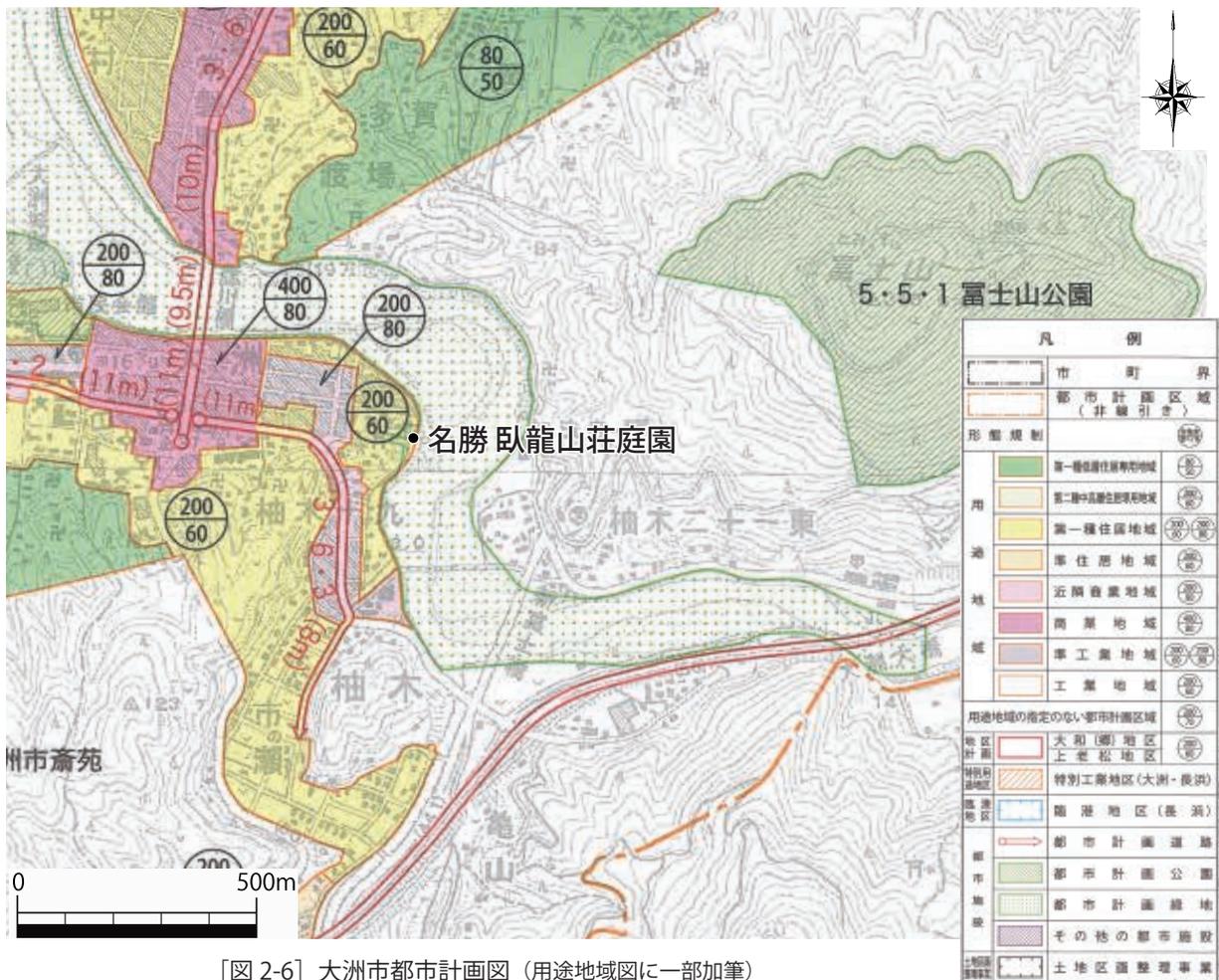
[写真 2-3] 肱川あらし  
(大洲市『大洲市歴史的風致維持向上計画』より)

## 第2項 社会環境

### (1) 都市計画法

本庭園の周辺一帯は、都市計画法で定める第一種住居地域及び都市計画緑地に位置する。周辺の地域は同じく第一種住居地域で、建蔽率 60%、容積率 200%、床面積 3,000㎡までの住居、店舗、事務所などの建設が可能である。公園西側の国道 441 号線沿いは近隣商業地域で、建蔽率 80%、容積率 200%までの住居、店舗、事務所、倉庫などの建設が可能である。

一方、対岸の富士山の麓（西側）や新富士橋方面の柚木は、用途地域の指定のない都市計画区域となり、建蔽率 70%、容積率 200%までの建造物の建設が可能である。富士山頂上付近や東側については、都市計画公園（富士山公園）に指定されている。



[図 2-6] 大洲市都市計画図 (用途地域図に一部加筆)

### (2) 河川法

肱川は富士橋（令和 6 年度撤去）の北を境に、国土交通省（大洲河川国道事務所）の直轄管理区域と愛媛県の管理区域に分かれている。本庭園が位置する区域は直轄管理区域であり、管理者は大洲河川国道事務所である。なお、蓬萊山は計画高水位（堤防などが洪水に耐えることができる水位として指定する最高の水位）によって囲われた区域以外は、河川区域である。

河川法では、次の場合に許可が必要となる。

#### 1. 河川区域内の土地を占有する場合

2. 河川区域内で工作物の新築、改築、除却をする場合
3. 河川区域内で土地の掘削、盛土などの形状変更をする場合
4. 河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築、改築をする場合

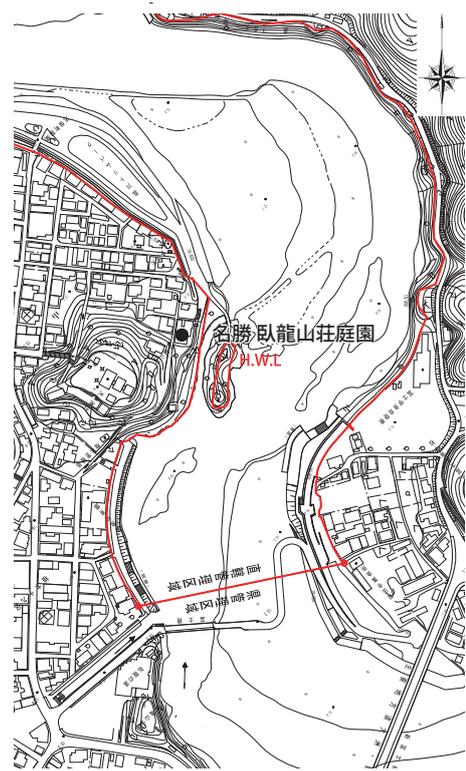
これらのほかにも、河川区域内で土石などを採取する場合、竹木の植栽、伐採をする場合、竹木の流送、物件の洗浄、砂利採取などにも許可が必要となる。

### (3) 防災関連の法指定区域

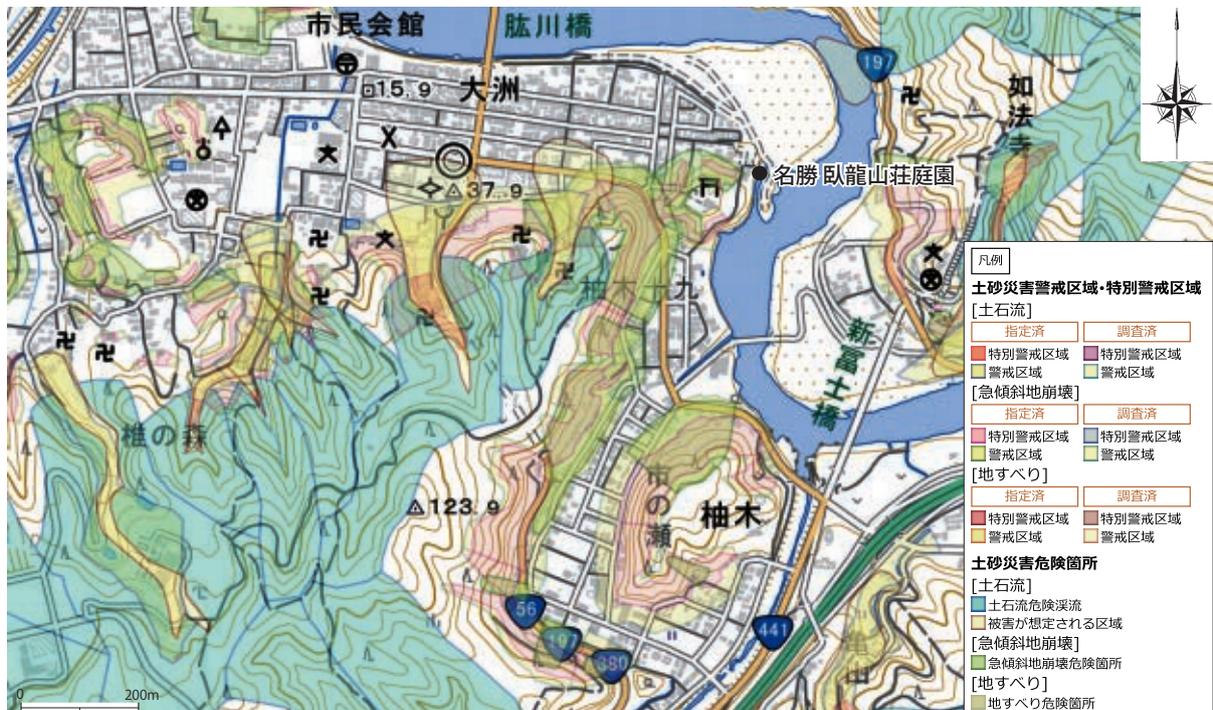
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。本庭園周辺では、市ノ瀬、柚木、尾坂、東山根の4箇所である(図2-8)。台風や豪雨、地震の際には被害が及ぶ可能性がある。『大洲市地域防災計画』(令和3年)に基づき、災害に備える必要がある。

指定区域地では水の浸透を助長する行為、工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、土砂の採取などの行為は制限され、県知事の許可が必要となる。ただし条件の適用外であれば、許可不要である。

えひめ土砂災害情報マップには土石流、急傾斜地、地すべりの警戒区域などの指定区域を図示しているが、本庭園においては、いずれも指定区域に該当しない。



【図2-7】河川区域図(国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所提供 一部加筆)



【図2-8】えひめ土砂災害情報マップ(愛媛県ホームページより 一部加筆)

### 第3項 歴史環境

大洲市の指定文化財は国指定 10 件、県指定 35 件、市指定 185 件、国登録 14 件、計 244 件存在する（令和 6 年 3 月時点）。

このうち、本庭園に関連する文化財として、表 2-1 に挙げた文化財がある。代表的なものとして重要文化財建造物の臥龍山荘、大洲城、如法寺仏殿、市指定有形文化財の旧松井家住宅主屋、市指定名勝の臥龍及び亀山公園、国登録有形文化財の旧加藤家住宅主屋などである。今後、周辺文化財と連携し、さらなる活用を図っていく必要があり、本項では関連文化財を整理する。

大洲城は東に肱川、西に久米川が流れる小丘に築造された平山城である。城跡には本丸を中心とする石垣、国の重要文化財である櫓 4 棟、県指定文化財である下台所、内堀の一部が現存している。このうち、本丸と二の丸の一部が県の史跡に指定されている。

如法寺は富士山の中腹にあり、大洲藩 2 代藩主 加藤泰興が寛文 9 年（1669）に、深く帰依した盤珪永琢を開山として創立した、臨済宗妙心寺派に属する寺院である。その仏殿が国の重要文化財に指定されており、また境内は市指定の史跡及び名勝となっている。富士山の麓となる西側には如法寺河原と呼ばれる河原が広がる。

旧松井家住宅主屋は大正 15 年（1926）、フィリピンにおいて貿易会社を営んだ松井國五郎によって建てられた別荘である。東南アジアからの南洋材なども用いられており、貿易業を営んだ松井國五郎を反映させた、国際色豊かな建造物である。庭園については、臥龍山荘の作庭に携わったとされる庭師「植徳」が旧松井家住宅の庭園に携わった記録が残っている。平成 29 年度より整備事業を行い、令和 3 年度より「盤泉荘」として一般公開している。

旧加藤家住宅主屋は旧大洲藩主の末裔である加藤泰通が、大正 14 年（1925）に建築した住宅である。当初、市内にある加藤家の財産管理などを行う事務所や帰省時の居所として使用され、戦後は泰通の隠居所となった。令和 3 年度に宿泊施設として整備され、一部は一般公開している。



〔図 2-9〕 周辺の関連文化財分布図

[表 2-1] 関連文化財一覧

| No. | 指定種別 | 種類     | 名称                           | 員数  | 時代   | 所在地 | 指定年月日            |
|-----|------|--------|------------------------------|-----|------|-----|------------------|
| 1   | 国    | 建造物    | 大洲城（高欄櫓、台所櫓、芋綿櫓）             | 3 棟 | 江戸末期 | 大洲  | 昭和 32 年 6 月 18 日 |
| 2   |      |        | 大洲城三の丸南隅櫓                    | 1 棟 | 江戸後期 | 大洲  | 昭和 32 年 6 月 18 日 |
| 3   |      |        | 如法寺仏殿                        | 1 棟 | 江戸中期 | 柚木  | 平成 4 年 8 月 10 日  |
| 4   |      |        | 臥龍山荘（臥龍院、不老庵、文庫）             | 3 棟 | 明治   | 大洲  | 平成 28 年 7 月 25 日 |
| 5   |      | 名勝     | 臥龍山荘庭園                       |     | 明治   | 大洲  | 令和 3 年 10 月 11 日 |
| 6   | 県    | 建造物    | 大洲城下台所                       | 1 棟 | 不明   | 大洲  | 昭和 43 年 3 月 8 日  |
| 7   |      | 史跡     | 大洲城跡                         |     |      | 大洲  | 昭和 28 年 2 月 13 日 |
| 8   | 市    | 建造物    | 旧大洲商業銀行本店<br>(本館 1 棟、倉庫 2 棟) | 3 棟 |      | 大洲  | 平成 3 年 8 月 30 日  |
| 9   |      |        | 旧松井家住宅主屋                     | 1 棟 | 大正   | 柚木  | 平成 28 年 5 月 30 日 |
| 10  |      | 史跡及び名勝 | 如法寺                          |     |      | 柚木  | 昭和 31 年 9 月 30 日 |
| 11  |      | 名勝     | 臥龍及び亀山公園                     |     |      | 柚木  | 昭和 31 年 9 月 30 日 |
| 12  | 国登録  | 有形文化財  | 旧加藤家住宅主屋                     | 1 棟 | 大正   | 大洲  | 平成 19 年 7 月 31 日 |

市指定名勝の臥龍及び亀山公園は、本庭園と関連性が高いため、以下に指定状況を示す。

昭和 31 年（1956）に臥龍と一体的なものとして市の名勝指定を受けたが、令和 3 年（2021）に臥龍部分が臥龍山荘庭園として国の名勝指定を受けたことから、指定名称を踏襲したまま、指定範囲は亀山公園部分のみとなった。

名 称：臥龍及び亀山公園

所 在 地：亀山公園 大洲市柚木 670、671、676-3、677-2、678-4

所 有 者：大洲市

指定範囲：亀山公園 1 段 8 畝 20 歩

指定年月日：昭和 31 年（1956）9 月 30 日

説 明： 肱川左岸臥竜の上流約 200 米の地にあり、絹雲母千枚岩を母岩とする南北に細長い小丘である。

この公園の大半はもと新谷村池田鉄太郎氏の所有で、大洲町泉源太郎、浅太郎父子によっておおむね現状の如く景致を整えたが、大正 15 年肱川町に通ずる県道開墾に当たって池田氏から大洲町へ寄贈し現在に至っている。公園丘上からは東は肱川上流、菅田方面、西は下流臥竜に続く蛇行形の清流や、遠く或いは高く梁瀬山、根太山、富士山、三笠山、神楽山、柚木の市街などを眺めることができる。

また公園内には植栽を含めて約 150 種の植物があり、北端のクロマツ、その他オニグルミ、カワラハンノキ、ユキヤナギ、ソメイヨシノ、タカオモミジ、キシツツジ、ギボウシなど特記してよいものであろう。その他蘚苔類、地衣類など若干がある。

指定理由：水郷大洲を代表する景勝地として価値あるものと認める。

保存の条件：景観を損ずる樹木の伐採、岩石の破壊、建造物の構築などをせぬこと。

出典：大洲市教育委員会『大洲市文化財調書集』（平成元年（1989）4 月）

## 第2節 沿革と史料

### 第1項 沿革

#### (1) 臥龍山荘の造営

臥龍山荘は肱川を望む景勝地に建つ。この地は、近世から知られる名所であり、文禄年間(1592～1596)には大津城主藤堂高虎の重臣であった渡辺勘兵衛<sup>\*6</sup>がこの付近に邸宅を構えたといわれている。また、江戸前期頃には、伊予大洲藩二代藩主 加藤泰興<sup>やすおき</sup>の嫡男 泰義<sup>やすよし</sup>が「勘兵衛邸跡」と呼ばれる場所の下屋敷に居住していたことが、『温故集卷之四』(藩主や家臣の逸話をまとめたもの)に記されている。また、三代藩主 加藤泰恒<sup>やすつね</sup>はこの地をこよなく愛し、蓬莱山が龍の臥す姿に似ていることから「臥龍」と名付け、奈良県吉野の桜や同県龍田の楓などを移植し、より一層の風致を加えたとされる。幕末まで、この場所は歴代藩主の遊賞地であったが、明治維新後は自然荒廃した。

しかしその後も『大洲名所圖会』(慶応2年(1866))に「臥龍淵」として取り上げられるなど、地誌類や絵図に描かれ、臥龍の淵が景勝地として注目されていたことが分かる。

現在の臥龍山荘を建てたのは、明治時代に木蠟貿易で財を成した豪商 河内寅次郎である。地元大洲の大工 中野寅雄を棟梁に、日本を代表する伝統技術を持った千家に出入りする職人を呼び寄せて延べ9,000人役で数寄屋建築を建てた。また、庭園は神戸の庭師「植徳」が10年がかりで施工したという。全体の構成は、神楽山を背に東南の富士山、梁瀬山、根太山、亀山などの緑豊かな山々と肱川、如法寺河原を眺望景観とし、建造物の不老庵、臥龍院、文庫、知止庵<sup>ちしあん</sup>と庭園、蓬莱山よりなる。昭和30年代には知止庵の南に藤柵(柵)と雪隠(便所)があった。

臥龍山荘造営の歴史について、土地の取得時期について見ると、明治32年(1899)2月に城甲乙吉<sup>じょうこうおときち</sup><sup>\*7</sup>によって蓬莱山や不老庵、知止庵付近の土地が順次取得され、明治36年(1903)にまとめて河内寅次郎へ所有権が移転されている。続いて、臥龍院、文庫付近の土地が明治35年(1902)に大洲町から払下げられ、翌36年に河内寅次郎へ所有権が移転されている<sup>\*8</sup>。

次に山荘内の整備時期について見ると、明治32年5月に不老庵付近の石垣を築いて造成がなされ、明治34年(1901)5月に不老庵が完成した。明治35年(1902)1月の時点では、不老庵のほかに現知止庵の位置に2階建ての建造物、蓬莱山に与楽亭、蓬莱山との間に藤雲橋が整備されているが、臥龍院や文庫のある臥龍山荘北側の部分についてはまだ造成されていない。その後、明治37年(1904)6月に文庫、明治38年(1905)2月に臥龍院が上棟し、明治39年(1906)には浴室が竣工し、明治40年(1907)頃に全体が完成したとされる。臥龍山荘の造営にあたって、実際の土地の取得や現場の采配については、当時神戸に居た寅次郎に代わって乙吉が取り仕切ったと考えられる。

明治期以降の変遷は、明治42年(1909)に施主の河内寅次郎が亡くなった後、養家の城甲家が管理した。その後、一族親戚が居住管理してきたが、昭和53年(1978)に河内陽一からの寄付により、大洲市の所有となった。昭和54年(1979)に蓬莱山に東屋が設置されるなどの整備工事が完成し、翌55年(1980)一般公開を開始した。平成7年(1995)には、自治省の地域文化財保全事業として「平成の大改修」を開始し、翌8年(1996)に完成した。平成22年(2010)からは、商工観光課(現観光まちづくり課)の管轄のもと、指定管理団体によって、施設や設備の管理及び一般公開が運営されている。

註 6. 渡辺了(1562-1640)通称は勘兵衛。羽柴秀吉、中村一氏などに仕えた後、2万石の高禄により高虎に迎えられた。勘兵衛屋敷の正確な位置は明らかでないが、現在も「勘兵衛邸」という小字名が残る。  
7. 城甲乙吉は寅次郎の義妹の夫にあたり、寅次郎から城甲家の家督を継いだ。  
8. 大洲市役所の土地台帳による。

## 第2章 庭園の内容

[表 2-2] 臥龍山莊庭園の略年表（※史料の記載がないものは出典：『水郷の数寄屋 臥龍山莊』（平成 24 年））

| 時代           | 和暦（西暦）       | 出来事  | 史料                                | 備考                          |
|--------------|--------------|--|-----------------------------------|-----------------------------|
| 安土桃山         | 文禄 4 年 1595  | この頃、「勘兵衛屋敷」が建ったとされる                        |                                   | 藤堂高虎の重臣、渡辺勘兵衛               |
| 江戸           | 承応元年 1652    | この頃、加藤家の下屋敷に泰義が住む                          | 『予陽郡郷里診集』、『温故集』                   | 『えひめの記憶』データベース              |
|              | 延宝 2 年 1674  | 加藤泰恒、第三代藩主に就任以降、歴代藩主が臥龍を遊賞の地としたとされる        |                                   | 加藤泰恒は泰義の次男                  |
|              | 元文 3 年 1738  | 大洲で木蠟生産が始まる                                |                                   |                             |
|              | 嘉永 6 年 1853  | 河内寅次郎、新谷に生まれる                              |                                   |                             |
| 明治           | 明治 8 年 1875  | 脇川に「浮亀橋」が完成                                |                                   | 現 脇川橋の地に架橋                  |
|              | 明治 12 年 1879 | 寅次郎、大洲の城甲與一兵衛の養子となる                        |                                   |                             |
|              | 明治 20 年 1887 | この頃、脇川で筏流しが活発となる<br>亀山北端に久留米より勧請した水天宮が祀られる | 『ふるさとの歩み』                         |                             |
|              | 明治 21 年 1888 | 寅次郎、海外貿易のため神戸に乗り出す                         |                                   |                             |
|              | 明治 23 年 1890 | 寅次郎、池田貫兵衛とともに「喜多組」設立                       |                                   |                             |
|              | 明治 27 年 1894 | 神戸港において、木蠟輸出がピークを迎える                       |                                   |                             |
|              | 明治 28 年 1895 | 脇川の舟運がピークとなる                               |                                   | 大正 5 年（1916）頃まで             |
|              | 明治 32 年 1899 | 城甲乙吉が臥龍の土地を買い入れする<br>不老庵下の石垣施工             | 土地台帳<br>石垣の石碑の銘文                  | 明治 36 年寅次郎へ所有権移転            |
|              | 明治 33 年 1900 | 不老庵着工                                      | 「不老庵建築始書」                         |                             |
|              | 明治 34 年 1901 | 不老庵竣工                                      | 祈祷札                               |                             |
|              | 明治 35 年 1902 | 藤雲橋、2 階建の建造物、与楽亭の存在                        | 「伊豫國大洲町市街圖」                       |                             |
|              | 明治 36 年 1903 | 寅次郎が臥龍山莊北部の敷地を取得する                         | 土地台帳                              |                             |
|              | 明治 37 年 1904 | 臥龍院着工                                      | 板図                                | 河内陽一、寅次郎の養子となる              |
|              |              | 文庫上棟                                       | 棟札                                |                             |
|              |              | 池田貫兵衛が現 亀山公園の敷地を取得する                       |                                   |                             |
|              | 明治 38 年 1905 | 臥龍院上棟                                      | 棟札                                | 明治 40 年（1907）頃に全体完成か        |
|              | 明治 39 年 1906 | 「浴室便所」が竣工                                  | 『愛媛県の近代和風—近代和風建築総合調査報告書—』         |                             |
|              | 明治 40 年 1907 | 貫兵衛、神戸で亡くなる。享年 65 歳                        |                                   |                             |
|              | 明治 42 年 1909 | 寅次郎、神戸で亡くなる。享年 56 歳                        |                                   |                             |
|              | 大正           | 大正 2 年 1913                                | 脇川橋開通                             |                             |
| 大正 13 年 1924 |              | 道路が開通し、脇川から舟運が姿を消す                         |                                   |                             |
| 大正 15 年 1926 |              | 県道開削。亀山公園の敷地が池田鉄太郎より大洲町へ寄贈される              | 「大洲町勢一覽」大正 12 年、「大洲名所旧蹟案内圖」昭和 3 年 | 昭和 3 年（1928）までの間に亀山公園が設置される |
| 昭和           | 昭和 7 年 1932  | 翌年頃までに浮亀橋が富士橋に変わる                          |                                   |                             |
|              | 昭和 19 年 1944 | 脇川河川改修工事に着工                                |                                   |                             |
|              | 昭和 20 年 1945 | 河内陽一、大洲へ帰省して臥龍山莊の住人となる                     |                                   |                             |
|              | 昭和 24 年 1949 | 「浴室便所」を知止庵（茶室）に改築する                        |                                   |                             |
|              | 昭和 31 年 1956 | 臥竜及び亀山公園が大洲市の名勝に指定される                      |                                   |                             |
|              | 昭和 41 年 1966 | 亀山公園に西本一都の句碑を設置する                          | 句碑の刻銘                             |                             |
|              | 昭和 51 年 1976 | 河内陽一、臥龍山莊の寄付を大洲市へ申し入れる                     |                                   |                             |
|              | 昭和 53 年 1978 | 臥龍山莊、大洲市による維持、管理が始まる                       |                                   | 大洲市所有となる                    |
|              | 昭和 54 年 1979 | 臥龍山莊整備完成                                   |                                   |                             |
|              | 昭和 55 年 1980 | 臥龍山莊、一般公開開始                                |                                   | 河内陽一、兵庫県川西市で亡くなる享年 94 歳     |
|              | 昭和 57 年 1982 | 臥龍院、不老庵が大洲市有形文化財に指定される                     |                                   |                             |
|              | 昭和 60 年 1985 | 臥龍院、不老庵が愛媛県有形文化財に指定される                     |                                   |                             |
| 昭和 62 年 1987 | 新富士橋完成       |  |                                   |                             |
| 平成           | 平成 5 年 1993  | 臥龍山莊の実測調査を実施                               | 「臥龍山莊実測調査業務報告書」                   |                             |
|              | 平成 7 年 1995  | 臥龍山莊「平成の大改修」開始。翌年に完了                       |                                   |                             |
|              | 平成 22 年 2010 | 指定管理者団体による運営、公開が始まる                        |                                   |                             |
|              | 平成 28 年 2016 | 臥龍院、不老庵、文庫が重要文化財に指定される                     |                                   |                             |
|              | 平成 29 年 2017 | 名勝地調査の実施（3 年間）                             |                                   |                             |
| 令和           | 令和 2 年 2020  | 『臥龍山莊及び亀山公園名勝調査報告書』を刊行                     |                                   |                             |
|              | 令和 3 年 2021  | 臥龍山莊庭園が国の名勝に指定される                          |                                   |                             |

### (2) 実業家 河内寅次郎と木蠟

河内寅次郎は、嘉永6年(1853)に大洲と内子<sup>うちこ</sup>の間にある陣屋町の新谷に生まれた。河内家の生家は「河ノ内屋」という商家で、製油業や藩専売の大洲半紙で繁盛し、伊予の長者番付に掲載されるまでになった。四代目助三郎は藩から名字帯刀を許され、長老上席を仰せ付けられた。四代目助三郎は製油のほかにハゼの実を原料とする木蠟の製造も始めた。寅次郎はこの四代目の三男である。五代目助三郎正孝は家業であった製油業から木蠟の製造に主力を移し、それとともに木蠟の精製加工も始めた。明治17年(1884)の香川と愛媛の豪農及び豪商の長者番付では、五代目助三郎が愛媛で6位になっている。

寅次郎は明治12年(1879)、26歳で大洲の城甲<sup>よいちべえ</sup>與一兵衛の養子となった。城甲家も大洲藩から名字帯刀を許された御用商人で、当主は代々與一兵衛を名乗った。十代城甲與一兵衛の長女ワキ(和幾)と結婚し、河内姓を名乗ることを条件に寅次郎は婿養子となり、養家の家業を継いだ。

その後、家督を次女タメ(為)の婿養子 城甲乙吉に譲り、寅次郎自身は明治20年(1887)頃、長崎在住の華商(中国系商人 華僑)が木蠟輸出で成果を上げていることに着目し、翌21年(1888)、自ら神戸に進出し、海外貿易の拠点とした。その頃、同じ新谷出身の貿易商 池田貫兵衛<sup>かんべえ</sup><sup>9</sup>が神戸からの製茶の輸出で利益を得て、神戸財界のホープとなっていた。2人が結びついた経緯は不明であるが、明治23年(1890)、池田貫兵衛とともに「喜多組」という株式会社を設立した。関西各地の晒木蠟<sup>10</sup>を外国向けに販売するための会社で、同27年(1894)には河内助三郎も加え、「喜多組池田河内合名会社」に改称した。さらに、翌28年(1895)には、寅次郎が主宰者となり、「第一回全国木蠟大会」を大洲で開き、同年には「大日本木蠟会」という全国組織が発足している。

神戸を拠点に活動していた寅次郎が故郷の大洲に別荘を造ろうと考え、臥龍の土地を取得したのは、明治32年(1899)、46歳の時である。臥龍山荘は明治40年(1907)頃に完成するが、明治42年(1909)、寅次郎は神戸で大病を患い、56歳という若さで亡くなった。

### (3) 大工 中野寅雄の仕事

本庭園の建造物は、大洲の大工である中野寅雄が棟梁となり建築された。中野寅雄(戸籍名は虎雄)は、明治3年(1870)、大洲藩の作事方<sup>まきじかた</sup>(建築、修理に携わる下役)であった中野家に生まれた。中野家には大洲城の木組みをかたどった「天守雛形」(現在は市立博物館が所蔵)や大洲八幡神社の社殿設計図などが残されている。

寅次郎と中野寅雄がどのように知り合ったかは不明であるが、中野家が代々城や神社の普請をする棟梁の家だということに着目したのではないかと考えられる。寅雄は明治33年(1900)の不老庵着工から臥龍山荘の竣工まで携わった。

その後も棟梁を務め、明治41年(1908)に富士山の山腹に不老庵と同じ懸造の如法寺毘沙門堂を建築したほか、明治45年(1912)には、河内家の親戚である宮内家(伊予市)の隠居所となる数寄屋を建て、臥龍院の手法や意匠を活かしている。

さらに、昭和9年(1934)には中野良次(寅雄の弟)と中野文俊(良次の養子)が梁瀬山にある少彦名神社の参籠殿を建築している。参籠殿も懸造で、大洲にある3棟の懸造は全て中野家一族が携わっている。昭和10年(1935)に中野寅雄は満64歳で亡くなった。

註 9. 池田貫兵衛(1842-1907)は神戸電燈株式会社社長などを歴任したほか、阪鶴鉄道の設立にも関わった。  
10. 木蠟を精製した白蠟は木綿工業で使用する織布の糊剤などに用いられた。

## (4) 整備履歴

大洲市特有の自然環境を保全するとともに、水と緑のまちづくりを目的とした整備を進めるため、昭和48年(1973)に河川敷地約188.1haについて公有水面を含んだ肱川緑地とし、都市計画決定を行った。昭和53年(1978)には、本庭園を含めるために区域を拡大し、区域面積を約188.4haに変更した。同年、本市が用地及び建築物を取得し、昭和54年(1979)に都市計画緑地の整備に着手した。

本庭園に関わる修理履歴については、確認されている資料によると前述の昭和60年(1985)の被害に伴う災害復旧工事で石垣と東園路沿いの擬木柵の修理を行った。建造物においては、平成7～8年度に臥龍院、文庫、不老庵、知止庵の大規模な修理を行った。その後は平成12年(2000)に、不老庵西側と知止庵西側にある石垣老朽化に伴い、解体修理を実施した。脆弱な裏込め土を撤去のうえ、裏込めをコンクリートにし、乱積にて新たに石垣を積み直した。また、主庭の平場を造成している石垣の角部分約2.4㎡の修理も実施した。

平成19年(2007)には、肱川から市内水路(おはなはん通り)へ安定的に導水するため、取水管の追加及び取水工構造を変更する工事を行い、それに併せて護岸を石張りとし、渡河橋を擬木橋に改修した。その後、肱川増水時に渡河橋の周辺にゴミが多量に堆積し、景観を著しく阻害することから、同26年(2014)に橋の高さ、形状を改修し、改善を図った。このコンクリート橋が現在見られる渡河橋である。この改修工事で取水施設も橋の高さに合わせて低くし、流下阻害を解消するよう改善した。しかしながら、現在も台風や大雨で肱川が増水すると、流木竹やゴミが臥龍の淵及び渡河橋周辺に堆積しており、大幅な改善には至っていないのが現状である。

平成28年度以降は文化財庭園保存技術保持者による指導のもと、植栽及び庭園の管理を行っており、小修繕を実施してきた。主に修復剪定や地割修復、園路の危険箇所の修復などである。

平成30年度には文化財庭園保存技術者協議会の実技技能研修会場となり、作庭意図に基づき周囲の眺望景観を取り込むため、植栽の強剪定や支障木の伐採など庭園景観の改善を図る大規模な整備を実施した。また、舟着場跡の堆積土除去も実施し、石段と舟着きの平場を確認することができた。その後も大洲市教育委員会の確認調査により、舟着場跡から続く石段や園路の遺構調査を継続している。



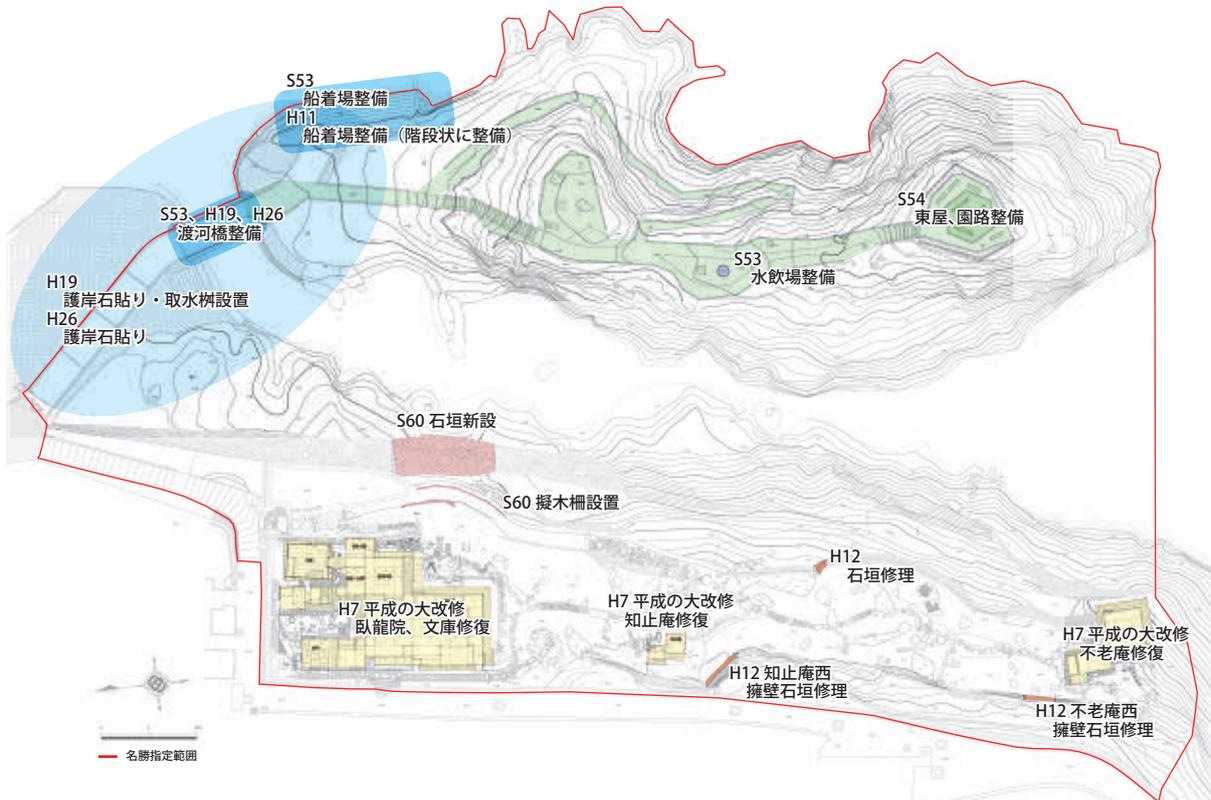
[写真 2-4] 渡河橋 (平成26年度整備時)  
(平成26年 完了申請より)



[写真 2-5] 遺構調査の状況

[表 2-3] 臥龍山莊庭園の整備履歴

| 時代 | 和暦 (西暦)      | 整備内容  | 資料        | 備考                       |
|----|--------------|---|-----------|--------------------------|
| 明治 | 明治 40 年 1907 | この頃に臥龍山莊が完成する   |           |                          |
| 昭和 | 昭和 19 年 1944 | 牝川河川改修工事に着工   |           |                          |
|    | 昭和 53 年 1978 | 蓬萊山の整備<br>船着場、渡河橋 (擬木橋)、水飲み場を整備   | 河川区域占用申請書 | 大洲市所有となり、大洲市による維持、管理が始まる |
|    | 昭和 54 年 1979 | 蓬萊山の整備<br>休憩所、園路を整備   |           |                          |
|    | 昭和 60 年 1985 | 豪雨により臥龍山莊内の園路に被害が生じる<br>園路災害復旧工事の実施<br>石垣 (臥龍の淵側) 復旧工事 約 150㎡<br>擬木柵復旧          | 現状変更申請書   |                          |
| 平成 | 平成 7 年 1995  | 臥龍山莊「平成の大改修」開始。翌年に完了<br>臥龍院、文庫、不老庵、知止庵の修理                                       |           |                          |
|    | 平成 11 年 1999 | この頃、蓬萊山の船着場を階段状に整備  |           |                          |
|    | 平成 12 年 2000 | 石垣解体修理の実施<br>不老庵横擁壁の石垣 13㎡<br>知止庵横擁壁の石垣 10㎡                                     |           |                          |
|    | 平成 19 年 2007 | 河道管理道、渡河整備及び取水施設の整備<br>渡河橋の整備、取水柵の設置、護岸石張り                                      | 現状変更申請書   | 現状変更申請書では歩道橋としている        |
|    | 平成 26 年 2014 | 河道管理道、渡河橋整備及び取水施設の整備<br>渡河橋整備、護岸石張り   | 現状変更申請書   | 現状変更申請書では歩道橋としている        |
|    | 平成 28 年 2016 | 文化財庭園保存技術保持者による植栽及び管理指導による庭園整備開始 (以降、毎年実施)                                      |           |                          |
|    | 平成 30 年 2018 | 文化財庭園保存技術者協議会による実技技能研修<br>植栽の強剪定、支障木の伐採、船着場跡の堆積土除去など豪雨災害により蓬萊山の構造物に被害が生じる。翌年に復旧 |           |                          |



[図 2-10] 臥龍山莊庭園の整備箇所

## (5) 水害と対策

大洲盆地は肱川とその支流が集中して洪水被害を受けやすい地形であり、河床勾配が緩く、平野の広がりがないため、出水時に水が流れにくくなっている。そのため、藩政時代におよそ3年に1回、明治に入ってから2年半に1回という高い頻度で洪水が起こっていた。古い時代から人々は水害に悩まされてきたが、大洲藩政が固定してから特に治水に力をいれ、川幅を広くしたり、「ナゲ（石積み水制）」を築かせて流れの方向を変えたりなどの整備を行った。「ナゲ」は堤防を守るだけでなく、川舟の停泊地としての役割も兼ね備え、現存しているものもある。

また、川沿いにはマダケ、ホテイチクを植え、さらにエノキを混植した水害防備林を造営した。これを「御用藪」として管理し、堤防の崩壊を防ぐとともに、氾濫時の流木やゴミなどを防ぐフィルターとしての役割も果たした。今は本支流とも、近代的な護岸工事が進められて、水害防備林は次第に姿を消しているが、今も各所に昔の面影をとどめており、周囲の山並みと調和した景観を形成している。

昭和期以降現在の治水は、昭和18年（1943）の大洪水の翌年、戦時中の昭和19年（1944）に肱川工事事務所（現大洲河川国道事務所）が直轄改修工事に着手したのが始まりである。旧大洲町の主要部および新谷市街地を輪中堤で囲み、残りの平野部は遊水池として残す局所的なものであった。その後、昭和20年代に堤防を造る河川改修事業を行い、平行してダム建設による洪水調節機能の強化が図られ、昭和34年（1959）に鹿野川ダムが完成した。昭和50年代前半までに矢落川右岸の一部を残して肱川本川の若宮地区の築堤工事が完成し、同57年（1982）に野村ダムが完成した。

砂防事業については昭和14年（1939）より県の補助事業として実施し、昭和19年（1944）より国の直轄事業として実施されたが、昭和42年（1967）の嵯峨谷堰堤竣工を最後に国の直轄事業は終了し、現在は県の補助事業として実施している。

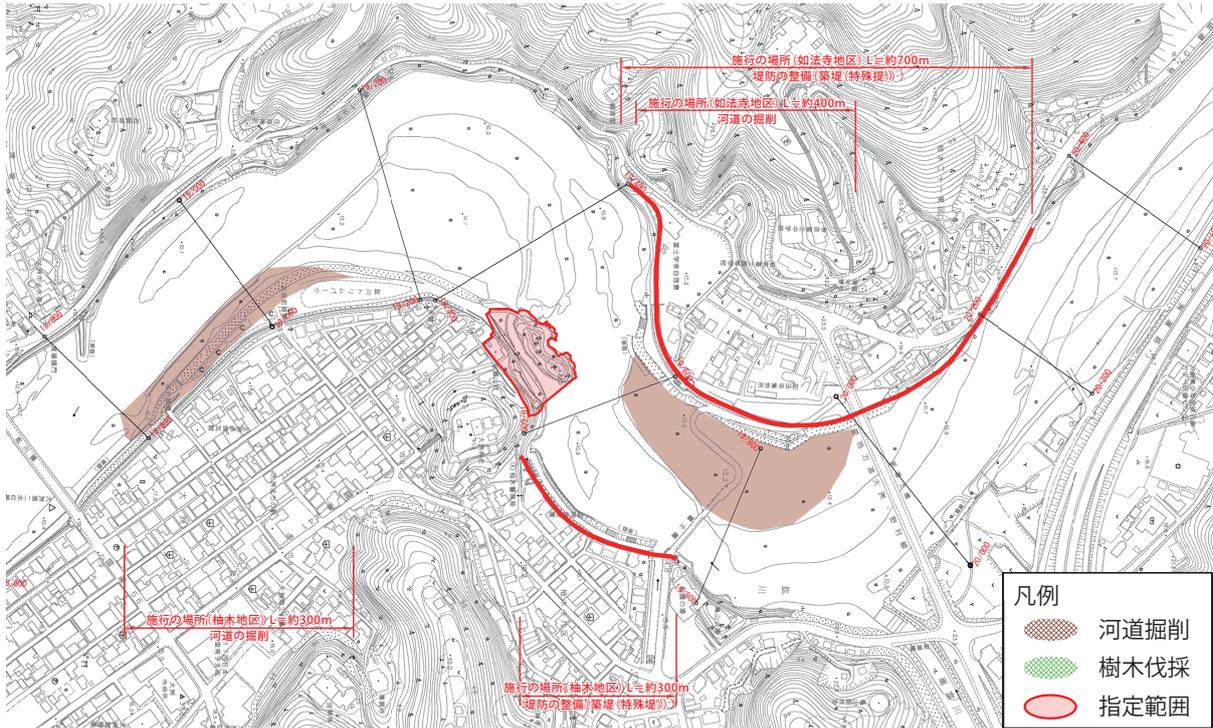
平成7年（1995）7月洪水で被害を受けたことから、「直轄河川激甚災害対策特別緊急事業」が採択され、5年間で5.8 kmの築堤事業が実施された。そのほか、大洲盆地より下流の山が迫った地域においては宅地嵩上げによる改修事業が行われた。

本庭園の被害については、昭和60年（1985）6月30日の豪雨で、臥龍山荘内の園路が被害を受けている。同年に園路災害復旧工事（石垣、外柵）が行われた<sup>\*11</sup>。さらに、平成30年（2018）7月豪雨により平成以降最大規模の浸水被害を受け、蓬莱山と周辺の構造物に被害が及び、翌年に復旧工事（石垣、柵、舗装）が行われた。現在、国土交通省と愛媛県が連携し、令和5年度の完成を目指して「肱川河川激甚災害対策特別緊急事業」による緊急治水対策を実施している。その事業の一部として、本庭園の対岸にあたる如法寺地区及び南側の柚木地区において、築堤工事を実施している。



[写真 2-6] 如法寺地区の築堤工事の状況

註 11. 大洲市指定名勝「臥竜及び亀山公園」現状変更許可申請書の記録による。



〔図 2-11〕 緊急治水対策工事箇所（『肱川水系河川整備計画（中下流圏域）』原稿案より）



〔図 2-12〕 緊急治水対策工事の進捗状況 如法寺地区（2024年1月現在）



〔図 2-13〕 緊急治水対策工事の進捗状況 柚木地区（2024年1月現在）

第2項 名勝指定後の追加調査

(1) 史料調査

名勝指定後、新たに3点の絵葉書(史料2-1、2-4、2-5)と2点の古写真(写真2-7、2-8)が確認されたことから、本項で報告する。

史料2-1は対岸の如法寺河原から撮影された絵葉書であり、昭和8～19年(1933～44)に発行されたものである。蓬莱山と不老庵が写り、肱川では木材を運ぶ筏流しの様子が写る。蓬莱山南側の頂部には、不鮮明ではあるが建物が写っており、明治35年(1902)「伊豫國大洲町市街圖」や大正5年(1916)「大洲十二景図」に描かれた与楽亭と考えられる。

さらに、この絵葉書では右端に写っている建物が注目される。蓬莱山東側の入江に面した岩盤



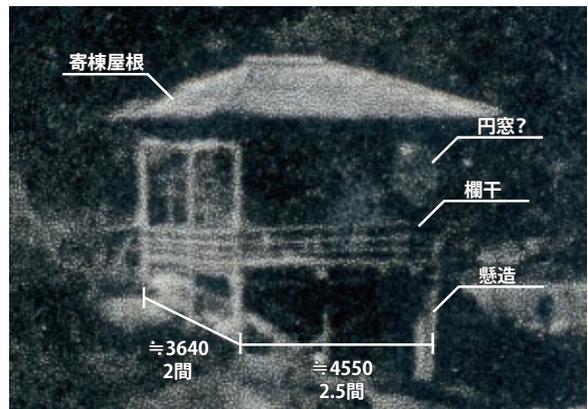
[史料2-1] 「(大洲風景) 臥龍ノ全景」  
(絵葉書 昭和8～19年 個人蔵)



[史料2-1-2] 史料2-1 白枠1部分拡大(与楽亭か)



[史料2-1-3] 史料2-1 白枠2部分拡大



[図2-14] 建物規模推測図(史料2-1-3に加筆)



[史料2-2] 「伊豫國大洲町市街圖」に描かれた与楽亭  
(部分図 明治35年 大洲神社蔵)



[史料2-3] 「大洲十二景図」に描かれた与楽亭  
(部分図 大正5年 市立博物館蔵)

上に懸造で建てられた寄棟造の建物で、桁行 2.5 間、梁間 2 間の規模と推測される。南、東面に欄干を巡らしており、肱川に向かって大きく開口しているのが分かる。北面は不鮮明であり開口しているようにも見えるが、円窓の可能性もある。形状からみて仮設的な建物とは考えにくく、一定期間所在したものと思われるが、この建物を示す史料としては唯一のものである。本庭園との関連は不明であるが、ある時期に与楽亭と併存する建物があったことを示す重要な史料である。

史料 2-4 も同様の方向から撮影された絵葉書であり、明治 40 年（1907）～大正 6 年（1917）に発行されたものである。不老庵下の自然露岩や石垣が未だ樹々に覆われてない状況からも、臥龍山荘が完成して間もない頃の写真と思われる。

この絵葉書にも史料 2-1 の絵葉書と同様に、与楽亭と考えられる建物が確認できる。樹木に隠れて全容は確認できないが南、東面の一部が写り、先の絵葉書に比べて比較的鮮明なものである。これを見ると、切妻の屋根で東面が庇状になっており、その庇の北半部が張り出した形状となっている。桁行 2 間程度の東面を開口し、梁間方向の南面と北面の半間部分にそれぞれ欄干が設けられている。「伊豫國大洲町市街圖」に描かれているような円窓までは確認できないが、切妻屋根で東面の北半部が張り出した形状などは良く似ており、この建物が与楽亭である可能性は高い。これまでに確認されていた与楽亭の写真の中で、最も建物の形状が分かる史料である。

さらに、この絵葉書に写っている不老庵からも重要な情報を読み取ることができる。不老庵の南面に現在は見られない扁額が掛かっていたことが分かり、現在北面に掛かっている扁額とも形状は異なっている。扁額を肱川（上流）方向へ向けていたことから推測すると、臥龍山荘の外（肱川）からの眺望に対して意識していた様子を窺うことができる。



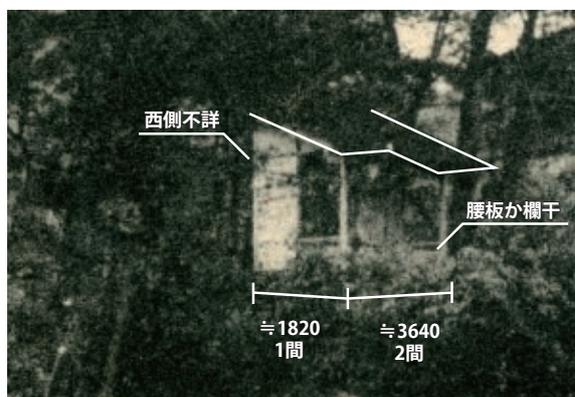
[史料 2-4] 「大洲八景 臥龍の眺望」  
(絵葉書 明治 40 年～大正 6 年 個人蔵)



[史料 2-4-2] 史料 2-4 白樺 1 部分拡大 (与楽亭か)



[史料 2-4-3] 史料 2-4 白樺 2 部分拡大 (不老庵)



[図 2-15] 与楽亭建物規模推測図 (史料 2-4 に加筆)

史料 2-5 は蓬莱山への渡河橋あたりから臥龍の淵が撮影された絵葉書であり、史料 2-4 と同じ「大洲八景」というシリーズで、明治 40 年（1907）～大正 6 年（1917）に発行されたものである。

庭園と蓬莱山を繋ぐ 2 本の架線が写っており、「伊豫國大洲町市街圖」に描かれている藤雲橋に見られるワイヤーと思われる。注目されるのは、庭園側に 2 本の架線を繋ぐ横材が見られることで、これは「大洲十二景図」に描かれた梯子状の藤雲橋とも符合し、藤雲橋の具体的な構造を知ることができる。



〔史料 2-5〕「大洲八景 裏臥龍の朝」  
（絵葉書 明治 40 年～大正 6 年 個人蔵）



〔史料 2-5-2〕 史料 2-5 白枠部分拡大（藤雲橋の架線）

写真 2-7 及び 2-8 は昭和 60 年（1985）に建造物が県の有形文化財に指定された頃の写真である。臥龍の淵に面した石垣の中には、かつて自生の樹木が取り込まれた部分が 4 箇所あり、現在は空洞化するなどして樹木が残っているのは北側の 1 本のみとなっているが、この頃までは 3 本の樹木が残っていたことが分かる。また、石垣の中に樹木の生い茂った部分のあることが確認でき、昭和 60 年（1985）の園路災害復旧工事により新たな石垣が整備される前の状況が分かる。



〔写真 2-7〕 石垣整備前の状況（昭和 59 年頃）



〔写真 2-8〕 臥龍の淵（昭和 59 年頃）



〔写真 2-9〕 現在の石垣

## (2) 庭園遺構調査

名勝指定以降、本庭園では継続して庭園遺構調査を行い、令和5年(2023)7月19～20日、11月30日～12月1日に実施した調査によって、不老庵南西部の崖地に石積と石組、及び崖下の地中に土管を確認した。

崖際に数石の石が見えていたため落葉や堆積土を除去したところ、土留めとして設けられた石積と崖の傾斜面に組まれた石組が表出した。

石積は結晶片岩を用いた石積で、臥龍院地区の東側の園路沿いの石垣と比べ、一部の石を突出させる造りは似ているが、経年変化もあり一部不安定な区間が見られる。石組は崖地の岩盤に沿うように段状に生まれ、海蝕の石や段状の石など意匠的な石材が用いられている。

さらに石組の下部で埋設された土管が確認された。この土管は、庭園の南端にあたる石垣の下部に排水口が設けられており、この石垣の下を通して敷設されていることから、当初から設置されたものである可能性が高い。土管の方向と取水口を確認するため部分的に遺構調査を実施したところ、土管は全長約3.4mで5本の管を繋いでやや屈折しながら、現在鉄製燈籠が置かれた景石まで伸び、最終的に地表下約32cmの景石の根元に当てるようにして途切れた。この部分が取水口であったと考えられるが、明確な取水施設を確認できない。

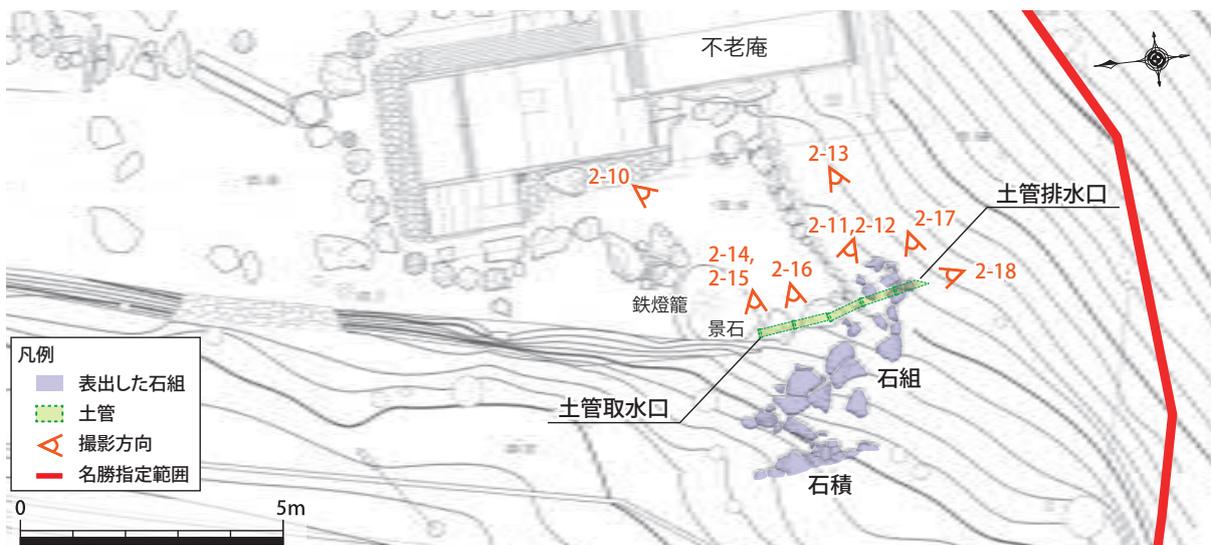
崖地に沿う石組は、庭園の造営当初に造られた蓋然性が高いが、土管取水口への導水線上には、この地方にはないケラマツツジが植栽されている。今後の継続調査を必要とする。



[写真 2-10] 石組確認箇所 (不老庵南西部)



[写真 2-11] 確認された石組、石積



[図 2-16] 不老庵南西部 調査成果



[写真 2-12] 確認された石組



[写真 2-13] 確認された石積



[写真 2-14] 石組に用いられた意匠的な石材



[写真 2-15] 石組下部 土管周辺の石組



[写真 2-16] 土管 排水口 (東より)



[写真 2-17] 土管 取水口 (東より)



[写真 2-18] 土管 取水口 (東より)



[写真 2-19] 土管 内部

## 第3章 庭園の価値

### 第1節 本質的価値

本庭園の本質的価値は、観賞上の価値と学術上の価値に整理される。その概要は指定文化財の説明文で既に示されているが、本章で整理した沿革と史料や庭園の内容を踏まえ、本庭園の本質的価値を以下に総括する。

#### 肱川が生み出す変化に富んだ水郷の景観

臥龍の淵は河川の永年にわたる浸食作用により形成された天然の奇勝地である。臥龍及び亀山は、近世の名所図会に景勝地として紹介され、近代には多くの絵葉書や絵画の画題となっている。これらの資料から、臥龍は亀山や対岸の如法寺河原、時には川舟から眺める対象であったことが確認できる。各視点場からは、深い碧をなす「臥龍の淵」やきらびやかに輝く水面が四季折々に刻々と移り変わる表情豊かな肱川の情景を眺めることができる。

臥龍と亀山は肱川の水面を介して対峙し、一体的な景観となっている。往時は、浮亀橋や川舟、如法寺などがそれらの添景となっていた。肱川がつくり出した自然景観は、水郷大洲を代表する景である。

#### 崖地の地形を利用して雄大な自然と一体となった眺望の庭園

臥龍山荘の地は、かつて歴代藩主が愛でていた遊賞地であった。この地に河内寅次郎が明治期、石垣を築き、細長い敷地を造成して庭を造り、別荘を建てた。臥龍山荘からは臥龍の淵の奇観、対岸の中島（蓬萊山）、遠景の富士山や梁瀬山、根太山など、雄大な風景を眺めることができる。いわば眺望景を見るために造られた庭である。

#### 近代ブルジョワジーが独自の美意識を発揮し数寄を凝らした別荘

臥龍山荘には、近代ブルジョワジーであった河内寅次郎の庭へのこだわりが随所に表れている。

庭石は、地元の結晶片岩と輝緑岩を中心に、伊予市双海町上灘のげんだ石や大阪淀屋辰五郎の庭にあったとされる手まり石、御影の石造物などを取り寄せて作庭する。一方では意図的に飛石に転用石を用いている。また、石垣を築造する際に自生の樹木を故意に残すなど従来にはない手法である。主庭から蓬萊山にかけて藤を這わせた藤雲橋を架けるなど、神仙思想の表現が見られ、植栽でもサルスベリやコウヨウザンなど当時流行していた樹木を用いている。

建造物や庭園は、多彩な手法による創意工夫の跡が随所に見られ、施主の強いこだわりが表れている。

## 第2節 地区区分と空間構成

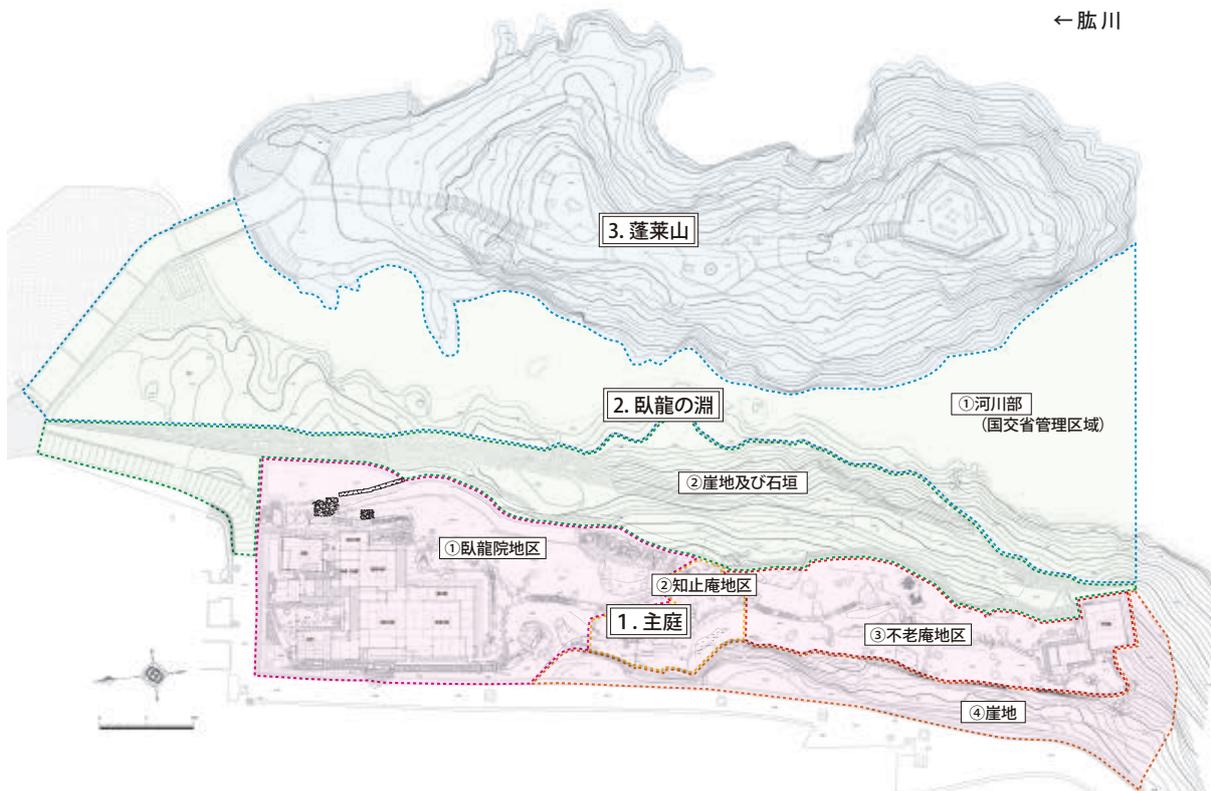
### 第1項 地区区分の設定

本庭園の地区区分については、名勝地調査事業において既に設定しているが、本計画では名勝地調査事業後に行われた調査により、新たに地区区分を設定することとする。

本庭園は肱川に望む崖地に立地し、崖地の東側には蓬莱山と呼ばれる島がある。庭園と蓬莱山の間には、肱川が蛇行して生まれた臥龍の淵で構成される。このような地形や地割の特性から本庭園を主庭、臥龍の淵、蓬莱山の3つに区分した。

主庭は、崖地の上に石垣を築いて造成した土地に造られた臥龍院など、建造物周辺に広がる庭園部分とする。臥龍の淵は庭園部分と蓬莱山の間にあたり、岩盤が露出する河川部分とし、蓬莱山は肱川内に位置する島部分とする。

さらに、主庭と臥龍の淵は小区分を設定した。主庭においては建造物の配置によって小区分し、臥龍院を中心とした臥龍院地区、知止庵を中心とした知止庵地区、不老庵を中心とした不老庵地区、庭園の南東部の岩盤が露出した崖地の4区分とした。臥龍の淵においては、肱川の流れてある河川部、岩盤上に石垣を造成した崖地及び石垣の2区分とした。



[図 3-1] 地区区分図

### 第2項 各地区の空間構成

#### (1) 主庭

主庭は崖地に造成した平坦な敷地にあり、建築と庭園が造営された。そのため北、東部に輝緑岩の高さのある石垣を築き、南西部は岩盤が露出した崖地となっている。石垣の上には6本の瓦筋が入る高さ1.2 m程の土塀を設け、北、西辺を区画する。

庭園は南北に長く広がり、北端に邸宅の入口となる正門、北部には臥龍院、土蔵の文庫が建ち、

建造物が集中している。そのほか、庭園の中央部には茶室である知止庵、南端には茶室を備えた離れ座敷である不老庵が建っている。そのため主庭は臥龍院とその中庭及び南庭からなる臥龍院地区、知止庵とその周辺の庭園としての知止庵地区、不老庵とその周辺の庭園としての不老庵地区、南西部の岩盤が露出した崖地の小区分を設けた。

### ①臥龍院地区

臥龍院地区は大区分である主庭の北部にあたり、主屋にあたる臥龍院周辺の庭園である。敷地の北端にある薬医門形式の正門から玄関へ至るアプローチを進むと、右手には石垣がそびえ、中ほどの位置からチシャノキが生えている。げんだ石で造られたらせん状の石段を上ると右手に臥龍院玄関、左手には「路次門」（露地門）がある。トクサ張りの「路次門」を潜ると、臥龍院前の縁先空間が広がる。

臥龍院は雁行型に座敷が配置され、庭園に面した壺是の間が庭園の視点場となる。この臥龍院の縁先には鉢型の縁先手水鉢、その右手には袖垣が設けられている。正面には大きな井戸があり、4尺四方の花崗岩をくり抜いた井筒や自然木を利用した釣瓶などで飾られる。「路次門」から続く園路は臥龍院正面で井戸方向と庭園奥へ分岐し、多様な石材や形、飛石と延段を組み合わせて庭園の奥にある不老庵まで続く。その両脇には築山や石燈籠などの構造物を配し、東側には臥龍の淵を望む。また、東の崖沿いにも園路があり、石臼などを用いた石段となっている。

臥龍院の中庭は建造物の北側にあり、建物に囲まれた細長く、小さな平庭である。雪隠に続く濡縁の脇に欄干型の立手水があり、中庭の添景となっている。東側には雪隠、南に清吹の間、次の間の板廊下、西は杉板張りの台所で三方を囲われ、北側は土塀となっている。



[写真 3-1] アプローチの石段と石垣



[写真 3-2] 臥龍院東側



[写真 3-3] 臥龍院南側



[写真 3-4] 臥龍院中庭

## ②知止庵地区

知止庵地区は大区分である主庭の中央部分にあたり、敷地の中央に位置する知止庵周辺の庭園である。知止庵地区は中門があった位置から知止庵へ到る園路及び知止庵周辺を範囲とし、中門跡から続いた南北を繋ぐ飛石の園路及び知止庵前の蹲踞などを備えた空間からなる。

知止庵東側には2石のげんだ石を用いた延段の先に、踏込石と敷居が残る。古写真や中野家資料によると造営当初、弧を描いた屋根の掛る中門があった。この中門跡が、空間の結節点であることを知らせる。現在は知止庵の東から南にかけてマキの生垣が空間を囲い結界としている。

園路の合流地点は、大振りな伽藍石が踏分石として配され、伽藍石の位置からは臥龍の淵や蓬萊山の景を望むことができる。南へ続く飛石は延段前で西に分かれ、小振りな飛石が知止庵まで続いている。飛石の東側には石燈籠や蹲踞が置かれ、知止庵前の額見石や塵穴など、露地的な空間が広がっている。

知止庵は造営当初「浴室便所」であったが、昭和24年(1949)に内部を改造して茶室とした。



[写真 3-5] 中門跡



[写真 3-6] 知止庵前



[写真 3-7] 知止庵前の飛石



[写真 3-8] 知止庵前の蹲踞

## ③不老庵地区

不老庵地区は大区分である主庭の南部にあたり、茶室を備えた離れ座敷である不老庵周辺の庭園である。不老庵地区は知止庵と不老庵へ進む飛石の踏分石から、最南端の崖地に張り出して造られた不老庵までの範囲とする。

南北に長い園路は飛石と延段からなり、豊富な種類の石材で構成され、緩やかに曲がりながら不老庵へ続く。飛石は不老庵前で座敷方向と茶室の躡口方向へ分かれ、茶室の周囲を飛石が囲む。

不老庵北側には、自然石をくりぬいた蹲踞を中心とした手水があり、崖地と不老庵の間からは

肱川を望む。

不老庵は茅葺屋根の懸造の建造物であり、その座敷からは眼下に深淵部の臥龍の淵や蓬莱山、周辺の山々を望むことができる。不老庵の前には石碑や鯨瓦、狸の石造物などが置かれている。

昭和31年（1956）作成の文化財指定候補調書の略図には、不老庵地区北部、延段の付近に藤柵（柵）の記載があり、不老庵と知止庵の結界を兼ねていたと考えられる。またその南部には平成初期頃まで雪隠（便所）が設置されていたものの、現在は失われている。



〔写真 3-9〕 不老庵地区



〔写真 3-10〕 不老庵



〔写真 3-11〕 不老庵東側

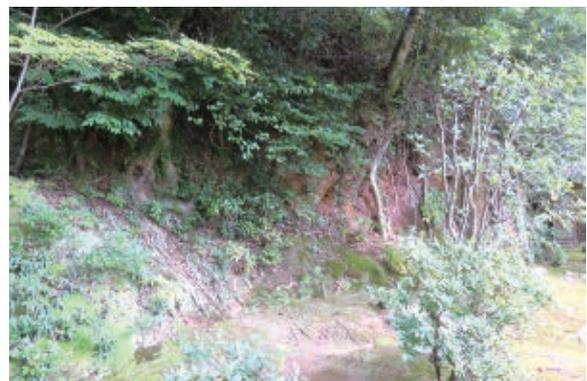


〔写真 3-12〕 不老庵西側

#### ④崖地

崖地は大区分である主庭の西部にあたり、臥龍院の南西から不老庵まで続いている。主庭の西辺はほぼ崖地であり、岩盤が露出した植栽帯となっている。崖面の中央南寄りには潜龍洞と名付けられた水室、不老庵の西側には湧水を利用した横井戸などがある。昭和31年（1956）頃には、知止庵西側の崖地にも臥龍窟と呼ばれる岩穴があったようだが、現在は石垣となっている。

崖地は部分的に輝緑岩の石垣が築かれており、そのほとんどは崖地の崩壊を防ぐために昭和～平成期に施工したものであるが、潜龍洞周辺の石垣は一部補修しているものの、当初のものであると考えられる。



〔写真 3-13〕 崖地

## (2) 臥龍の淵

臥龍の淵は肱川の深淵から続く主庭と蓬莱山の中の岩盤が露出する河川区域である。

この区域は、肱川によって形成された河川部と、岩盤から切り立った崖地に石垣が築かれた崖地及び石垣によって構成される。

### ①河川部

臥龍の淵は肱川が蛇行する流れによって形成された深淵部で、近世の名所図絵にも描かれた景勝地である。本計画では、蓬莱山と呼ばれる島と護岸である崖地の中の河川部分を指す。

淵は肱川の深淵から続き、東西を切り立った崖に囲まれ、西側の蓬莱山の一番高い場所とは水面から10m程の高低差がある。再び肱川に合流する北部には、河川敷と蓬莱山を繋ぐコンクリート製の渡河橋が架かる。不老庵の北東部では岩盤を加工した舟着場跡と石段が確認されている。



[写真 3-14] 臥龍の淵 (南より)



[写真 3-15] 臥龍の淵 (北より)



[写真 3-16] 船着場跡と石段

### ②崖地及び石垣

崖地及び石垣は、露出した自然の岩盤上に石垣を築いた区域である。石垣を築造する際には自然の崖地や自生の樹木を取り込んで残すなどして、特徴的な景観となっている。臥龍院東側の石垣には、樹木が枯損して失われた箇所へ地藏菩薩を納めた石室、不老庵下の石垣には造営時の記録を刻んだ石碑が組み込まれている。

また、知止庵付近の伽藍石の南東には臥龍の淵への石段が設けられ、舟着場跡へ下りることができ、その途中にはかつて岸と蓬莱山を繋いでいた藤雲橋の親柱が残る。

藤雲橋は絵葉書などから架線状のもので繋がっていたとされ、現在も親柱にワイヤーが巻き付けられた残欠が確認できる。新聞記事には「涼を呼ぶ藤が針金二本で緑の橋を架けている」(海南新聞 大正5年(1926)7月11日記事)と具体的な描写がされており、景色としての橋であったと考えられる。

北部には崖地沿いに主庭区域へ登る石段が整備されており、正門へと到る。



[写真 3-17] 石垣



[写真 3-18] 藤雲橋の親柱（主庭側）

### （3）蓬莱山

蓬莱山は肱川に浮かぶ南北約 100m、東西約 40m の島で、島全体を区域とする。島は 2 つの高みを持ち、最も高い箇所は 10m 程の高さがある。2 つの高みの間は入江状になっており、江戸末期の名所図会には入江状の州浜部分に舟を寄せる様子や道が描かれ、川舟からの荷揚げ場あるいは舟入として使用されていた可能性が考えられる。現在は蓬莱山北東側に舟着場が整備され、鵜飼いやお舟めぐりの乗船場となっている。

蓬莱山は都市計画緑地として整備されており、尾根筋と入江に通じる島の東側沿いに園路が設けられ、南端には東屋が整備されている。園路の周辺には地藏菩薩や石碑、藤雲橋の親柱などがある。



[写真 3-19] 北西方向より見た蓬莱山



[写真 3-20] 南東方向より見た蓬莱山

### 第3節 庭園の構成要素

地区毎に本質的価値を構成する要素（以下、構成要素という）を整理する。

本庭園の構成要素は『史跡等整備のてびき【計画編】』（文化庁文化財部記念物課 2004年）を参照し、地形／地割、水系、石／石組、植栽／植生、構造物、建造物として分類する。

さらに構成要素のほかに、本質的価値と密接に関わる要素や本質的価値に準ずる要素、庭園の活用及び管理運営のために必要な要素を整理し、指定範囲内だけでなく、指定範囲外の周辺環境や眺望などについても検討する。

#### 第1項 主庭

##### (1) 臥龍院地区

臥龍院地区の主要な構成要素を表と図で示し、その中から抜粋した構成要素について述べる。

[表 3-1] 臥龍院地区の主要な構成要素

| 指定区分                 | 分類                            | 構成要素   |   |
|----------------------|-------------------------------|--------|---|
| 名勝指定範囲内              | 本質的価値を構成する要素                  | 地形／地割  | 前庭、中庭、平坦地、築山、園路   |
|                      |                               | 水系     | —   |
|                      |                               | 石／石組   | 石垣、景石、沓脱石、石段、飛石、延段  |
|                      |                               | 植栽／植生  | 高木類、中木類、低木類、生垣、地被類など  |
|                      |                               | 構造物    | 石造物：井筒、石燈籠、手水鉢、石造物<br>垣 根：土塀、「路次門」、袖垣、見切り垣（庭門）<br>その他：釣瓶、鯨瓦 |
|                      |                               | 建造物    | 臥龍院、文庫、正門、勝手門、隅小屋   |
|                      | 本質的価値に準ずる要素                   | 擬木柵、腰掛 |   |
| 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素 | 案内板、水栓、防災及び防犯設備、侵入防止柵、排水路、排水樹 |        |   |

#### 【地形／地割】

##### ・前庭

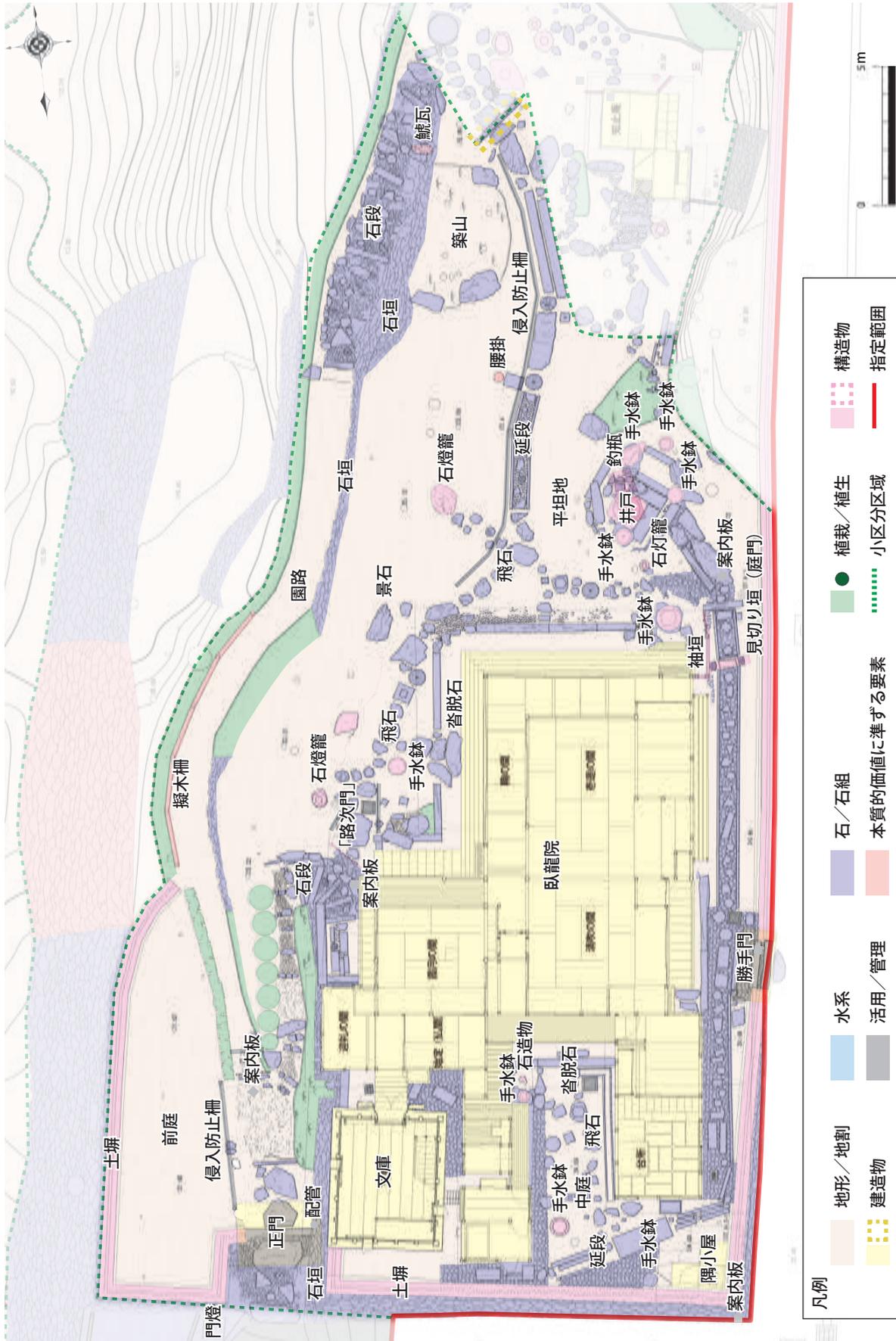
正門を入れて左手には、湾曲した土塀に囲まれた平坦地が広がり、前庭を形成している。前庭は北側の道路面とほぼ同じ高さであり、臥龍の淵の岩盤から約 10 m 高い位置にある。

##### ・中庭

内庭は臥龍院の清吹の間の北縁に面して設けられており、南北に細長い平庭である。東には濡縁に続く雪隠、南に清吹の間、次の間の板廊下、西は杉板貼りの台所で三方を囲われ、北側は土塀越しに奥へと空間が抜ける。



[写真 3-21] 臥龍院地区 前庭



[ 図 3-2 ] 臥龍院地区の主要な構成要素図

・平坦地

平坦地は臥龍院前に広がり、前庭から約2 m上に位置する。この平坦地は庭園の南端まで長く続き、知止庵付近では築山や高まりを持つ。築山や高まりがあるため、臥龍院前では奥まで見通せず、空間に奥行きをもたせている。

・築山

築山は知止庵東側の園路脇に設けられ、飛石が配された平坦地に起伏を設けて変化を付けている。築山上にはソテツ群が植えられ、ソテツの足元には草本類、築山裾部には紅れん石片岩の大きな景石が据えられている。

【石／石組】

・石垣

石垣は本庭園の主庭部分を支えるため、各所に築かれている。正門を入ってすぐの右手には輝緑岩や黒色片岩の割石を用いた流れ積や末広積の石垣がそびえる。石垣の途中では、元々生えていたチシャノキを取り込み、また手水鉢や石臼を積み石として用い、意匠的に築いている。石垣の上には文庫が建つ。

・飛石

飛石は輝緑岩と緑色片岩を中心に伽藍石や石臼を転用したもの、手まり石（大坂淀屋辰五郎の庭園にあった石と伝わる）と呼ばれる節理によって模様の入った丸い石などを用いてアクセントを持たせている。飛石だけでなく、延段と組み合わせ、変化をつけている。

【植栽／植生】

・臥龍院地区の植栽

高木にはモッコク、イロハモミジ、ヤマモモ、イヌマキ、サルスベリがあり、知止



[写真 3-22] 臥龍院地区 中庭



[写真 3-23] 臥龍院地区 築山



[写真 3-24] 臥龍院地区 石垣



[写真 3-25] 臥龍院地区の植栽

庵東側にはソテツが植えられている。低木にはサツキ、センリョウ、アオキ、チャノキが見られ、地被類はコケ類を主体として、ツツブキやクマザサなどの草本類が植えられている。

#### 【構造物】

##### ・井筒、釣瓶

井筒は臥龍院の南にあり、約4尺四方の花崗岩をくりぬいて作られている。釣瓶は袖屋根付きであり、げんだ石の基礎部に自然木を組み合せて釣瓶軸とし、木製の小屋根を滑車上と釣瓶軸上の2箇所にて設けている。

##### ・見切り垣

見切り垣は臥龍院西側にあり、庭園と臥龍院裏や勝手門を繋ぐ庭門である。杉皮を用いた曲線状の屋根が掛る。

#### 【建造物】

##### ・臥龍院

臥龍院は木造平屋建の寄棟造の住宅建築で茅葺、一部瓦葺屋根である。桂離宮、修学院離宮などの名建築を参考にし、寅次郎自らが構想を練り、京都の相談役の助言を受けながら、地元の大工 中野寅雄がまとめた建築である。各部屋は機能的に間取りが考えられ、室内構成もそれぞれの意匠を工夫している。南に位置する壺是の間(主座敷)から蓬莱山と富士山への眺望及び南庭を觀賞することができる。

##### ・文庫

文庫は臥龍院の北に位置し、廊下で接続された土蔵である。寄棟造、置屋根の棧瓦葺である。外壁には古舟板を用いている。1階、2階共に板敷の1室としており、西側に階段を配している。



〔写真 3-26〕 臥龍院地区 飛石



〔写真 3-27〕 臥龍院地区 井筒、釣瓶



〔写真 3-28〕 臥龍院地区 見切り垣



〔写真 3-29〕 臥龍院地区 臥龍院

(2) 知止庵地区

知止庵地区の主要な構成要素を表と図で示し、その中から抜粋した構成要素について述べる。

[表 3-2] 知止庵地区の主要な構成要素

| 指定区分                 | 分類                        | 構成要素    |                                      |
|----------------------|---------------------------|---------|--------------------------------------|
| 名勝指定<br>範囲内          | 本質的価値を構成する要素              | 地形 / 地割 | 平坦地、傾斜地、小丘                           |
|                      |                           | 水系      | —                                    |
|                      |                           | 石 / 石組  | 景石、石組、沓脱石、石段、飛石                      |
|                      |                           | 植栽 / 植生 | 高木類、中木類、低木類、生垣、地被類など                 |
|                      |                           | 構造物     | 石造物：石燈籠、燈籠台座、手水鉢<br>垣 根：袖垣<br>その他：塵穴 |
|                      | 建造物                       | 知止庵、中門跡 |                                      |
| 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素 | 案内板、解説板、防災・防犯設備、侵入防止柵、排水路 |         |                                      |



[図 3-3] 知止庵地区の主要な構成要素図

【地形 / 地割】

・傾斜地 小丘

臥龍院前から続く平坦地は踏分石である伽藍石から緩やかに傾斜し、知止庵の建つ位置が最も高くなっている。

傾斜地と小丘は植栽や石組によって土留めされ、知止庵北側は石段が設けられている。



[写真 3-30] 知止庵地区 傾斜地、小丘

## 【石／石組】

## ・石組、景石

石組は知止庵の北西部から北部にかけてあり、小丘の土留めの役割を持つ。知止庵の北側には黒色片岩の石段が設けられ、石段の西側には横長の景石が据えられている。



[写真 3-31] 知止庵地区 石組、景石

## 【植栽／植生】

## ・知止庵地区の植栽

飛石の両脇にはカエデ類が植えられ、臥龍の淵側の崖地沿いにはマキとサザンカの生垣を設けている。立地上、霧が多いため、庭園内ではコケの生育状況がよく、ボタンゴケなど珍しいものや多様な種類が見られる。



[写真 3-32] 知止庵地区の植栽

## 【構造物】

## ・手水鉢

知止庵地区には手水鉢が2基あり、中門跡の南側と知止庵前に設けられている。

どちらの手水鉢も自然石に、円形の水穴をくり抜いた形状であり、周囲に役石と石燈籠、海を設け、蹲踞空間を成している。

## ・石燈籠

知止庵地区には石燈籠が2基あり、どちらも蹲踞の傍に立つ。2基のうち、中門跡の南側は山燈籠、知止庵前には利休型の笠を持つ寄せ燈籠が据えられている。



[写真 3-33] 知止庵地区 手水鉢、石燈籠

## 【建造物】

## ・知止庵

知止庵は昭和24年（1949）に、河内陽一氏が「浴室便所」を改造し、茶室とした。二畳小間と水屋からなり、平屋建て、一字瓦葺、壁の腰張りには第3代藩主泰恒の「茶方日記」の反古紙を用いている。庵名の由来は陽明学者中江藤樹の説いた教えにより、入口にかかる「知止」の扁額は第



[写真 3-34] 知止庵地区 知止庵

10代藩主 加藤泰済の筆によるものである。

・中門跡

中門はかつて知止庵の東にあり、現在も踏込石と敷居が残っている。踏込石は延段より15cmほど高く据えられ、敷居も高さがあることから、跨ぐように中門を潜る構造であったと考えられる。また、古図面からは大瓦を用いた曲線状の屋根が掛っていたことが分かる。



[写真 3-35] 知止庵地区 中門跡

(3) 不老庵地区

不老庵地区の主要な構成要素を表と図で示し、その中から抜粋した構成要素について述べる。

[表 3-3] 不老庵地区の主要な構成要素

| 指定区分                 | 分類                           | 構成要素    |  |
|----------------------|------------------------------|---------|--|
| 名勝指定<br>範囲内          | 本質的価値を構成する要素                 | 地形／地割   | 平坦地  |
|                      |                              | 水系      | —  |
|                      |                              | 石／石組    | 石垣、景石、沓脱石、飛石、延段                                |
|                      |                              | 植栽／植生   | 高木類、中木類、低木類、生垣、地被類など                           |
|                      |                              | 構造物     | 石造物：石燈籠、燈籠、飾り井戸、手水鉢、石碑、石樋、<br>石造物<br>その他：鬼瓦、鯨瓦 |
|                      | 建造物                          | 不老庵、雪隠跡 |  |
|                      | 本質的価値に準ずる要素                  | 腰掛      |  |
| 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素 | 案内板、解説板、水栓、防災・防犯設備、侵入防止柵、傘立て |         |  |

【地形／地割】

・平坦地

知止庵地区の傾斜地は、知止庵への飛石の分岐点からまた平坦地となり、不老庵まで広がる。

平坦地の中央には南北に長く、緩く曲線を描いて飛石が続き、その両脇に植栽帯や構造物が配置されている。南端は石垣から張り出して不老庵が建つ。

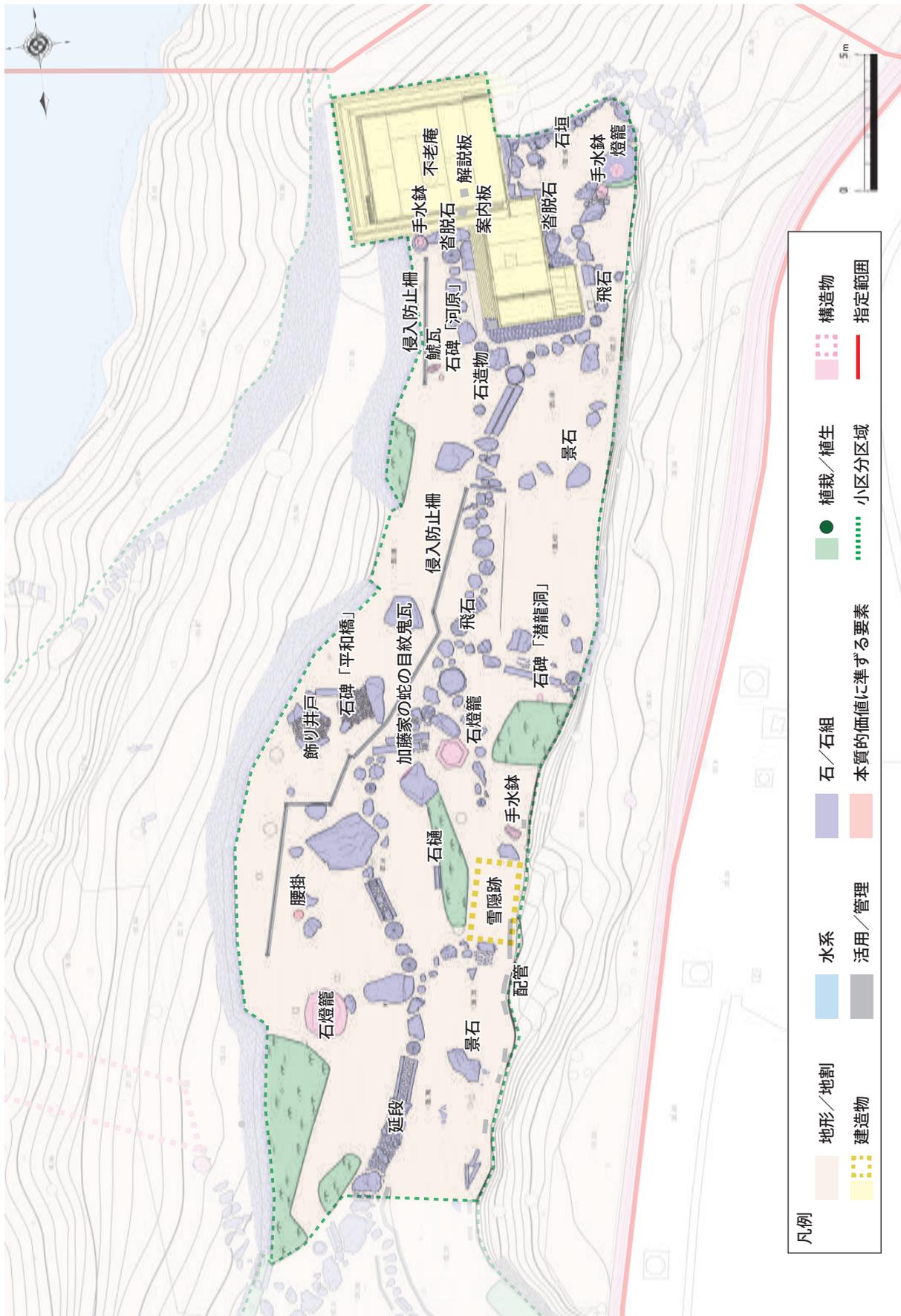


[写真 3-36] 不老庵地区 平坦地

【石／石組】

・景石

飛石の東西や東側崖地付近の要所に、大



[図 3-4] 不老庵地区の主要な構成要素図

振りの景石が据えられている。石質は花崗岩や輝緑岩など様々な種類が用いられている。

【植栽／植生】

・不老庵地区の植栽

高木はカエデ類、サルスベリなどがあり、東側の崖沿いにはマキ、コウヨウザン、クスの大木があり、臥龍の淵へ大きく生長している。低木はサツキ、地被類はコケを中心に、ヒトツバなどが添えられている。



〔写真 3-37〕 不老庵地区 飛石、景石

【構造物】

・石燈籠

石燈籠は山燈籠と春日燈籠の2基が据えられている。山燈籠は不老庵地区北部の臥龍の淵側にあり、高さ約3mの春日燈籠は不老庵地区の中央部にある。また、不老庵西側の景石上の燈籠は鉄製である。



〔写真 3-38〕 不老庵地区 山燈籠

・石碑

「河源」と刻銘された石碑は、不老庵の北側に立つ。大洲三筆と称された仁井三魚によるもので、この石碑はかつて藩主の御茶屋であった場所（大洲市五郎）から移設したものとされる。

石碑の隣には鯪瓦が据えられている。



〔写真 3-39〕 不老庵地区 石碑、鯪瓦

【建造物】

・不老庵

不老庵は木造平屋建て、座敷の半分を張り出した懸造としており、約5mの高さを皮付き檜柱が支えている。屋根は寄棟造であり、茅葺、一部瓦葺である。平面は北に三畳小間の茶室と、肱川に面した開放的な広間からなる。座敷の外縁は北、東、南の3方向に廻り、名栗の高欄がついている。南西隅は外縁が長く伸び、生きたマキを捨て柱として用いるなど、自然感を活かした意匠が見られる。



〔写真 3-40〕 不老庵地区 不老庵（内部）

・雪隠跡

雪隠跡は不老庵地区北部の平坦地にあり、平成初期頃までは雪隠（便所）が設置されていた場所である。

臥龍院と不老庵を繋ぐ南北の飛石が石燈籠の東側で分岐して雪隠跡の方へ延び、また崖際に手水鉢が据えられている。これらは雪隠に付随する構成要素であったと考えられる。



[写真 3-41] 不老庵地区 雪隠跡

(4) 崖地

崖地の主要な構成要素を表と図で示し、その中から抜粋した構成要素について述べる。

[表 3-4] 崖地の主要な構成要素

| 指定区分        | 分類                   | 構成要素   |                              |
|-------------|----------------------|--------|------------------------------|
| 名勝指定<br>範囲内 | 本質的価値を構成する要素         | 地形／地割  | 崖地、古道、横井戸                    |
|             |                      | 水系     | —                            |
|             |                      | 石／石組   | 石垣、石積、石組                     |
|             |                      | 植栽／植生  | 高木類、中木類、低木類、地被類など            |
|             |                      | 構造物    | 石造物：石燈籠<br>垣 根：土塀<br>その他：潜龍洞 |
|             | 建造物                  | —      |                              |
|             | 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素 | 石垣（整備） |                              |

【地形／地割】

・崖地

崖地は敷地西側に聳え、臥龍院前の井戸から不老庵に到るまでの広範囲を占める。切り立った崖であり、岩盤が露出する箇所もある。知止庵と不老庵の中間部には、岩盤を石段に加工した古道も残されている。

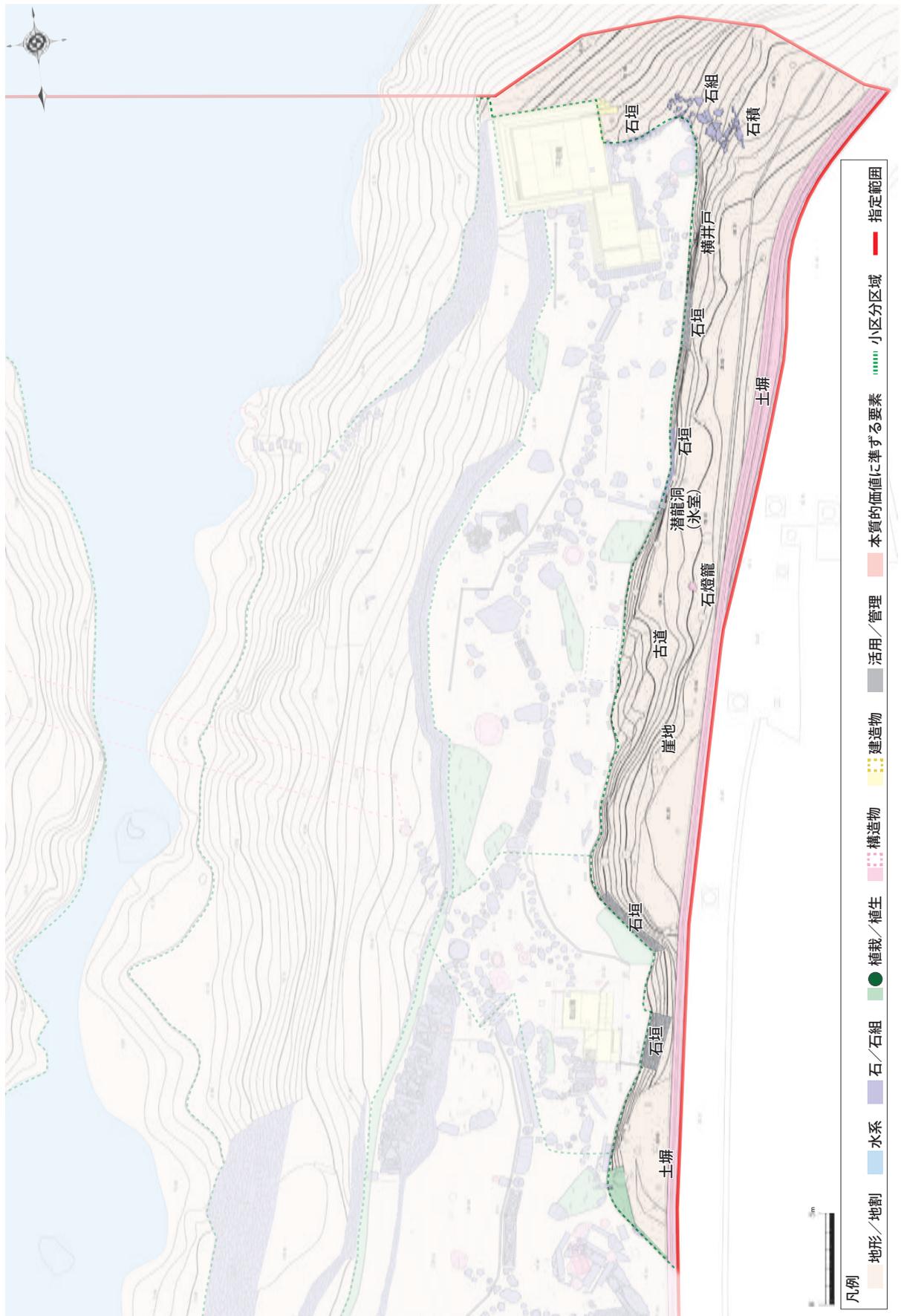
不老庵の北西や西部には、岩窟を利用した水室や横井戸などがある。

・横井戸

不老庵北側の庭園に面する崖地には、岩盤を掘って造った横井戸がある。かつて岩盤からは湧水で満たされていたと伝わるが、現在は枯れ、雨水が溜まっている。



[写真 3-42] 崖地 崖地、古道



[図 3-5] 崖地の主要な構成要素図

## 【植栽／植生】

## ・崖地の植生

崖地上にはシラカシ、クロガネモチなどの高木が占め、カエデ類は主庭へ張り出すように生えている。樹根は岩盤を這うように延び、主庭内まで延ばす樹木も見られる。中低木にはツバキ類などがあり、高木の足元にはササやシダ類が見られる。



[写真 3-43] 崖地 横井戸

## 【石／石組】

## ・石垣

知止庵と不老庵付近には石垣が築かれている。そのほとんどが、昭和期以降に崩落した崖地の修理や危険性から石垣で補強されたものである。ただし、潜龍洞周辺の石垣は平成9～10年頃に修理されたが、一部矢羽積の部分は古い時期のものと思われる。



[写真 3-44] 崖地の植生

## ・石組

崖地の南部にあり、岩盤の端部を利用して石組がなされている。石組は滝石組の様に段状に組まれ、海蝕の石や段状に折れ曲がった石など意匠性のある石が用いられている。また、石組の下部に土管が埋設されていることから、かつては降雨時に水が流れていたと考えられる。



[写真 3-45] 崖地 潜龍洞、石垣

## 【構造物】

## ・潜龍洞

潜龍洞は不老庵の北西にあり、岩盤を掘って造った氷室である。木製の扉がつき、内部は石柱と石で補強されている。

潜龍洞前には「潜龍洞」の石碑があり、刻銘は中国人の能筆家によるものとされ、「藤雲橋」の銘と同筆と伝わる。

## ・石燈籠

石燈籠は崖地の古道脇に据えられた、げんだ石製のがん付き柱形燈籠である。



[写真 3-46] 崖地 石燈籠

## 第2項 臥龍の淵

臥龍の淵の主要な構成要素を表と図で示し、その中から抜粋した構成要素について、河川部、崖地及び石垣の小区分に分けて述べる。

[表 3-5] 臥龍の淵の主要な構成要素

| 指定区分                 | 分類                   | 構成要素       |                                    |
|----------------------|----------------------|------------|------------------------------------|
| 名勝指定<br>範囲内          | 本質的価値を構成する要素         | 地形／地割      | 自然露岩、崖地、臥龍の淵、園路、通路                 |
|                      |                      | 水系         | 肱川                                 |
|                      |                      | 石／石組       | 石垣、石段                              |
|                      |                      | 植栽／植生      | 高木類、中木類、低木類など                      |
|                      |                      | 構造物        | 石造物：石燈籠、門燈、藤雲橋の親柱<br>その他：藤雲橋跡、舟着場跡 |
|                      |                      | 建造物        | —                                  |
|                      | 本質的価値に準ずる要素          | 石垣（整備）、渡河橋 |                                    |
| 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素 | 排水路、案内板、手摺、擬木柵、階段、護岸 |            |                                    |

### (1) 河川部

#### 【地形／地割】

##### ・臥龍の淵

臥龍の淵は河川護岸と蓬莱山の間を流れる肱川を指し、東西を切り立った崖に囲まれる。臥龍の淵の流れは岩盤が入り組み、深い淵の景をつくり、主庭からの眺望景観となっている。



[写真 3-47] 河川部 臥龍の淵

#### 【植栽／植生】

##### ・河川部の植生

岩盤には下草やコケが見られるが、南部の不老庵付近ではマキ、カエデ類、タケが見られる。明治大正期の絵葉書などには河川部に樹木はなく、実生木の生長やタケの繁茂により、地形を覆い隠している。



[写真 3-48] 河川部 舟着場跡

#### 【構造物】

##### ・舟着場跡

舟着場跡は臥龍の淵の水面近くの護岸に設けられている。崖地から続く園路には、岩盤を加工して造られた石段があり、水際まで下りられるようになっている。その最



下段に平場があり、舟着場として利用されていたと考えられる。

## (2) 崖地及び石垣

### 【地形／地割】

#### ・園路

園路は崖地上にあり、主庭を支える石垣の裾部に設けられている。園路は舟着場の石段から延び、藤雲橋の親柱を経て知止庵の南東部から主庭へ到る。



[写真 3-49] 崖地及び石垣 園路、石段

### 【石／石組】

#### ・石垣

石垣は岩盤上に築かれ、高さ約 10m の石垣や鉢巻状の石垣を 1 段から 2 段設け、地形に合わせて曲線を描く。北側の石垣には自生する高木をそのまま取り込んで築いた箇所があり、現在は樹木が枯損して失われたところが石室となっている。



[写真 3-50] 崖地及び石垣 石垣

石垣の一部、石材の色が異なる範囲は、昭和 60 年（1985）の復旧工事で新たに築かれたものであり、幅 13m、高さ 11 m の石垣を施工したものである。

### 【植栽／植生】

#### ・崖地及び石垣の植生

崖地部分にはカエデ類やコウヨウザン、ヤブツバキなどが見られ、シダ類などの下草が繁茂している。



[写真 3-51] 崖地及び石垣の植生

また北部では、エノキやカエデ類が石垣に取り込まれている。

### 【構造物】

#### ・門燈

門燈（燈籠）は正門前にあり、げんだ石を用いて造られ、木製の屋根が掛かる。この意匠は、中野家資料に図案が残っている。

同じ意匠の門燈が、本庭園から西側に約 50 m 離れた名勝範囲外にも 1 基見られるが、関係性は不明である。



[写真 3-52] 崖地及び石垣 門燈

【庭園の活用及び管理運営のために必要な要素】

渡河橋

渡河橋は蓬莱山へ渡るために、臥龍の淵が肱川に合流する手前に架けられたコンクリート製の橋である。江戸時代の絵図では同位置に石の反橋が描かれており、昭和55年(1980)の古写真にはやや反りの付いた木製または擬木製の橋が架かっている。

その後、平成19年(2007)に平坦な擬木橋に架け替えられ、平成26年(2014)には流木やゴミなどの流下阻害を解消するため、現在のコンクリート橋に架け替えられた。



[写真 3-53] 崖地及び石垣 渡河橋

第3項 蓬莱山

蓬莱山の主要な構成要素を表と図で示し、その中から抜粋した構成要素について述べる。

[表 3-6] 蓬莱山の主要な構成要素

| 指定区分                 | 分類                               | 構成要素    |                                   |
|----------------------|----------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 名勝指定<br>範囲内          | 本質的価値を構成する要素                     | 地形／地割   | 島(蓬莱山)、崖地、園路                      |
|                      |                                  | 水系      | 肱川                                |
|                      |                                  | 石／石組    | 石垣                                |
|                      |                                  | 植栽／植生   | 高木類、中木類、低木類、草本類など                 |
|                      |                                  | 構造物     | 石造物：石燈籠、藤雲橋の親柱、手水鉢、石室<br>その他：藤雲橋跡 |
|                      |                                  | 建造物     | 与楽亭跡                              |
|                      | 本質的価値に準ずる要素                      | 渡河橋、舳い杭 |                                   |
| 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素 | 擬木柵、擬木階段、東屋、水飲場、照明、石碑、ベンチ、舟着場、護岸 |         |                                   |

【地形／地割】

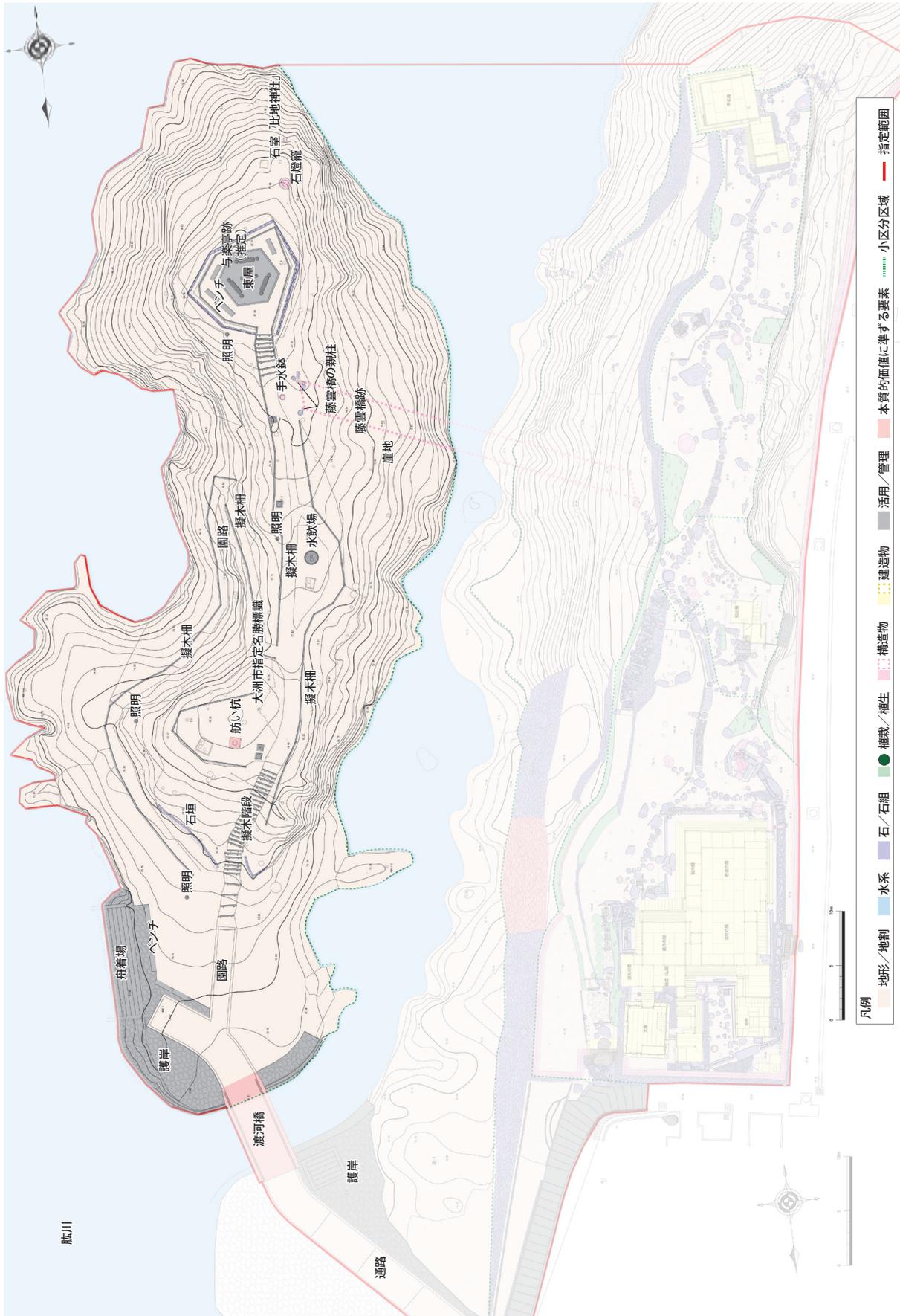
・島(蓬莱山)

蓬莱山は2つの高みを持ち、南北に長い島である。島の東側中央部が窪み、入江となっている。また、尾根筋に沿って園路が設けられ、途中で東部に分岐し、島の地形に沿って回遊できるようになっている。

島の母岩は主庭側の崖地と同じ泥質片岩である。南の頂部から南端にかけてはチャートを含み、硬いチャート部分が露頭している。



[写真 3-54] 蓬莱山 島(蓬莱山)



[ 図 3-7 ] 蓬莱山の主要な構成要素図

## 【植栽／植生】

## ・蓬萊山の植生

蓬萊山は、アラカンやクロガネモチ、ツブラジイなどの常緑広葉樹が目立つ。そのほか、蓬萊山の北端にはヒノキ、中央にヤマザクラが見られる。

明治大正期の蓬萊山はアカマツの疎林であったが、現在は南端にゴヨウマツなどのマツ類が数本見られるのみとなり、常緑広葉樹が主体の林となっている。また、樹木が全体的に高木化している。



[写真 3-55] 蓬萊山 植生

## 【石／石組】

## ・石垣

石垣は蓬萊山の登り口にあり、小振りの石を用いて築かれている。これは「伊豫國大洲町市街圖」に描かれている門の横の石垣と思われる。



[写真 3-56] 蓬萊山 石垣

## 【構造物】

## ・藤雲橋の親柱

島の北側に「藤雲橋」と刻銘のある親柱が立つ。かつて臥龍の淵の上には、主庭と蓬萊山に橋がかかっており、この橋は人が渡るものではなく、ワイヤーを掛けて藤を這わせていた。「藤雲」は紫雲に通じていると考えられ、蓬萊山と合わせて神仙思想の表現がなされていたと思われる。

現在は親柱のみが残り、同様に、主庭側の崖地及び石垣にも親柱が2本残る。対岸の親柱にはワイヤーの残欠が見られる。



[写真 3-57] 蓬萊山 藤雲橋の親柱（蓬萊山側）

## 【庭園の活用及び管理運営のために必要な要素】

## ・舟着場

舟着場は蓬萊山の北側に整備されており、石段状の護岸が設けられている。

蓬萊山周辺には江戸時代より臥龍山渡しがあり、近年ではこれを模した「臥龍の渡し」を行い、臥龍山荘周辺を周遊する屋形船の着岸場所として利用されている。



[写真 3-58] 蓬萊山 舟着場

第4項 眺望

眺望は広範囲、多岐にわたる要素で成立しており、前項でまとめた構成要素とは性質が異なるため、本項にて整理する。

本庭園は東に肱川や富士山、根太山、梁瀬山、如法寺河原、河内寅次郎の墓所、南には亀山を望む立地にあり、園内の様々な場所から望むことができる。主庭は南北に長いことから、場所によって眺望が変化し、北側では蓬莱山や臥龍の淵、南側では肱川や山々を望むことができる。



[写真 3-59] 富士山



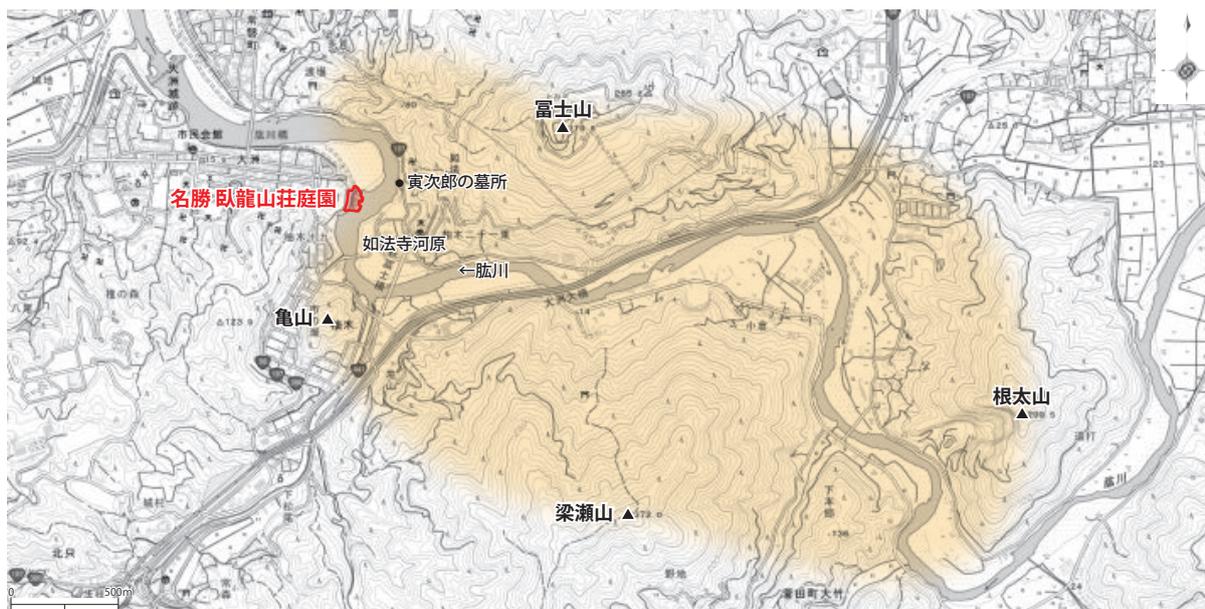
[写真 3-60] 梁瀬山



[写真 3-61] 亀山



[写真 3-62] 河内寅次郎の墓所



[図 3-8] 庭園と眺望の位置関係図（地理院地図に加筆）

## 第4章 現状と課題

本章では本庭園の現状を把握するとともに、今後の整備に向けて現状と課題を整理する。

課題は本庭園の保存管理における課題、公開活用における課題、管理及び運営体制における課題の3項目に分類した。

### 第1節 保存管理における現状と課題

#### 第1項 保存管理の現状

本庭園は河内寅次郎が亡くなった後、一族親戚が居住管理してきたが、昭和53年（1978）の寄付によって、所有者として本市が管理を行っている。庭園の管理については、文化財庭園保存技術を有する市内の造園業者に年間の植栽管理業務を委託し、建造物や施設設備については、指定管理者団体に管理業務を委託している（第3節にて詳述）。

#### 第2項 保存管理における課題

保存管理における課題については、本質的価値を構成する要素及び本質的価値に準ずる要素を対象とし、地区区分ごとに取りまとめる。

##### （1）主庭

各所で表土流出や地被類衰退箇所の排水不良が生じており、表面排水の処理が必要である。

また、崖地の岩盤が風化しているため、過度の変化が生じないか経過観察が必要であり、そのうえで繁茂した高木類の枯枝除去など適切な管理が求められる。

##### ①臥龍院地区

##### 【地形／地割】

##### ・表土流出、排水不良

表土流出や地被類衰退箇所に雨水が滞水し、排水不良が生じている。

##### 【石／石組】

##### ・景石の傾倒

景石が傾倒し、天端が傾いている。

##### ・石垣の空洞化

庭園の敷地を支える石垣に空洞化や弛みが見られる。

##### 【植栽／植生】

##### ・支障木や危険木

構造物に接近する支障木、高木に枯枝が目立つ危険木や樹勢が衰退した樹木が見られる。

##### ・地被類の衰退

踏圧などにより、飛石や延段周辺の地被類が衰退している。



【写真 4-1】排水不良、地被類の衰退の状況



【写真 4-2】石燈籠への支障木

【構造物】

・「路次門」の損傷

「路次門」の竹材が劣化し、支柱が不安定となるなど損傷が見られる。

・石燈籠の消失

古写真に写る石燈籠が消失している。

【建造物】

・正門の損傷

表門の瓦の劣化、木部が腐朽するなどの損傷が見られる。

【本質的価値に準ずる要素】

・擬木柵の損傷

コンクリート製擬木柵が傾倒するなどの損傷が見られる。

②知止庵地区

【地形／地割】

・表土流出、排水不良

表土流出や地被類衰退箇所雨水が滞水し、排水不良が生じている。

【植栽／植生】

・地被類の衰退

踏圧などにより、飛石や延段周辺の地被類が衰退している。

【構造物】

・石燈籠の消失

古写真に写る石燈籠が消失し、台座のみが残る。

【建造物】

・中門の消失

中門が消失し、現在は踏込石と敷居のみが残るものの、空間の切り替わりが不明瞭となっている。



〔写真 4-3〕「路次門」の損傷の状況



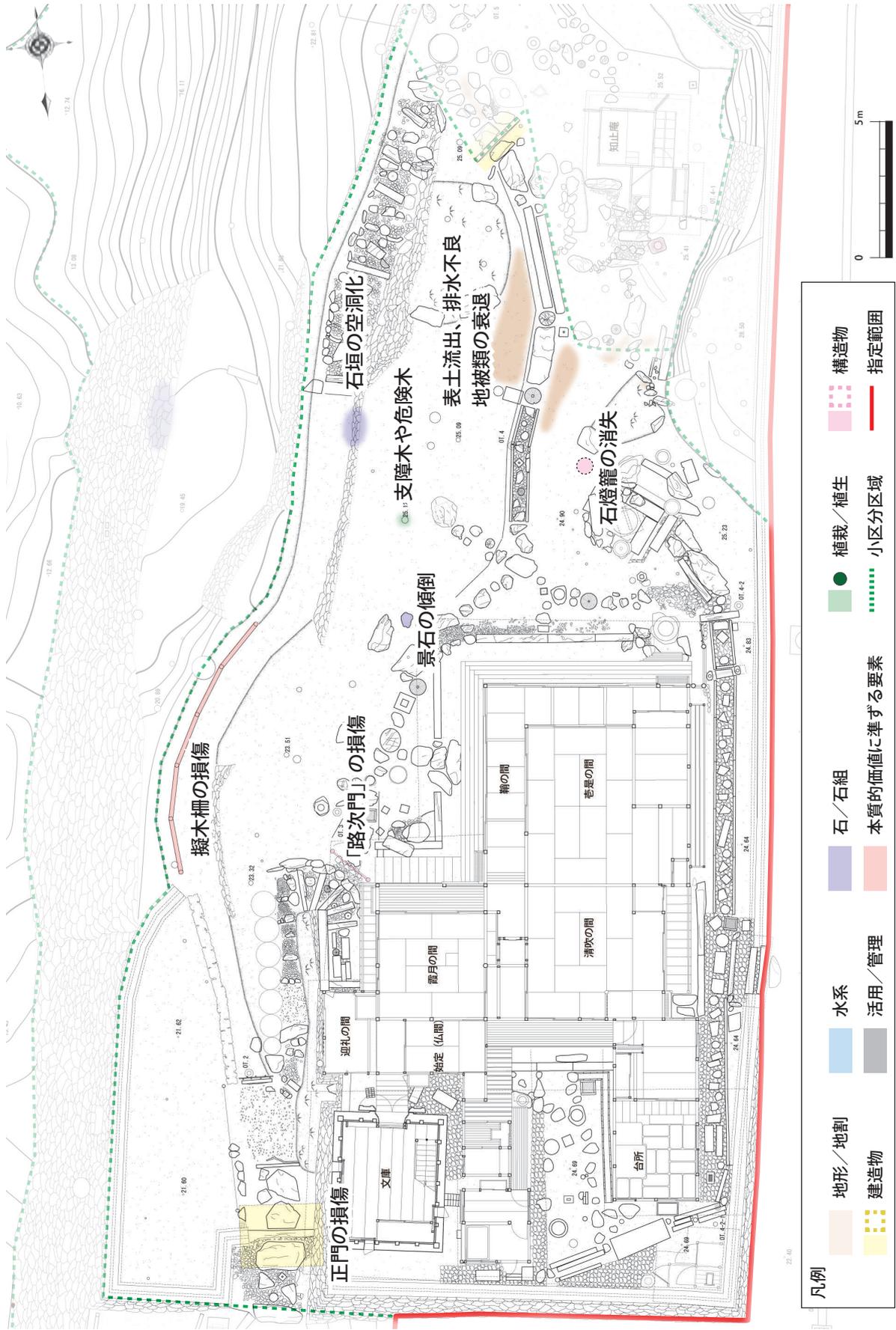
〔写真 4-4〕正門の損傷の状況



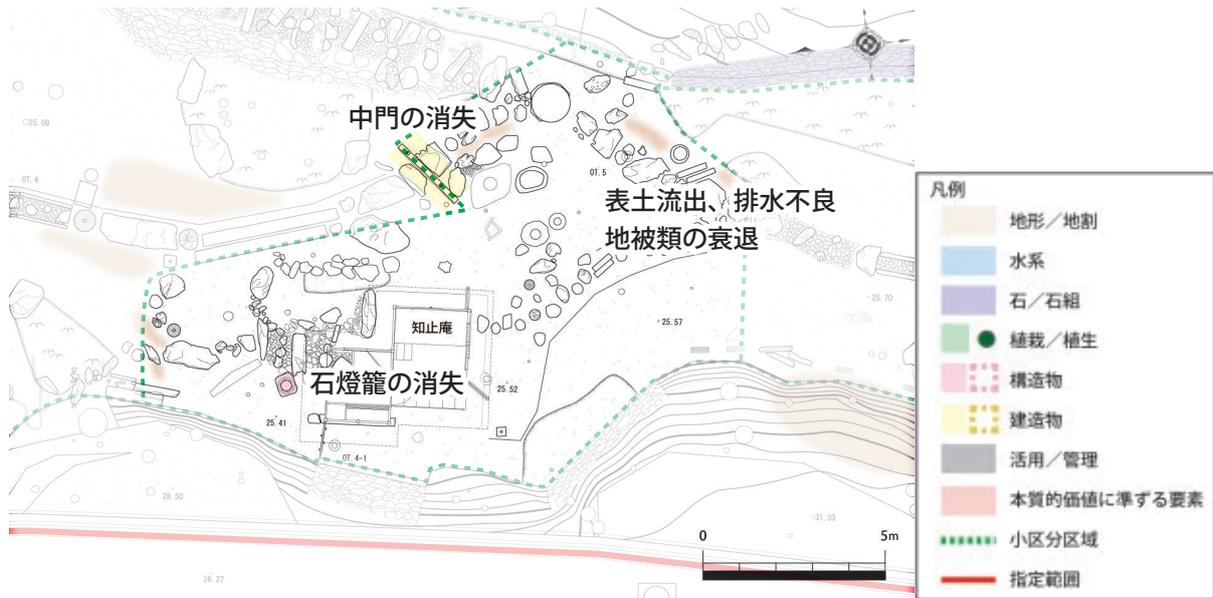
〔写真 4-5〕擬木柵の損傷の状況



〔写真 4-6〕石燈籠の消失



〔図 4-1〕 臥龍院地区における主要な課題位置図



[図 4-2] 知止庵地区における主要な課題位置図

③不老庵地区

【地形／地割】

- ・表土流出、排水不良  
表土流出や地被類衰退箇所にも雨水が滞水し、排水不良が生じている。
- ・ごろた石の消失  
飾り井戸から飛石を越えて景石付近まで、白いごろた石が敷かれているが、飛石周囲のごろた石が減少している。



[写真 4-7] ごろた石の消失

【石／石組】

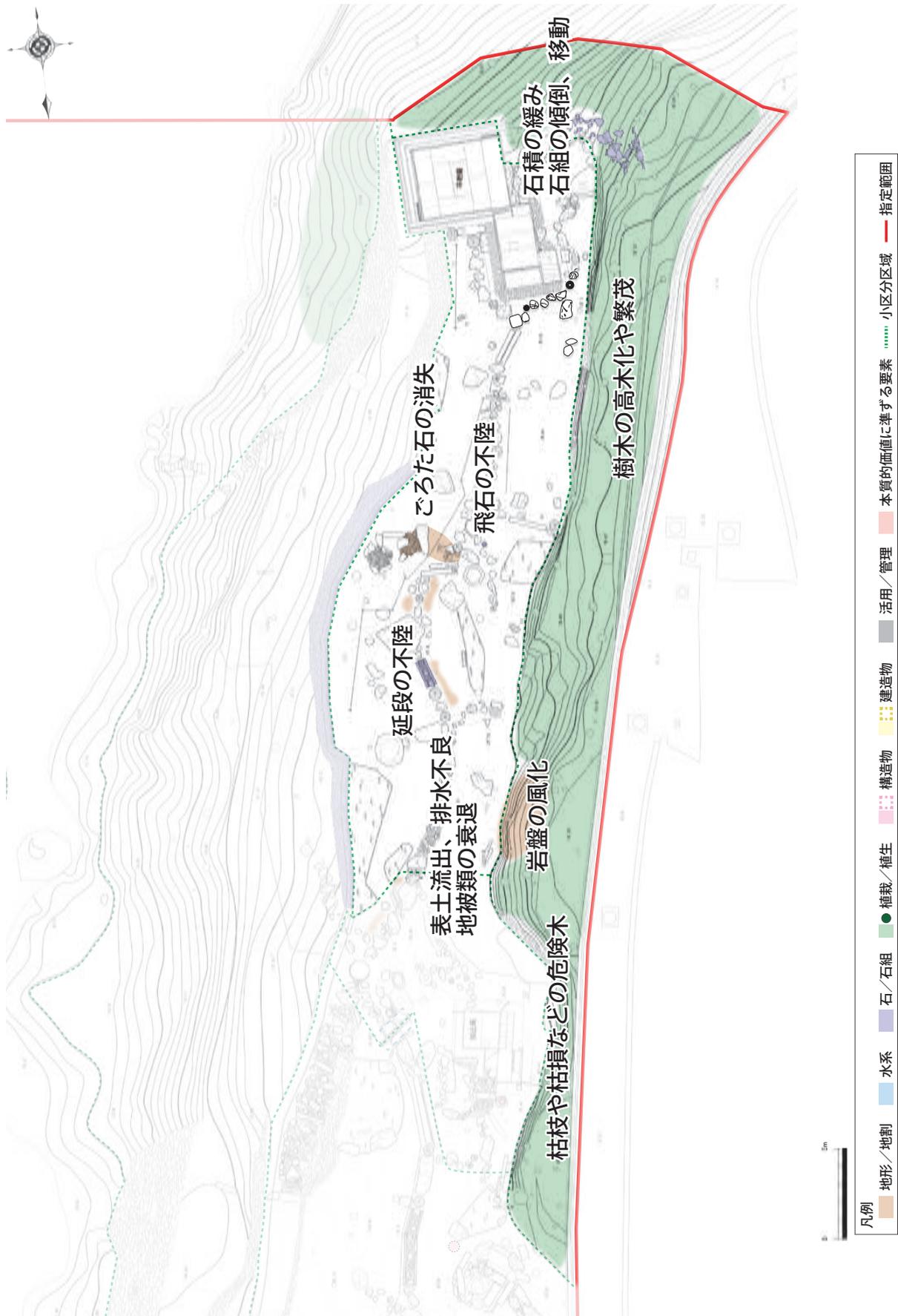
- ・延段の不陸  
延段の一部が不陸し、延段の高さが不均一になっている。
- ・飛石の不陸  
飛石が不陸し、天端が大きく傾いている。



[写真 4-8] 延段の不陸

【植栽／植生】

- ・地被類の衰退  
踏圧などにより、飛石や延段周辺の地被類が衰退している。



[図 4-3] 不老庵地区、崖地における主要な課題位置図

#### ④崖地

##### 【地形／地割】

##### ・岩盤の風化

崖地の岩盤（泥質片岩）が風化し、崖崩れなどの恐れがある。

##### 【石／石組】

##### ・石積の緩み

崖地の石積に、裏込めの流出などによる緩みやはらみが見られる。

##### ・石組の傾倒、移動

崖地の石組に、表土の流出などによる石の傾倒や移動が見られる。

##### 【植栽／植生】

##### ・枯枝や枯損などの危険木

高木に枯枝が目立つ危険木や樹勢が衰退した樹木が見られる。

##### ・樹木の高木化や繁茂

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがある。また、樹木の繁茂によって地形が不明瞭となっている



〔写真 4-9〕 崖地の岩盤風化の状況



〔写真 4-10〕 崖地樹木の高木化の状況

#### (2) 臥龍の淵

豪雨後の土砂、流木竹及びゴミが臥龍の淵に堆積することが景観上の大きな課題である。また、樹木や竹林の繁茂による眺望阻害や地形が不明瞭となっており、安全性に留意して定期的な管理が求められる。添景であった藤雲橋が消失しているため、庭園の空間性を回復する復元を検討する必要がある。

##### ①河川部

##### 【地形／地割】

##### ・舟着場跡及び崖地の土砂堆積

舟着場跡及び臥龍の淵の崖地に土砂が堆積し、地形が不明瞭になっている。

##### 【水系】

##### ・流木竹やゴミの堆積

脇川の上流部から流れてくる流木竹やゴミなどが臥龍の淵や蓬莱山への渡河橋周辺に堆積し、景観を損ねている。国交省及び大洲市によって年数回程度、堆積ゴミが撤



〔写真 4-11〕 土砂堆積の状況

去されるが、これを上回る量が流入している。

## ②崖地及び石垣

### 【石／石組】

#### ・石垣の損傷

藤雲橋跡付近の石垣に、樹木枯損後の空洞を令和2年（2020）に応急修理したが、将来的に周辺の石垣の弛みなども含めて修理が必要である。

### 【植栽／植生】

#### ・樹木の高木化や繁茂

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがある。また、樹木の繁茂によって周辺環境への眺望阻害や地形が不明瞭となっている。

#### ・竹林の繁茂

竹林が繁茂し、地形が不明瞭となっている。

### 【構造物】

#### ・藤雲橋の消失

藤雲橋の親柱のみが残り、かつての臥龍の淵の添景が失われている。



〔写真 4-12〕 流木竹やゴミ堆積の状況



〔写真 4-13〕 石垣の損傷の状況（平成30年撮影）



〔写真 4-14〕 樹木や竹林の繁茂の状況



〔写真 4-15〕 藤雲橋跡



〔史料 4-1〕 藤雲橋の架線  
（古写真部分拡大 大正2年～昭和5年）

(3) 蓬莱山

豪雨後の土砂、流木竹及びゴミが臥龍の淵に堆積することが景観上の大きな課題である。また、樹木や竹林の繁茂による眺望阻害や地形が不明瞭となっており、安全性に留意して定期的な管理が求められる。表土が流出した擬木階段などは、都市計画緑地の園路として危険がないように修繕が必要である。

【地形／地割】

・表土流出

擬木階段や園路の表土が流出し、配管が露出している。

・護岸の土砂堆積

渡河橋付近の護岸に土砂などが堆積し、地形が不明瞭になっている。



[写真 4-16] 表土流出の状況

【植栽／植生】

・樹木の高木化や繁茂

樹木の高木化や繁茂によって周辺環境への眺望阻害や地形が不明瞭となっている。



[写真 4-17] 表土流出による配管露出の状況

【建造物】

・与楽亭の消失

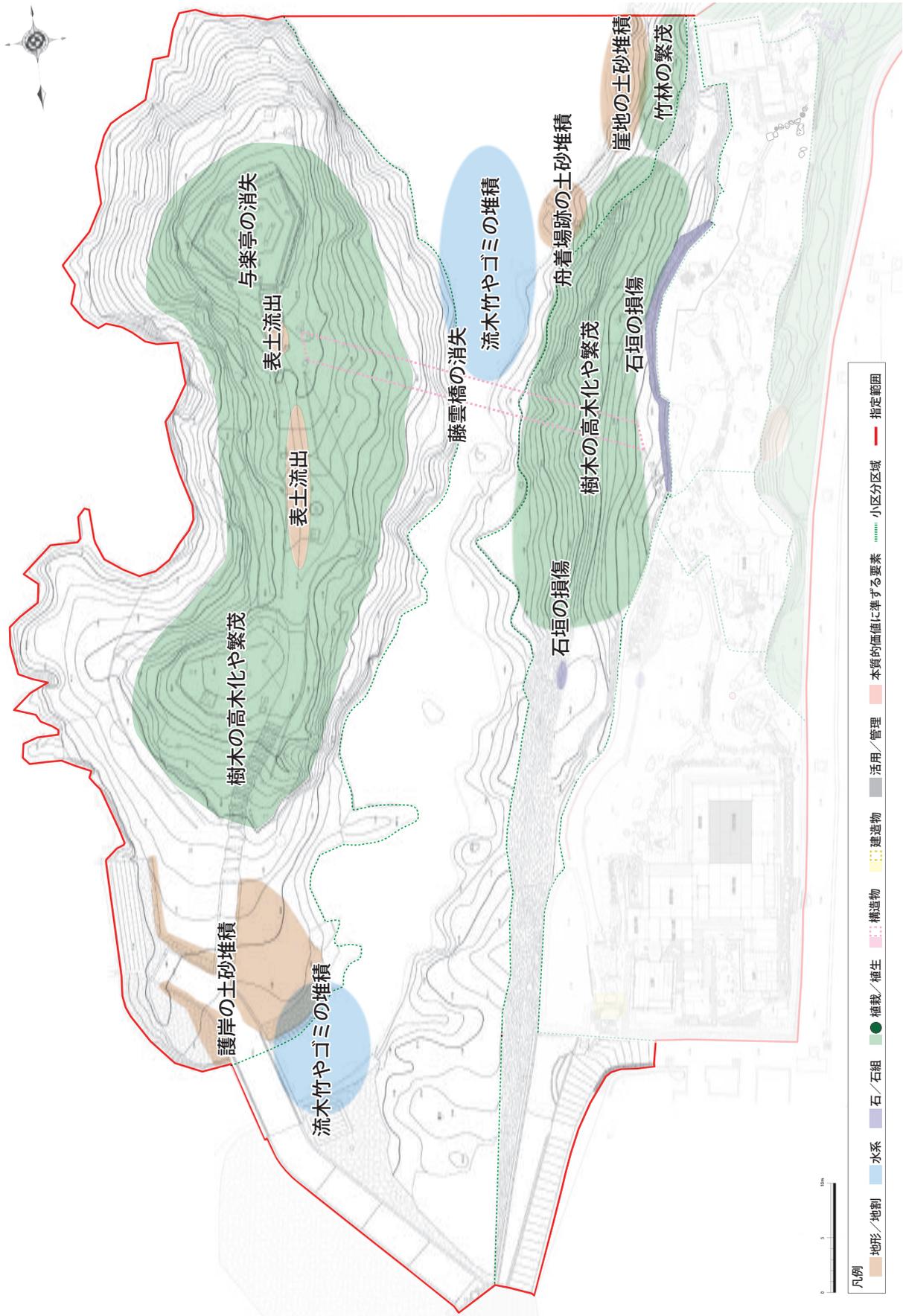
絵図や絵葉書などに見られる与楽亭が消失し、空間の利用が変化している。



[写真 4-18] 護岸の流木竹や土砂堆積の状況



[写真 4-19] 土砂堆積の状況



【図 4-4】 臥龍の淵、蓬萊山における主要な課題位置図

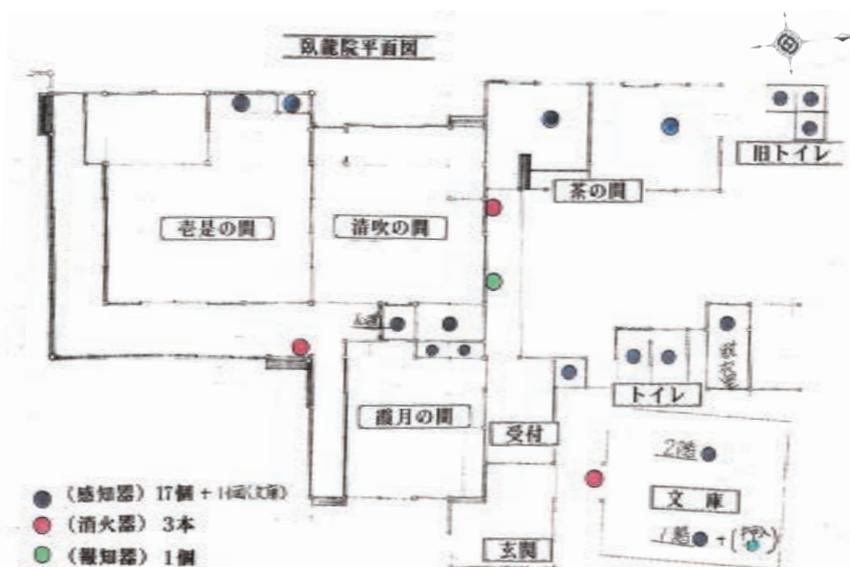
### 第3項 防災及び防犯の現状

#### (1) 防災対策の現状

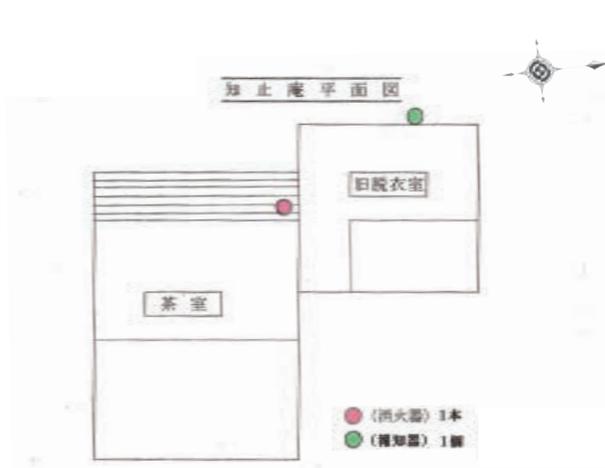
本庭園は肱川左岸の崖地に立地し、肱川が洪水被害を受けやすい地形であることから、治水事業までは水害が絶えなかった。昭和期に堤防を造る河川事業やダム建設、砂防事業を行っている。近年では、平成30年(2018)7月に平成以降最大規模の被害を受け、本庭園でも蓬萊山や臥龍の淵の崖地沿いの石垣や手摺、石段に被害が及んだ。令和元年度より「直轄河川激甚災害対策特別緊急事業」によって緊急治水対策を実施し、対岸となる如法寺河原付近の堤防嵩上げ工事が開始された。

庭園の建造物の防火対策では、敷地内は火気厳禁とし、自動火災報知器及び消火器を各建造物内に設置している(図4-5～7)。本庭園の最寄りの消防署は大洲消防署(到着時間約2分)であり、消防隊員とともに消火及び避難訓練を年2回実施している。また、災害発生時に管理者が観覧者を誘導できるよう、避難経路図を共有している。

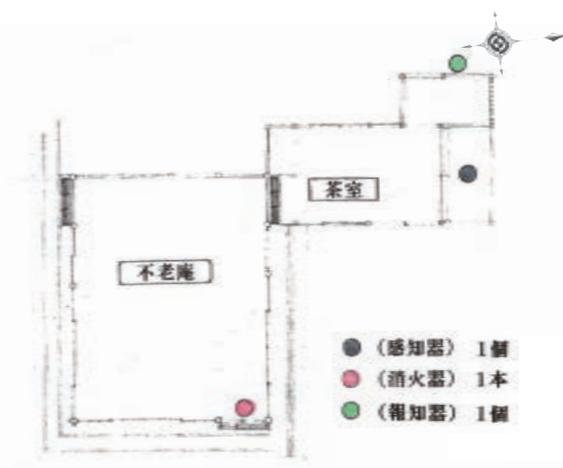
開館中には庭園及び建造物内の定期的な見回りを行い、異変への早期対応ができるように対策を行っている。



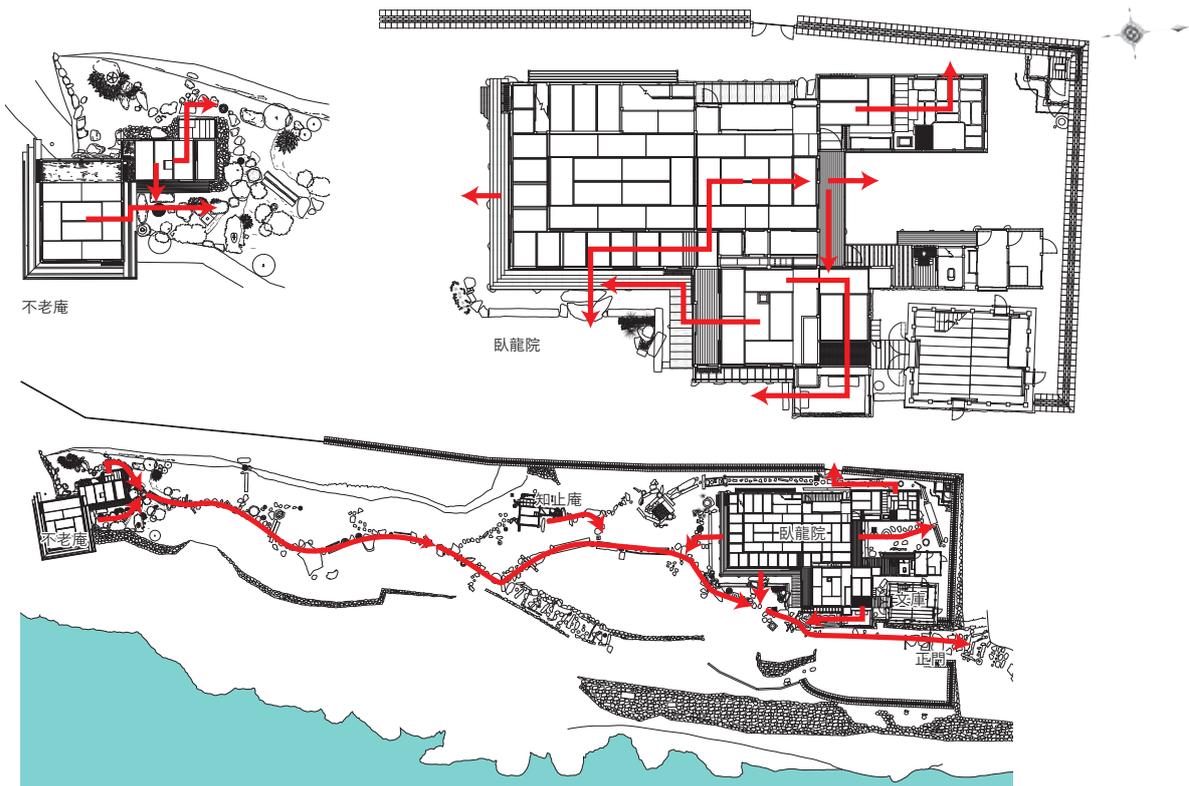
[図 4-5] 消防設備配置図 (臥龍院、文庫)



[図 4-6] 消防設備配置図 (知止庵)



[図 4-7] 消防設備配置図 (不老庵)



[図 4-8] 避難経路図（主庭）

## （2）防犯対策の現状

近年においては特に大きな犯罪や事故は起きていない。臥龍山荘開館時は臥龍院の受付に職員が常駐し対応しているが、閉館時は不在となるため機械警備を実施している。現状の防犯対策は施錠の徹底のほか、主庭の範囲全域に対して防犯カメラ付きのセンサーを設置し、24時間の機械警備を行っている。

## 第4項 防災及び防犯の課題

### （1）防災対策の課題

本庭園で災害によって発生する可能性のある被害として、次のようなものが想定される。

台風、豪雨：崖地の崩壊、石垣の弛みや崩れ、倒木、枯枝などの落下や飛散、建造物及び構造物の破損、浸水、臥龍の淵の流木、土砂堆積など

洪水：浸水、建造物及び構造物の破損、倒木など

地震：石組や石垣の弛みや崩れ、建造物及び構造物の倒壊、倒木、地割れ、土砂崩れ、液状化など

落雷：建造物や樹木の損傷、火災など

人災：放火による建造物や樹木の火災、接触による建造物や構造物の破損など

崖地の高木が倒木した場合、建造物への影響も考えられることから、適切な植栽管理を行い、危険木の対処をしておく必要がある。火災については、本庭園の文化財建造物はすべて木造であり、文庫は土蔵であるが軸組や小屋組は全て木造であるため、延焼しやすい。そのため、消火設備の検討も急務である。

現状の避難経路では、階段の少ない経路である管理者用の見切り垣（庭門）から勝手門への経

路が含まれておらず、さらに臥龍院内からは沓脱石のない南側の縁から外へ出るようになってい  
る。そのため、実際の誘導を想定した安全な経路、かつ速やかに避難できるよう見直しが必要で  
ある。

## (2) 防犯対策の課題

庭園及び建造物内の見回りを行い、問題が生じた際には本市への連絡体制を取っているが、観  
覧者の多い時期には、巡回の頻度を増やすなど改善が必要である。今後も管理者や関係者間で情  
報共有を行うことで、異変の早期把握に努める。

## 第2節 公開活用における現状と課題

### 第1項 公開活用の現状

#### (1) 公開活用

本庭園は本市の所有となって以降、昭和55年(1980)に一般公開を開始した。平成22年(2010)  
からは、指定管理者制度を採用し、指定管理者団体による運営及び公開を開始した。

公開は通年で、観覧時間は午前9時から午後5時まで(札止は午後4時30分)としている。  
観覧の受付は臥龍院内で対応し、パンフレットの配布、絵葉書などの販売も実施している。また、  
4月～10月(8月除く)の期間は毎週日曜日に不老庵にて呈茶を提供している。

公開範囲は名勝指定範囲内のほぼ全域としており、主庭の範囲が有料観覧エリアとなっている。  
建造物については、文庫内部及び臥龍院内部の一部や不老庵附属の茶室は非公開としており、知  
止庵内部は公開しているものの、立入禁止としている。なお、明確な規定はないものの20名を  
目安として、観覧者の人数を臥龍院内と主庭内に振り分けて誘導している。

蓬萊山は都市計画緑地(肱川緑地)として整備されており、本庭園の観覧者以外にも散策可能で  
あり、鶴飼いやお舟めぐり(肱川周遊の屋形船)の乗船場にもなっている。お舟めぐりは、大洲城、  
盤泉荘、臥龍山荘の共通観覧券とのセット券もあり、屋形船で巡ることができる(令和5年(2023)  
1月現在)。

#### [施設情報]

|                   |       |        |  |
|-------------------|-------|--------|--|
| 観覧料               | 大人    | 550円   |  |
|                   | 中学生以下 | 220円   |  |
| 大洲城、臥龍山荘共通観覧券     | 大人    | 880円   |  |
|                   | 中学生以下 | 330円   |  |
| 大洲城、盤泉荘、臥龍山荘共通観覧券 | 大人    | 1,100円 |  |
|                   | 中学生以下 | 440円   |  |

※保護者同伴の5歳以下の幼児 無料

※市内に住所を有する65歳以上の方 無料

※身体障害者手帳などを有する方、またその付き添い1名 無料

観覧時間 午前9時～午後5時(札止は午後4時30分)

定休日 なし

庭園及び建造物については、指定管理者団体による案内が行われている。観光客に向けては「おのおず歴史華回廊」という認定案内人が紹介する有料のまち歩きツアーもある。大洲のまちなみと一緒に臥龍山荘を巡るコース（臥龍山荘 豪商と名工の足跡をたどる旅）は、所要時間1時間半で定員5名とし、毎日開催している。ほかにも大洲の名所を巡るコースが設定されている。

## （2）交通アクセス

本庭園への来園者は主に徒歩、または自家用車や大型バスで来園している。名勝範囲外である本庭園の北側に普通乗用車4台分の駐車場を設けており、そのうち1台分は身体障がい者用としている。

近隣には5箇所に観光駐車場が設けられており、本庭園に近い駐車場は、河川敷駐車場と大洲まちなみの駅あさもやである。自家用車での来園者はこれらの駐車場を利用し、周辺の町並みや昭和41年（1966）のNHK朝のテレビドラマ「おはなはん」のロケが行われたおはなはん通りなどを散策しながら、本庭園を訪れている。団体観光客などは大洲まちなみの駅あさもやまたは観光第一駐車場に大型バスを駐車し、徒歩にて来園している。

ただし、近年は観光客の増加により駐車場が不足し、駐車場の確保が課題となっている。

[表 4-1] 近隣駐車場情報

| 駐車場          | 住所           | 時間                  | 料金 | 収容台数              | 臥龍山荘までの所要時間 |
|--------------|--------------|---------------------|----|-------------------|-------------|
| 臥龍山荘駐車場      | 大洲市大洲 398-11 | —                   | 無料 | 乗用車4台             | 徒歩1分        |
| 河川敷駐車場       | —            | —                   | 無料 | 乗用車約10台           | 徒歩1分        |
| 大洲まちなみの駅あさもや | 大洲市大洲 891-1  | 8:00～22:00          | 無料 | 大型バス6台<br>乗用車約40台 | 徒歩5分        |
| 観光第一駐車場      | 大洲市大洲 635-9  | —                   | 無料 | バス4台<br>乗用車47台    | 徒歩11分       |
| 観光第二駐車場      | 大洲市柚木 386-3  | 9:00～17:00          | 無料 | バス2台<br>乗用車13台    | 徒歩7分        |
| 庁舎立体駐車場      | 大洲市大洲 1034-2 | 7:30～21:00<br>土日祝のみ | 無料 | 約60台              | 徒歩10分       |
| 市民会館駐車場      | 大洲市大洲 891-1  | 8:00～22:00          | 有料 | 約50台              | 徒歩15分       |



[写真 4-20] 臥龍山荘駐車場



[写真 4-21] 大洲まちなみの駅あさもや



[図 4-9] 近隣駐車場位置図（地理院地図に加筆）

### （3）活用の実績

#### ①観覧者の動向

年間観覧者数は平成 22 年度の 2 万人前後から、平成 30 年度には 4 万人強まで増加している。月毎の動向では、5 月と 11 月に多く、ピーク時の観覧者数は 1 日当たり 400 人前後である。外国人観光客向けの旅行ガイドへの掲載もあり、平成 30～31 年度には外国人観光客が全体の約 15% を占めている。平成 30 年度に実施されたインバウンドアンケート調査では、回答者のうち約 84% がアジア圏で、そのうち韓国からの来訪者が 50% を超えた。

令和 3 年度からは周辺宿泊施設利用者向けの早朝特別観覧を開始し、開園前の時間に宿泊者限定の貸切ツアーで案内している。初年度はコロナ過においても年間 18 組の利用があった。

#### ②施設利用

施設内での撮影、会議などについては指定管理者の許可を受け、有料にて利用することができる。民間事業者の企画による「観月会」（鵜飼い、中秋の名月鑑賞、特別呈茶の催し）が平成 28 年度に実施され、2 日間で 26 名が参加した。ほかにも団体のカルチャーツアーで茶席として不老庵が利用されている。また、年間数件程度ではあるが、成人式や婚礼などの前撮り撮影にも利用されている。観覧者の多い週末は避け、平日に時間制の利用料金で 1 時間 1 万円としている。

[表 4-2] 観覧者数一覧（令和6年2月末現在 臥龍山荘提供）

| 年度<br>月           | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28           | H29           | H30            | H31<br>(R1)    | R2           | R3           | R4          | R5             |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------------|--------------|-------------|----------------|
| 4                 | 1,866  | 2,010  | 2,961  | 2,099  | 1,933  | 2,372  | 2,816         | 3,917         | 4,144          | 3,879          | 182          | 642          | 2,156       | 3,795          |
| 5                 | 3,114  | 3,177  | 3,987  | 3,156  | 3,045  | 4,147  | 4,662         | 5,978         | 4,654          | 5,229          | —            | —            | 4,065       | 5,424          |
| 6                 | 1,590  | 1,738  | 1,637  | 1,601  | 1,638  | 1,895  | 2,730         | 3,016         | 3,154          | 2,664          | 197          | 823          | 2,589       | 3,684          |
| 7                 | 1,421  | 1,480  | 1,937  | 1,548  | 1,580  | 1,715  | 2,721         | 2,510         | 1,222          | 2,430          | 1,041        | 1,301        | 2,601       | 2,460          |
| 8                 | 1,975  | 2,353  | 2,293  | 2,056  | 2,096  | 2,494  | 3,848         | 3,125         | 2,193          | 2,887          | 1,544        | 1,167        | 2,803       | 3,010          |
| 9                 | 1,631  | 1,832  | 2,154  | 2,050  | 2,359  | 3,059  | 2,870         | 2,476         | 2,491          | 2,872          | 1,607        | 1,269        | 2,837       | 3,087          |
| 10                | 2,001  | 2,116  | 3,790  | 2,082  | 2,320  | 3,405  | 4,016         | 2,716         | 3,760          | 3,415          | 2,428        | 2,093        | 3,710       | 4,029          |
| 11                | 2,375  | 3,401  | 3,732  | 2,656  | 3,246  | 4,001  | 5,437         | 5,311         | 8,084          | 5,288          | 4,464        | 3,540        | 6,389       | 7,279          |
| 12                | 781    | 2,251  | 1,343  | 1,259  | 1,348  | 1,644  | 2,228         | 2,264         | 3,225          | 2,266          | 1,824        | 1,913        | 3,327       | 3,579          |
| 1                 | 845    | 1,755  | 1,344  | 1,334  | 1,399  | 1,211  | 1,585         | 1,832         | 2,463          | 2,134          | 497          | 1,149        | 2,128       | 3,005          |
| 2                 | 956    | 1,626  | 1,505  | 1,097  | 1,288  | 1,468  | 1,527         | 1,804         | 2,295          | 1,817          | 610          | 804          | 2,755       | 3,073          |
| 3                 | 1,275  | 2,556  | 2,219  | 1,851  | 2,879  | 2,589  | 3,179         | 2,977         | 3,791          | 1,125          | 1,169        | 1,576        | 3,802       |                |
| 合計                | 19,830 | 26,295 | 28,902 | 22,789 | 25,131 | 30,000 | 37,619        | 37,926        | 41,476         | 36,006         | 15,563       | 16,277       | 39,162      | 42,422         |
| 外国人<br>観光客の<br>割合 | -      | -      | -      | -      | -      | -      | 1,767<br>(5%) | 3,027<br>(8%) | 6,391<br>(15%) | 5,242<br>(15%) | 52<br>(0.3%) | 77<br>(0.5%) | 933<br>(2%) | 9,847<br>(23%) |

※令和2～3年度の4～5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止により休館

### ③情報発信

庭園及び建造物の魅力を案内するパンフレット（日本語、多言語版）を作成し、受付や市内各所で配布するとともに、本市のウェブサイトにも掲載している。臥龍山荘のウェブサイトやSNSは指定管理者団体が管理運営し、建造物や庭園の四季の写真を掲載し、魅力を伝えている。

平成28年度には建造物3棟の重要文化財の指定を受け、指定記念シンポジウムを開催するとともに、「臥龍山荘」国重要文化財指定記念特別展「臥龍山荘～肱川にたたずむ明治期の数寄屋建築」を平成29年（2017）1月21日～4月16日に大洲市立博物館にて開催した。また、令和4年度には本庭園の名勝指定を記念したシンポジウムを開催した。これらにより、市内外に向けて臥龍山荘の建造物及び庭園の価値や魅力を広く情報発信した。

### ④学校教育

地域の小中学校の総合学習や歴史学習、遠足や修学旅行先など学校教育の場として活用されている。また、農業高等学校の造園に関する学習や市立博物館の大洲歴史文化教室などにも活用されるなど年間7校前後の利用がある。学校関係の利用では20～100名前後が来訪し、庭園及び建造物の案内については、指定管理者団体がやっている。

### ⑤調査研究

本市では平成29～31年度に名勝地調査事業を実施した。名勝地調査事業以降、作庭当初の姿を検証するための史料の収集、埋蔵文化財担当による埋没した石段や園路などの遺構調査を継続して実施している。

## ⑥歴史や文化体験の検討

活用に向けては、令和元年度に本市観光まちづくり課が事務局となり、文化財観光施設を活用した歴史体験検討委員会（大洲市、大洲市観光まちづくり戦略会議）を設置し、本来文化財が持つ価値を最大限に発揮することにより、さらなる認知度の向上を図ることを目的として「文化財観光施設を活用した歴史体験実施計画」を策定した。さらに、委員会による検討と合わせて、住民向けのシンポジウム、説明会を開催し周知を図った。令和4年（2022）3月には「大洲観光まちづくり戦略ビジョン」を改定し、周辺施設の整備が進められている。

令和3年度には重要文化財臥龍山荘において文化体験による活用を図る目的で、文化庁「ウィズコロナに対応した文化資源の高付加価値化促進事業」の採択を受け、指定管理者団体が臥龍山荘文化体験事業を実施した。観光への活用方法、まちづくりへの活かし方などを検討し、専門家会議で取りまとめた基本構想などを踏まえて、実証実験「数寄の宴」及び「臥龍山荘文化体験シンポジウム」が開催された。

実証実験はモニターツアーとして客人を招き、川舟での遊覧、呈茶（不老庵）、宴席（壺是の間、清吹の間）、能楽（壺是の間）が行われた。シンポジウムは、令和3年（2021）12月19日に基調講演とパネルディスカッション「地域文化と観光まちづくり - 臥龍山荘文化体験を通して -」が行われた。

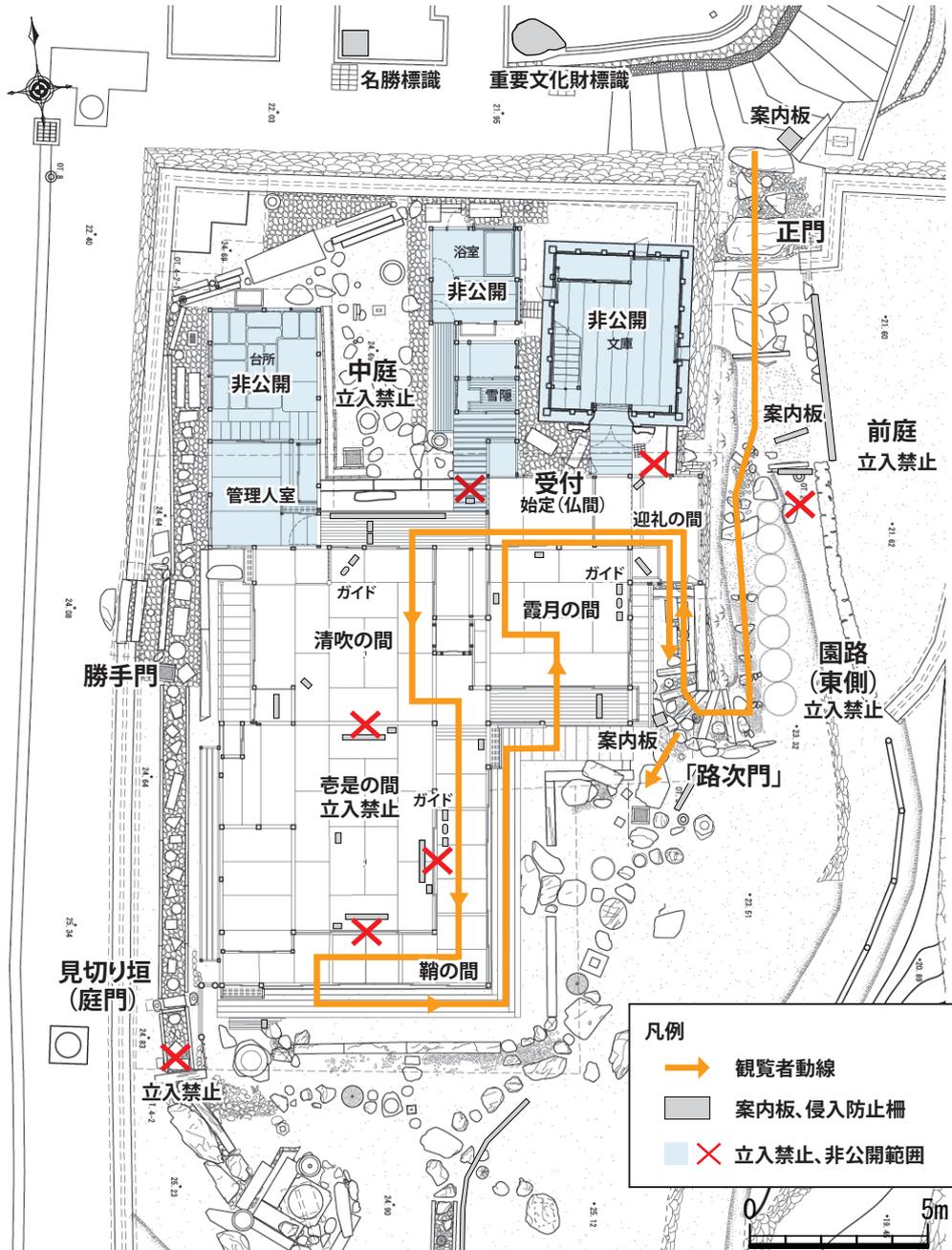
## (4) 公開動線

公開範囲は名勝全域であり、建造物では臥龍院と不老庵へは内部への立入り公開、知止庵は内部を公開しているが、立入り禁止としている。庭園内に自由な散策が可能であるが、東側の園路と崖地及び石垣へは危険が伴うため、立入りを禁止している。

観覧者は敷地北端にある正門を潜って入り、臥龍院内に設けた受付を済ませて臥龍院内部を観覧後に庭園を散策する。臥龍院内部では始定（仏間）を入ると、右手に臥龍院中庭を見ながら清吹の間を通過して鞆の間へ到る。壺是の間は立ち入りを禁止しているため、観覧者は鞆の間から庭園を觀賞する。そして、鞆の間を戻り、霞月の間を見学した後、再び始定（仏間）を通過して屋外へ出る。

庭園へは「路次門」を潜って入り、飛石伝いに見学が可能である。知止庵は躡口から内部を見学出来るように開放しており、不老庵は北縁から座敷に上がって眺望を楽しむことができる。不老庵附属の茶室は通常非公開としているが、お茶会などの催しの際は内部を利用している。

蓬莱山は一般開放されており、常時自由に散策ができるようになっている。蓬莱山へは正門を出て階段を下り、河川敷に設けられた渡河橋によって渡ることができる。河川敷からは臥龍の淵の眺望を觀賞でき、尾根筋に設けられた園路を登ると蓬莱山側から見た主庭の地形や眺望を觀賞することができる。



[図 4-10] 現状の公開動線（臥龍院内）



[写真 4-22] 名勝の標識



[写真 4-23] 順路案内板



[写真 4-24] 庭園入口の案内板



[写真 4-25] 順路案内板



[写真 4-26] 知止庵の音声ガイド



[写真 4-27] 「潜龍洞」の解説板

[図 4-11] 現状の公開動線（主庭）



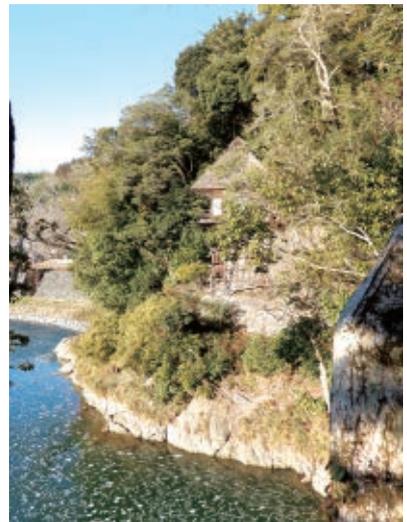
〔図 4-12〕 現状の公開動線（蓬萊山）



〔写真 4-28〕 大洲市指定名勝の標識



〔写真 4-29〕 蓬萊山より西を望む



〔写真 4-30〕 蓬萊山より不老庵を望む



〔写真 4-31〕 蓬萊山より南を望む

## 第2項 公開活用における課題

公開活用における課題として、施設などハード面のほか観賞方法などソフト面の課題が挙げられる。

### (1) 施設関連の課題

- ・案内板や説明板などの多言語対応

説明や注意喚起などにおいて、多言語への対応ができていない部分がある。

- ・擬木柵や擬木階段の損傷

蓬萊山の擬木柵の老朽化や擬木階段の損傷、表土流出が見られる。

- ・照明設備の不足

蓬萊山は常時開放しているが、園路沿いの照明設備が不足しており、夕方以降の散策時は足元が暗い。また、既設照明の一部が平成30年(2018)7月豪雨により傾倒している。

- ・侵入防止の劣化や設置

侵入防止柵の劣化、並びに侵入防止柵の高さによって観賞へ支障をきたしている箇所がある。

### (2) ソフト面の課題

- ・庭園本来の視点場の立入り制限

臥龍院の壱是の間が立入り禁止のため、本来の視点場から庭園を観賞できない状況にある。

- ・コケの踏圧への注意喚起

観覧者が園路を通行する際、すれ違い時などに飛石から降りることがあり、園路の周囲のコケが踏圧の影響を受けている。

- ・関連文化財や地域との連携

現在、ほかの施設との共通券の販売やお舟めぐりの実施など、関連文化財や地域との連携を図っている。現状の連携体制を維持し、さらに密な連携を図っていく必要がある。

- ・関連資産との周遊や情報発信

本庭園の関連資産である亀山や河内寅次郎の墓所など位置や経路が分かりづらいため、案内を充実させる必要がある。



[写真 4-32] 照明の傾倒



[写真 4-33] 侵入防止柵設置の状況



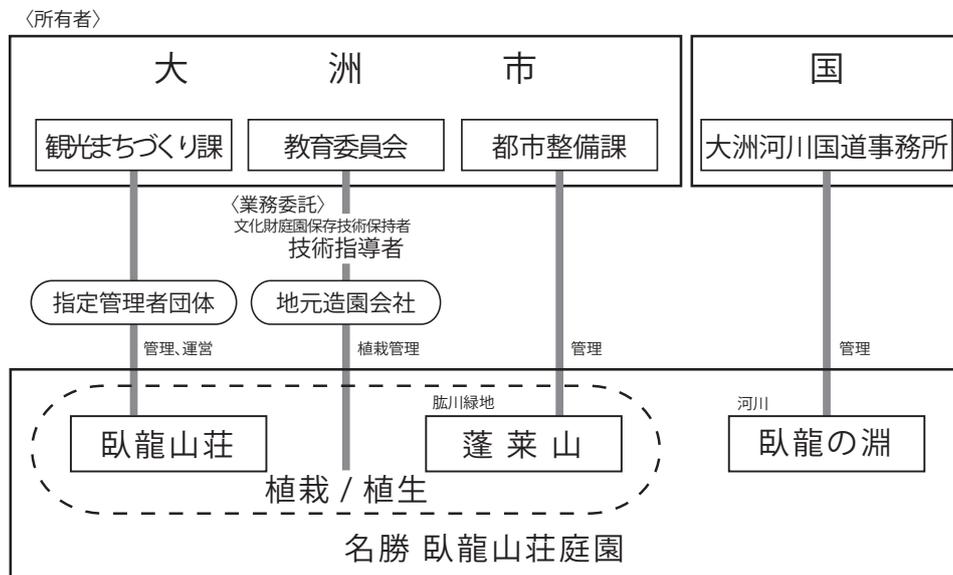
[写真 4-34] 踏圧によるコケの消失、育生不良

### 第3節 管理及び運営体制における現状と課題

現状は本市が指定管理者団体に管理及び運営業務を委託する指定管理者制度を採用しており、指定管理者は臥龍山荘の利用許可、観覧に係る料金收受、施設設備の管理、そのほかの管理及び運営に必要な業務を行っている。

庭園の植栽管理については、植栽管理技術指導と年間管理の業務委託を行っており、文化財庭園保存技術保持者の指導のもと、文化財庭園保存技術者協会所属の造園技術者による植栽管理がなされている。技術指導は平成28年度より実施しており、長期的な視点で管理を行うため、今後も継続していく必要がある。また、安定的な管理体制を続けるために、技術の伝承や後継者育成が求められる。

管理及び運営体制において特に課題はないが、今後も連携を図り自主事業や文化財に係る手続きなど、密な連絡体制を構築する必要がある。



[図 4-13] 管理及び運営体制図

[表 4-3] 植栽管理の年間スケジュール (令和4年度参考)

| 工種                |              | 期間 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 備考  |
|-------------------|--------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
|                   |              | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |     |
| 臥龍山荘<br>(主庭、臥龍の淵) | 軽剪定          |    | ■  |    | ■  | ■  |    | ■   |     |     |    |    |    | 年3回 |
|                   | 基本剪定         |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    | ■  |    | 3月頃 |
|                   | 除草           |    | ■  |    | ■  | ■  |    | ■   |     |     |    |    |    | 年4回 |
|                   | 竹切作業<br>(伐採) |    | ■  |    | ■  | ■  |    | ■   |     |     |    |    |    | 年4回 |
|                   | 石垣除草         | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■   | ■   | ■   |    | ■  | ■  | 年5回 |
|                   | 草刈           | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■   | ■   | ■   | ■  | ■  | ■  | 年5回 |
| 蓬萊山               | 整姿作業         |    |    |    |    |    |    | ■   | ■   |     |    | ■  | ■  | 年2回 |
|                   | 落葉清掃         | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■   | ■   | ■   |    |    |    | 年4回 |
|                   | 草刈           | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■  | ■   | ■   | ■   |    |    |    | 年4回 |

## 第5章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

水郷大洲の象徴として庭園内外からの景観保全に努め、文化財としての適切な管理のもと、さらなる活用及び体制の強化を図る。

本庭園は肱川の景勝地に造営された近代実業家河内寅次郎の別荘庭園であり、庭園から肱川と周辺の山々への眺望に優れている。さらに本庭園は水郷大洲の象徴となり、肱川からの主要な景の一つとして役割を果たしている。そのため本庭園の価値を次代へ確実に継承し、庭園内外からの眺望の保全に努める。庭園の構成要素についても安定的な管理を行い、本質的価値が理解できる環境を維持するとともに公開活用の更なる推進を目指す。そしてこれらを実現する体制の強化を図る。

### 第2節 保存整備の指標年代

本庭園は明治32年（1899）の土地取得、不老庵下の石垣造成に始まり、同40年（1907）頃に臥龍山荘全体が完成したとされる。河内寅次郎が眺望を念頭に置いて趣向を凝らした建造物とともに、肱川と周辺の山々を大きく取り込んだ独創的な構成を持つ庭園を造営した。

庭園の完成当時が施主の作庭意図が現れた姿とし、本計画では河内寅次郎が庭園を完成させた明治後期を保存整備の指標年代と定める。ただし、知止庵とその周辺については、昭和24年（1949）に「浴室便所」から茶室に改築されており、現状の空間を踏襲するものとする。

臥龍の淵や蓬莱山など庭園外からの眺望景観については、明治から大正期、昭和初期の絵葉書や古写真、絵図などの史料を参照するが、庭園内については、明治後期の史料が乏しいことから、古図面などの史料や継承されてきた現在の空間構成から施主の作庭意図を検証するものとする。

### 第3節 基本方針

本庭園の価値を次代へ確実に継承するために、保存管理、公開活用、管理及び運営体制、整備における基本方針を以下に定める。

#### 保存管理

本質的価値を構成する要素の日常的な管理を適切に行い、特に植栽／植生は生長によって景観に変化を与えることから、庭園内外の眺望景観を保全するために長期的な視点で管理を行う。

#### 公開活用

庭園の持つ本質的価値や魅力を市民や来訪者に分かりやすく伝えるために、案内や情報発信に取り組む。学校教育や地域の関連文化財と連携して、地域の歴史や文化を学び、体験することができる場を提供し、文化観光拠点の一つと位置付け、活用の推進に取り組む。

#### 管理及び運営体制

名勝内の施設、緑地、河川などを管轄する各部署や庁外の関係機関と更なる連携を図り、保存及び活用の取組みを推進するための管理及び運営体制を整える。文化財の価値への理解を深め、管理及び運営が効果的に行えるよう関係者間で情報共有し、取組みを進める。

#### 整備

指標年代となる明治後期の姿を検証し、当時の空間構成を保存し失われた構成要素を復元する検討を行うとともに、庭園の価値を分かりやすく伝えるため、価値を顕在化させる整備を行う。また、公開活用や管理運営のために必要な施設設備の見直しや整備を進める。

## 第6章 保存管理

### 第1節 保存管理の方向性

肱川の景勝地に造営された別荘庭園として本庭園の価値を次代へ確実に継承するために、本質的価値を構成する要素の適切な管理を行い、庭園内外の眺望景観を保全するための管理を行うものとする。基本方針に基づき、保存管理の方向性を以下に示す。

#### 主庭、臥龍の淵、蓬萊山の空間構成や地形及び地割の保存

本庭園は肱川の崖地に立地し、眺望地点でもある主庭、肱川を形成する崖地と石垣の臥龍の淵、肱川に浮かぶ岩島の蓬萊山から構成される。この空間構成を継承し、特徴的な地形及び地割が明瞭に理解できるよう、保存管理を行う。

#### 庭園内外の眺望景観の保全

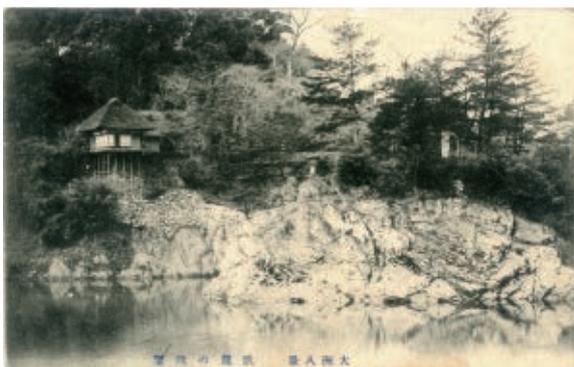
庭園では建造物内及び園路からの眺望を保全するために、眺望地点から周辺へ眺望が利くように植栽及び植生の手入れを行い、庭園外からも肱川の主要な景の一つとして周辺と調和した景観を保全するよう適切な植栽管理を行う。庭園外では肱川や周囲の山の眺望景観を保全するため、景観施策に基づき、肱川を中心とした景観づくりを推進する。

#### 本質的価値を構成する要素を良好な状態で継承するための保存

指標となる明治後期の庭園の姿を基本とし、構造物や石垣などの本質的価値を構成する要素を保存する。庭園の細部意匠や利用形態は生活様式などにより変遷しており、変遷時期や内容について引き続き調査を進め、それぞれの構成要素が損なわれないように保存管理を行う。ただし、知止庵地区は昭和24年（1949）に改修されているため、現状の空間を踏襲して保存する。

#### 作庭意図や価値への理解を深めるための調査研究の推進

庭園の作庭当時の姿を検証するために、関係機関と連携して史料調査や遺構調査を継続する。新たな史実が確認された場合は関係者間で情報を共有し、作庭意図や庭園の価値に基づいた空間性となるよう保存管理に取り組む。



〔史料 6-1〕「大洲八景 臥龍の眺望」  
(史料 2-4 再掲)



〔史料 6-2〕「水郷大洲 臥龍の深淵」  
(絵葉書 昭和 21 年～ 個人蔵)

## 第2節 保存管理の方法

保存管理の方向性に基づき、地区区分別の保存管理の方法を以下に示し、構成要素別の保存管理の方法を検討する。

### 第1項 地区区分別の保存管理方法

#### (1) 主庭

主庭は各建造物を中心とした3地区と南西部の崖地に小区分され、庭園及び周辺の眺望景観を望む臥龍院と不老庵を結ぶ園路が南北に延びる。建造物周りの3地区は建造物内や園路から東側の臥龍の淵及び蓬莱山並びに肱川、周囲の山を望む空間構成が損なわれないように、生垣や植栽の繁茂による眺望の阻害に留意して管理を行う。また、庭園の空間性や作庭意図を継承するために、各構成要素の適切な管理を行う。崖地については、高木や露出した岩盤が建造物など庭園の構成要素へ影響を与えることのないよう、経過観察を行うとともに適切な植栽管理を行う。

#### (2) 臥龍の淵

臥龍の淵は主庭と蓬莱山の間であり、肱川の深淵から続く河川部分と岩盤上に切り立った崖地及び石垣からなる空間である。近世からの景勝地であるとともに、自生の樹木を取り込んだ石垣など特徴的な景観を保全し、石垣の弛みなどで平場の造成に影響が出ないように、定期的な点検を行うとともに適切な管理を行う。崖地の植生については、庭園内外の眺望景観を保全するために、竹林や樹木が繁茂しないよう植生管理を行う。河川部分については肱川の流木竹やゴミなどで景観が損なわれないよう、国土交通省 大洲河川国道事務所と連携して定期的な管理を行い、今後の対策を検討する。

#### (3) 蓬莱山

蓬莱山は名勝庭園の主要な構成要素であるとともに、肱川を身近に感じられる空間として広く一般に公開する空間である。よって、近世からの景勝地である景観を保全し、庭園内外からの眺望対象として適切に管理を行う。また、蓬莱山から臥龍の淵及び主庭並びに肱川、周囲の山を望む視点場でもあることから、植生の繁茂による眺望の阻害に留意して管理を行う。

都市計画緑地として擬木階段やベンチなどは、公開活用のため適切に管理する。

### 第2項 構成要素別の保存管理方法

#### (1) 本質的価値を構成する要素

##### 【地形／地割】

- ・自然露岩、崖地、岩島など地域固有の地形や空間構成を明確に維持するために、流木竹や土砂の堆積などが発生した場合には、定期的に管理し、現状の保存に努める。
- ・崖地の岩盤の表面劣化（風化）を経過観察することで異変を確認した場合には適宜補修し、早急な対策が取れるように努める。
- ・築山、園路、地被類などの地割を明瞭化するために、地被類衰退や表土流出による排水不良を防ぎ、適宜客土補充や排水勾配を修繕するなど保存管理を行う。

##### 【水系】

- ・臥龍の淵や蓬莱山へ流木竹やゴミの堆積などが発生した場合には、庭園の景観が損なわれない

よう、国土交通省 大洲河川国道事務所と連携して定期的に管理し、河川の保全に努める。

#### 【石／石組】

- ・石垣の弛みなどの損傷を把握するために、定期的に点検する。
- ・石垣や景石などの表面を覆うツタ類や実生木については定期的に除去することで劣化を防ぎ、景観に影響を与えないよう、保存管理を行う。
- ・小規模な破損箇所は既存の石材を用いて復旧し、構成要素を適切に保存する。

#### 【植栽／植生】

- ・庭園内の広がりや奥行きを維持並びに庭園内の各視点場からの眺望及び庭園外からの眺望景観などを保全するよう、適切な植栽管理を行う。
- ・中高木や低木、草本類などの健全な生育環境を維持し、年間の管理において剪定や草刈りなどの管理を行う。
- ・定期的に生育状況を観察し、病害虫が発生した場合は消毒や剪定などにより対処する。
- ・樹木の生長により構造物や建造物、公開動線に影響を及ぼす恐れがある樹木については、剪定や除伐を行う。特に主庭の崖地上の高木については、倒木にも配慮して危険木の対策を行う。
- ・竹林は適切な密度を維持するため、定期的な間伐を行う。
- ・飛石周辺で地被類の衰退が見られる場合は、適宜補植するなどして維持する。
- ・植栽管理を適切に行うため、毎木調査の実施を検討する。

#### 【構造物】

- ・日常的に点検し、劣化や破損などの傷みが確認された場合は、適宜修繕を行う。
- ・飛石などに地被類の付着、土砂の堆積などが発生した場合は、日常的な清掃により除去する。
- ・飛石や石段に不陸が生じた場合は調整を行い、現状維持を図る。

#### 【建造物】

- ・日常的に点検し、劣化や破損などの傷みが確認された場合は、適宜修繕を行う。
- ・屋根上の落葉の除去、雨樋や雨水排水の点検及び清掃を行い、建造物に被害が及ばないように管理を行う。
- ・蟻害や獣害を確認した場合は、被害実態を調査し防除対策を行う。
- ・重要文化財建造物は文化財建造物保存活用計画の指針に従うものとする。
- ・知止庵は名勝の構成要素として適正に管理を行い、保存のために必要な修理については、文化財保護法上必要な届出を行う。

#### (2) 本質的価値に準ずる要素

- ・庭園の変遷の検証が進み、新たな史実に基づいて整備が必要になった場合は、調査結果に基づいて修理方針を検討するものとする。

#### (3) 庭園の活用及び管理運営のために必要な要素

- ・庭園の活用及び管理運営のために必要な施設の改修や除却が必要になった場合は、庭園の価値

や景観に影響を及ぼさない範囲で実施する。

- ・排水枳などの管理用設備を新設する場合は、庭園の価値が損なわれないよう景観に配慮した位置、形状、色彩を検討する。
- ・主庭縁辺部の石垣は、弛みなどの損傷を把握するために定期的に点検する。
- ・石垣の日常的な管理ができるよう、不老庵下までの管理動線を確保する草刈りを行う。

### 第3節 防災及び防犯対策

『大洲市地域防災計画』においては、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興対策を定めている。本庭園では主に風水害や地震災害、火災による被害が想定され、本節では今後の対策を検討し、以下に示す。

なお、重要文化財建造物の耐震対策や防災計画については、名勝としての本質的価値を損なわないように配慮したうえで、将来的に検討する必要がある。

#### 第1項 防災対策

##### (1) 防災マニュアルの検討

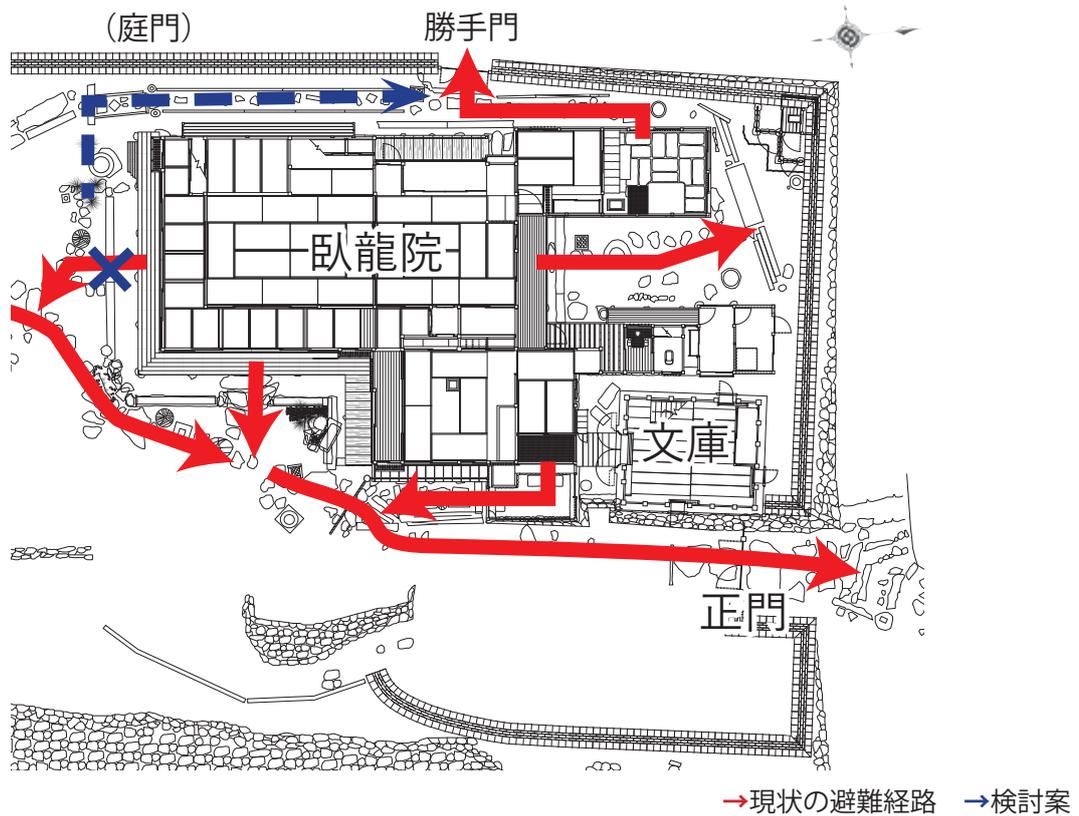
本庭園では防災訓練の実施や避難経路図、災害など緊急時の連絡体制を整えており、関係者間で共有している。今後は消火設備の充実化並びに火災のほか、地震や洪水など、考え得る災害に対する防災マニュアルの検討が必要である。本庭園の西側には住宅や大洲神社が所在し、火災の際は周辺へも被害が及ぶ可能性があるため、周辺住宅も含めた連絡連携体制の構築を検討する。また、災害に備えた対策も必要となり、大雨や強風警報発令時には名勝内での事故を防ぐため、休館の措置を取るなどの対策を講じる。開館時に警報が発令された場合には、観覧者の誘導や案内が必要である。

##### (2) 避難経路の見直し

避難経路は実際の誘導を想定し、安全な経路で速やかに避難できるように見直し、避難誘導体制を整える。具体例として、臥龍院南側の縁は高さがあり、沓脱石もないことから、避難上危険であるとして取り止める。さらに、「路次門」や階段への観覧者集中を避けるため、通常非公開である臥龍院西側の見切り垣（庭門）から勝手門への経路も活用し、二方向から敷地外へ速やかに誘導することを検討する。

##### (3) 急傾斜地における自然災害に備えた対策の検討

主庭の平場を支える石垣の弛みが確認されており、将来的に広範囲に渡る石垣の修理が必要である。また、崖地においては高木や岩盤風化が確認されており、台風や地震などにより倒木や崩落の恐れがあることから、適切な植栽管理を継続して行い、併せて過度の変化が生じないか経過観察が必要である。



[図 6-1] 避難経路図検討案（臥龍院地区）

## 第2項 防犯対策

現在は指定管理者及び造園技術者が建築物や庭園の清掃、管理などで施設内を回る間に、異変や損傷箇所の確認などを行っている。これを継続して行い、観覧者が多い時には巡回を行うなど、対策を検討する。

防犯カメラ付きのセンサーによる機械警備については、定期的に点検を行い、設備の老朽化など必要に応じて更新を行う。

## 第7章 公開活用、管理及び運営体制

### 第1節 公開活用の方向性

基本方針に基づき、庭園の本質的価値や魅力を分かりやすく伝え、多様な活用の取組みを推進するために、基本的な考え方を以下に示す。

公開活用にあたっては、文化財の保存と両立する範囲で行うことを原則とする。

#### 本質的価値の理解を深める解説や情報発信の推進

庭園の本質的価値と魅力について、国内外に向けて広く情報発信を行い、観覧者に分かりやすく伝えるよう庭園ガイドの人材育成及びデジタルコンテンツなどの整備を推進する。

#### 眺望景観の視点場と円滑な庭園観賞に向けた案内

庭園の本質的価値である眺望景観の視点場が庭園内外の各所にあるため、円滑に観賞できるよう、パンフレットやガイド、デジタルコンテンツなどで周知を図る。

#### 関連文化財との連携推進

関連文化財と連携して、水辺の文化など地域固有の歴史的資源を保全し、地域一体となった面的な活用を推進する。

#### 地域との連携及び文化観光拠点としての活用推進

周辺地域や地域住民、関係する民間事業者、文化施設などと連携し、官民協働で文化観光拠点として活用し、地域まちづくりの推進に繋げる。

#### 学校教育や社会教育の場としての活用推進

学校や博物館などの教育機関と連携して、企画や校外学習を通じて地域の歴史や文化を学び、体験することができる場を提供する。

## 第2節 公開活用の方法

### 第1項 公開活用の取組み

#### (1) 本質的価値の理解を深める解説や情報発信の推進

##### 本質的価値の理解を深める解説

本質的価値への理解を深めるために、指定管理者や認定案内人による庭園及び建造物のガイドを今後も継続するとともに、ガイド養成講座や研修会などにより、ガイドの質の向上を図る。また、関係者間で情報共有することで継続的な人材育成を図り、庭園の魅力を伝える。

##### 情報発信の推進

庭園の価値や魅力を普及啓発するために、ウェブサイトを始め、様々な情報媒体を用いて国内外に向けて広く情報発信する。また、将来的に音声ガイドや詳細な解説などを携帯端末などを用いた案内へと更新できるよう、多言語に対応したデジタルコンテンツの整備を検討する。

## (2) 眺望景観の視点場と円滑な庭園観賞に向けた案内

### 視点場の案内

建造物では、主庭や蓬莱山を望む臥龍院の壱是の間及び肱川や周囲の山々を望む不老庵、庭園内には、南北に長い園路や蓬莱山にも周囲の山々を望む視点場が各所にある。庭園外では、対岸の如法寺河原や肱川の川舟からの視点場が想定される。今後作成するパンフレットやガイドのデジタルコンテンツ整備時にこれらの案内を検討する。

### 公開範囲

主要な視点場の一つである臥龍院の壱是の間が現在は立入り禁止である。座敷からの南面する主庭や蓬莱山へ眺望できるよう公開範囲の見直しを検討する。

現状の公開動線を基本とし、安全に庭園観賞ができる公開範囲を設定する。

### 円滑な庭園観賞に向けた案内

対岸の如法寺河原や川舟からの眺望景観は庭園の大きな特徴であり、視点場としての認知を高め、周遊を図ることで庭園の魅力を伝える。また、蓬莱山の視点場も周知することで臥龍の淵や蓬莱山など各地区の空間性が感じられるように案内を行う。

## (3) 関連文化財との連携推進

周辺の関連文化財として、亀山、大洲城、旧加藤家住宅主屋、旧松井家住宅主屋（盤泉荘）、如法寺が挙げられる。大洲城、盤泉荘とは共通観覧券を設けており、今後も指定管理者団体の一体的な管理のもと、各施設でのパンフレット配布など連携を図る。

## (4) 地域との連携及び文化観光拠点としての活用推進

本市と指定管理者団体を中心に官民連携並びに協働を図り、庭園周辺の旧城下町エリアの町家や古民家などを活用した店舗や宿泊施設利用者などの周遊を促進する。国内外の来訪者に向けて、歴史や文化を活かした体験ができる場を提供する。

## (5) 学校教育や社会教育の場としての活用推進

学校や博物館などの教育機関と連携し、地域の歴史や文化を学ぶ場を提供するとともに、様々な活用の取組みを推進できるよう人員体制を整える。また、調査研究を継続し、企画展示や講座の開催など市民に説明する機会を設け、文化財保護への意識を高めるための取組みを行う。

## 第2項 公開活用に向けた施設設備などの取組み

### (1) 案内板や説明板

将来的に案内板や説明板の更新時には多言語対応を検討するとともに、デジタルコンテンツを活用するなどして史料を活かした解説内容の充実化を図る。

また、必要最小限のサイン、受付の案内などによってコケの踏圧への注意喚起を図る。

### (2) 蓬莱山の都市計画緑地整備施設

園路の擬木柵や擬木階段の損傷は必要に応じて補修し、照明設備を充実させるなど、必要な設

備を整備して安全な歩行環境を維持する。

東屋や水飲み場施設などの耐用年数に応じて、更新時には往時の空間性を検証して整備を検討する。

### (3) 公開活用のための施設

侵入防止柵などの老朽化については、定期的な更新により機能と景観を維持する。また、侵入防止柵の意匠や高さ、配置は安全性とともに名勝庭園の風致景観及び眺望景観を阻害しないよう配慮する。

### (4) 防災及び防犯設備

建造物については、自動火災報知器、煙感知器、消火器など消防設備の定期的な保守点検を行い、必要に応じて更新を行う。機械警備による防犯設備についても同様とする。

延焼を防ぐ消火栓などの消火設備については、検討を進める。

## 第3節 管理及び運営体制

本庭園の管理、運営は本市が主体となり、関係機関や民間事業者などの協力を得て、専門性を担保しながら安定的に管理できるよう体制を整え実施する。

### 第1項 管理及び運営体制の取組み

#### (1) 適切な保存管理及び公開活用を行うための体制の整備

庭園及び建造物の良好な環境を維持するため、業務委託体制及び指定管理者制度のもと、安定的な管理を行い、管轄する部署間の連携を図る。さらに、適切に公開活用を行うため、臥龍院や不老庵、主庭における観覧者の適正人数を設定し、オーバーユースとならないように体制を整える。

#### (2) 民間事業者との連携の推進

管理、運営業務を行う指定管理者団体や周辺施設と連携し、持続可能な文化財保存に繋がる活用の取組みを進める。

#### (3) 適切な利活用の運営体制の構築

施設利用においては、なるべく文化財の公開範囲を制限することのないように利用方法を設定し、将来の多様な利用に対応できる人員の整備及び運営体制を構築する必要がある。

### 第2項 関係機関などの役割

本庭園の保存管理や公開活用、整備については、主体者である本市が中心となって、各関係機関との連携を図りながら実施する。主な内容は、日常的な管理のほか、庭園の公開活用や整備などである。保存整備事業を進めるにあたっては、行政機関及び有識者の指導や助言を受けながら実施する。保存整備工事では、文化財庭園の専門的な知識や専門技術を有する技術者によって実施するとともに、技術の継承、後継者の育成に繋げていく。

(1) 主体者 — 大洲市

各関係部署や関係機関との密接な協力、連携を図りながら、庭園の保存管理、公開活用、整備の計画内容を推進する。また、庭園の本質的価値や保存のための整備に係る調査研究について、継続的に実施できる体制を検討する。

(2) 行政機関 — 文化庁、愛媛県

大洲市に対し、名勝の保存活用に関する適切な指導、助言を行う。保存整備事業を実施する場合にも計画内容を効果的に進められるよう指導や助言する。

(3) 委員会

保存整備事業を進める際には、庭園及び建造物、歴史などに精通した有識者の指導、助言が必要となるため、有識者や関係者などから構成される「保存整備委員会（仮称）」を組織し、事業内容に即して適宜協議の場を設ける。委員会では関係者間の認識や情報の共有化を図り、保存管理や公開活用に伴う整備の方針や実施内容を決定する。事業期間外の調査や修復整備内容などについては、各分野の有識者が適宜指導や助言を行う。

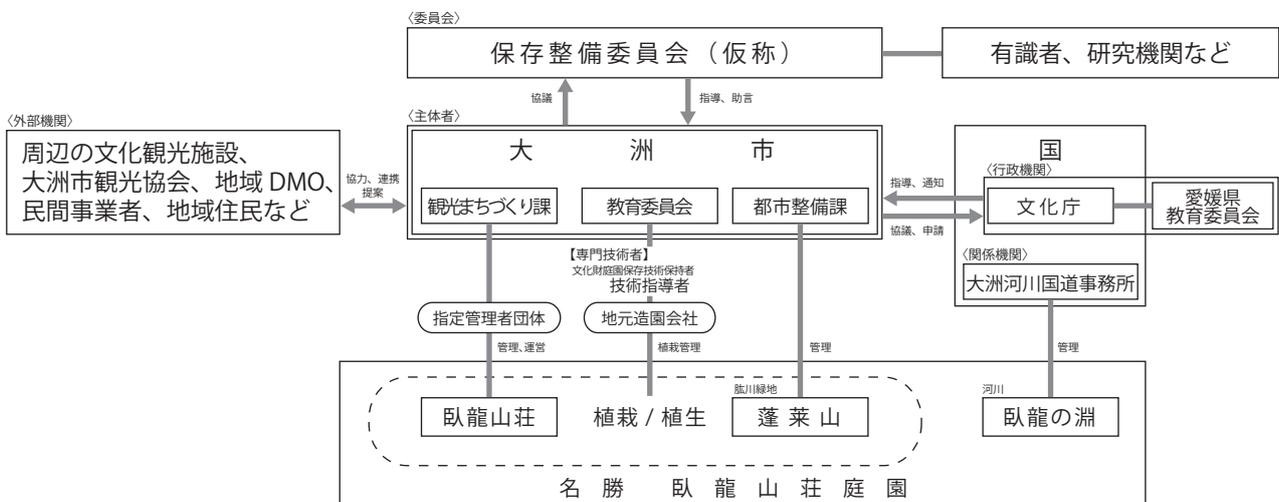
(4) 外部機関

保存管理では市内関係部署のほか国土交通省 大洲河川国道事務所と連携し、公開活用においては庭園周辺の関連文化財、文化観光施設、観光協会、地域 DMO\*12、民間事業者、地域住民などと連携強化を図り、事業推進に取り組む。

(5) 専門技術者

文化財庭園の保存管理や修復整備には専門技術が必要となるため、現場作業においては、適宜、文化財庭園保存技術を有する専門技術者などの協力を得ながら、安定的な管理体制を構築していく。そのほかの本質的価値に関わる構成要素の修復についても、同じく専門技術を有する技能者があたり、各分野の有識者の指導や助言を得ながら実施する。

本庭園の管理体制を安定的に維持するため、植栽管理技術指導を継続し、人材育成及び専門技術の継承を図る。



[図 7-1] 管理及び運営体制組織図

註 12. Destination Management Organization（観光地域経営組織）の略。DMO とは観光地域づくりを行う法人のことで、本市では平成 30 年（2018）に一般社団法人が発足し、地域 DMO として観光庁の日本版 DMO 候補法人に登録された。

## 第8章 整備

### 第1節 整備の方向性

本庭園において、庭園を健全な姿で後世へ継承するための保存管理を適切に実施すると共に、本質的価値を保存し、顕在化するための整備を行う。また、公開活用において庭園の魅力を分かりやすく伝えるために必要な整備を行う。

整備の方向性は、保存管理の指標となる明治後期の姿を目指すことを基本とし、以下に示す。

#### 庭園の空間的特徴の保存整備

本庭園は主庭、臥龍の淵、蓬萊山の3つの地区で構成され、各地区の空間的特徴を踏まえて整備を行う。各地区の整備は、指標年代である明治後期の姿を絵図や古写真などの史料を用いて、空間的特徴を検証したうえで行う。さらに、本庭園は肱川からの主要な景の一つとなっているため、庭園外からの眺望を意識した保存整備を行う。

#### 庭園の本質的価値の適切な保存整備

庭園の本質的価値を構成する要素の劣化や損傷が見られるため、史料調査及び発掘調査などによって構造を明らかにし、価値を損なわないように修理を行う。その際、作庭意図を踏まえて地割や石組、構造物などの意匠的特徴を顕在化させ、後世へ継承できるように整備を行う。

#### 失われた構成要素の復元検討

知止庵地区に建てられていた中門や臥龍の淵に架かっていた藤雲橋など、明治後期に存在したが現在失われている構成要素について、古図面や古写真などの史料を用いて検証し、復元を可能とする根拠が明確になった場合には復元整備の検討を行う。

#### 観覧者が安全かつ円滑に観賞するための整備

観覧者が安全に観賞できるように、安全柵の修理や侵入防止柵を効果的に配置し、照明を設置するなどの整備を行う。さらに、観覧者が円滑に観賞できるように、デジタルコンテンツの利用を含め、サインの充実を図るなどの公開活用に関する整備を行う。

## 第2節 保存のための整備

### 第1項 主庭

#### (1) 臥龍院地区

##### 【地形／地割】

##### ・表土流出箇所の復旧、排水不良の改善

表土流出箇所に土を補充し、排水勾配を考慮した整地によって復旧し、排水不良を改善する。表土の嵩上げや鋤取りが難しい箇所、樹木根が除去できない場合など、表面排水のみでの改善が難しい場合は、暗渠の排水路整備を検討をする。

**【石／石組】**

## ・景石の不陸修正

天端が傾いているものについては不陸を修正し、天端を水平にする。

## ・石垣の修復

石垣に空洞化や弛みが見られる箇所を部分解体し、裏込めの状態を確認したうえで積直し修理を行う。

**【植栽／植生】**

## ・支障木や危険木の伐採、剪定

石燈籠に接触している樹木などの支障木は伐採や剪定により支障を解消し、枯損などの危険木は枯枝の除去や枝下ろしなどの剪定を行う。

## ・地被類の補植

地被類が衰退した箇所は、整地を行ったうえで地被類の補植を行う。

**【構造物】**

## ・「路次門」の修復

「路次門」の支柱を据え直し、旧状の材料と意匠を基本とし、劣化した竹材の更新を行うなどの修理を行う。

## ・石燈籠の復元検討

古写真に写る石燈籠が消失しているため、復元を検討する。復元にあたっては史資料の調査を行い、意匠や石材の検討をする。

**【建造物】**

## ・正門の修復

表門の瓦の劣化、木部の腐朽などの損傷が見られるため、旧状の材料と意匠を基本とし、瓦の葺替えや木部の損傷箇所の修復を行う。

**【本質的価値に準ずる要素】**

## ・擬木柵の修理

擬木柵の傾倒などの損傷が見られるため、据え直しを行う。亀裂や破損が見られる場合は、旧状の材料と意匠を基本とし、損傷箇所の修理を行う。

**(2) 知止庵地区****【地形／地割】**

## ・表土流出箇所の復旧、排水不良の改善

表土流出箇所に土を補充し、排水勾配を考慮した整地によって復旧し、排水不良を改善する。表土の嵩上げや鋤取りが難しい箇所、樹木根が除去できない場合など、表面排水のみでの改善が難しい場合は、暗渠の排水路整備を検討をする。

【植栽／植生】

・ 地被類の補植

地被類が衰退した箇所は、整地を行ったうえで地被類の補植を行う。

【構造物】

・ 石燈籠の復元検討

古写真に写る石燈籠が台座のみを残して消失しているため、史資料の調査を行い、復元を可能とする根拠が明確になった場合には復元整備を行う。

【建造物】

・ 中門の復元検討

中門が消失し、現在は踏込石と敷居のみが残るものの、空間の切り替わりが不明瞭となっているため、復元を検討する。復元にあたっては古写真や中野家資料を参考にして設計図を作成する。

(3) 不老庵地区

【地形／地割】

・ 表土流出箇所の復旧、排水不良の改善

表土流出箇所に土を補充し、排水勾配を考慮した整地によって復旧し、排水不良を改善する。表土の嵩上げや鋤取りが難しい箇所、樹木根が除去できない場合など、表面排水のみでの改善が難しい場合は、暗渠の排水路整備を検討をする。

・ ごろた石の補充

飛石周辺のごろた石が消失しているため、旧状の範囲を調査し、同質の石を用いて補充を行う。

【石／石組】

・ 延段の不陸修正

延段の一部が不陸しているため、延段の高さが均一になるよう、不陸修正を行う。

・ 飛石の不陸修正

飛石が不陸し、天端が大きく傾いているため、不陸修正を行う。

【植栽／植生】

・ 地被類の補植

地被類が衰退した箇所は、整地を行ったうえで地被類の補植を行う。

(4) 崖地

【地形／地割】

・ 岩盤の補修

崖地の岩盤が風化し、崖崩れなどの恐れがあるため、植栽整備によって岩盤への負荷を軽減し、大きく損傷した場合は補修を行うなどの対応を行う。

**【石／石組】**

## ・石積の補強

石積に弛みが見られるため、裏込めの補充や一部据え直しなどを行う。

## ・石組の修復

石組に傾倒や移動が見られるため、現状位置の記録を行ったうえで修復を行う。傾倒した石は、健全な状態に起こして据付を行う。移動した石は、据付痕の調査を行ったうえで元に戻すが、据付痕が発見できなかった場合は、想定位置に据え付けて石組の景を整える。

**【植栽／植生】**

## ・危険木の伐採や剪定

枯損や傾倒などの危険木は枯枝の除去や枝下ろしなどの剪定を行い、さらに課題が残る場合は伐採を行う。

## ・植栽整備

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがあるため、高木の切下げ及び枝下ろしを行う。また、繁茂した樹木については眺望を考慮して剪定を行う。

**第2項 臥龍の淵****(1) 河川部****【地形／地割】**

## ・堆積土除去

舟着場跡及び臥龍の淵の岩盤上に土砂が堆積しているため、土砂の撤去を行う。

**【水系】**

## ・流木竹やゴミの対処

河川部に流木竹やゴミなどが堆積した場合、国土交通省 大洲河川国道事務所と協議を行ったうえで撤去するなど、景観の保全に努める。また、大洲河川国道事務所と連携し、名勝としての景観を維持できるように体制を整える。

**(2) 崖地及び石垣****【石／石組】**

## ・石垣の修復

令和2年(2020)に応急修理した藤雲橋跡付近の石垣について、周辺の石垣の弛みなども含めて修理を行う。

**【植栽／植生】**

## ・植栽整備

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがあるため、危険木の伐採や高木の切下げ及び枝下ろしを行う。また、眺望を阻害する支障木は伐採または剪定を行い、景観を整える。

## ・竹林の管理

竹が繁茂しているため、崖地の保護に影響がない範囲において、地形が明瞭となるよう竹林

の管理を行う。

**【構造物】**

・藤雲橋の復元検討

藤雲橋の親柱のみが残り、架線部が失われているため、史資料の調査を行い、復元に向けて構造や復元した場合の管理方法などを検討したうえで復元を行う。

**第3項 蓬萊山**

**【地形／地割】**

・表土流出箇所への復旧

表土流出箇所に土を補充し、整地を行う。

・護岸の堆積土除去

渡河橋付近の護岸に土砂が堆積しているため、土砂を除去して地形を明瞭にする。

**【植栽／植生】**

・植栽整備

崖地の樹木が高木化し、倒木や崩落の恐れがあるため、危険木の伐採や高木の切下げ及び枝下ろしを行う。また、眺望を阻害する支障木は伐採または剪定を行い、景観を整える。

**【建造物】**

・与楽亭の復元検討

与楽亭の復元整備に向け、史資料の調査や発掘調査によって復元を可能とする根拠を探る。

### 第3節 活用のための整備

#### 第1項 施設関連の整備

- ・案内板や説明板などの充実

サイン看板のデザインの統一や、多言語への対応、注意書きの内容などを検討し、サイン計画を行う。また、パンフレットやデジタルコンテンツなどの活用を検討する。

- ・擬木柵や擬木階段の修理

蓬萊山の擬木柵や擬木階段に損傷が見られるため、修理または更新を行う。併せて周辺の表土流出箇所について、土を補充して整地を行うなどの修復を行う。

- ・照明設備の充実

蓬萊山の照明設備が不足し、散策時の足元が暗いため、新たに照明を設置または既設の照明を修理のうえ、光量の調整を行う。

- ・侵入防止柵の見直し

観覧者の安全を確保しつつ、庭園の空間性を阻害しないように、侵入防止柵の意匠や高さ、配置について見直しを行う。

#### 第2項 ソフト面の整備

- ・動線計画

臥龍院の壺是の間の公開を検討し、併せて庭園の公開範囲や動線、施設利用時の方法を整理し、動線計画を行う。

- ・コケの踏圧への注意喚起

コケの踏圧防止のため、案内板での注意喚起のほか受付時などに案内を行う。

- ・関連文化財や地域との連携

大洲城や盤泉荘（旧松井家住宅）など市内文化財関連施設と更なる連携を図るとともに、周辺の城下の町割りを残す町並みを活かしたまち歩きと併せた周遊が今後も見込まれるため、地域住民に配慮した活用を検討する。

- ・関連資産との周遊や情報発信

本庭園の関連資産である亀山や河内寅次郎の墓所、対岸の視点場などの周知を図り、本質的価値の理解を深める情報発信を行う。

- ・学術的調査

庭園の作庭意図や価値に基づいた空間性を指すために、史料調査や整備に伴う発掘調査などの学術的調査を継続的に行い、作庭当時の姿を検証する。



## 第9章 現状変更等の取扱い

### 第1節 現状変更等の取扱い方針

本庭園においては、名勝庭園としての本質的価値の保存及び風致景観の保全を前提とし、下記に伴う現状変更等の行為以外は原則として行わない。

発掘調査等各種学術調査

名勝庭園の保護を目的とした保存管理及び修復整備

公開活用上必要な環境及び施設整備

### 第2節 現状変更等の取扱い留意事項

名勝指定地における現状変更等の取扱いについては、整備の基本方針に基づき検討した結果、指定区域において現状変更等が必要であると認識した際には、申請者が大洲市教育委員会と協議を行うものとし、必要に応じ愛媛県教育委員会及び文化庁と協議を行う。

また、適宜学識経験者等の指導、助言を得るものとし、以下の点を十分に留意して許可申請事務を行う。

#### 【留意事項】

現状変更等の行為を行う際には、文化庁、県、市等の関係機関と協議を行うと共に、適宜学識経験者等の指導、助言を得るものとする。

現状変更等の対象とする範囲は、庭園の風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。

保存管理及び修復整備、公開活用において現状変更等の許可申請対象となる行為は、安全確保を目的としたもの、空間性及び構成要素の適切な保存を目的としたもの、名勝庭園としての保存に係る環境保全を目的としたもの、文化財的価値に則した利活用を目的としたものとする。

修復整備に伴う現状変更等は、発掘調査及び各種学術調査等の成果による歴史的根拠を基本とする。修復整備に伴う土地の掘削や庭園の構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。

施設整備を行う場合は、庭園の風致景観に十分配慮した規模、形態、色彩、素材とする。

現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。

### 第3節 現状変更等の取扱い基準

現状変更等の許可申請が必要と想定される行為について、取扱い基準と申請区分を整理する。

#### 第1項 現状変更等に係ると想定される行為

現状変更等に係ると想定される行為と許可条件を以下に記載する。なお、名勝の保存に影響を及ぼすおそれのある行為は、その都度、関係機関と協議を行い個別に判断する。

[表 9-1] 現状変更等に係ると想定される行為とその可否、条件

| 現状変更等に係ると想定される行為                | 行為の可否、条件  |
|---------------------------------|---|
| 土地の掘削、盛土、切土など、そのほか土地の形状変更       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地割修復など保存、活用のための整備及び調査を除き、名勝の価値を損ねることは認めない。</li> </ul>  |
| 木竹の伐採、抜根、補植                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採や抜根は、樹木や根株が構造物や建造物など、名勝及び重要文化財の保存に悪影響を及ぼしている場合や安全性が懸念される場合については認める。</li> <li>補植については、構造物や建造物など、名勝の保存や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、名勝の景観形成に資する樹木の更新や補植に限り認める。</li> </ul> |
| 構造物の新設、改修、移設又は除却                | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全上及び防災上、土地や施設の管理に必要な構造物の改修、移設にあたっては、名勝の価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、名勝の保存状況やその必要性などに応じて判断する。</li> <li>構造物の除却は、名勝の価値に影響がないよう審議した結果を踏まえて判断する。</li> </ul>   |
| 建造物の新築、増築、改修、移設又は除却             | <ul style="list-style-type: none"> <li>建造物の新築、増築、改修、移設については、名勝の価値が維持され、景観の保全に配慮された場合においてのみ認める。</li> <li>建造物の除却は、名勝の価値に影響がないよう審議した結果を踏まえて判断する。</li> </ul>  |
| 構造物や建造物などの意匠、色彩、材質の変更           | <ul style="list-style-type: none"> <li>名勝の価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。</li> </ul>   |
| 公開活用、運営管理に必要な施設の新設、改修、更新、移設又は除却 | <ul style="list-style-type: none"> <li>名勝の保存を前提として、名勝の価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。新設や移設は、その必要性などに応じて判断する。</li> </ul>  |
| 配線や配管など工作物の設置又は改修               | <ul style="list-style-type: none"> <li>名勝の公開活用、運営管理に必要な地下埋設物（各種ケーブル引き込み、上下水道管敷設など）は、景観に大きく影響しない範囲で認めるものとする。</li> <li>既設管の位置を基本とするものとし、新設する場合には発掘調査などを行い、遺構の保護に努める。</li> </ul>                                 |
| 安全対策、防災、防犯設備の設置又は改修             | <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保存管理、公開活用うえで不可欠な施設（安全対策、防災防火や防犯に伴う設備）の設置、改修については、名勝の価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。</li> </ul>   |

第2項 現状変更等の申請区分

本庭園の保存管理方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取扱い区分とともに整理した。ただし、行為の程度によっては申請区分が変更となる場合があるため、申請者は大洲市教育委員会と協議を行い、必要に応じ愛媛県教育委員会及び文化庁と協議を行うものとする。

[表 9-2] 現状変更等の申請区分（名勝指定範囲内）

| 区 分                | 内 容  | 想定される行為の例  |
|--------------------|--|--|
| 文化庁長官へ許可申請事務が必要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法施行令第5条第4項イ～チの規定に該当する行為を除く）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画に基づく整備事業、それに伴う発掘調査</li> <li>地割整備</li> <li>石組修復</li> <li>水系整備（給排水機能の改善）</li> <li>植栽整備（樹木の伐採、枝下ろし、抜根、移植、根回し、補植（樹木、地被類））</li> <li>建造物の新設、撤去、改修</li> <li>建造物の用途変更及び改修、更新、移設、除却</li> <li>公開活用に伴う施設整備（防災や防犯設備の設置や改修、便益や管理施設などの新設、撤去、改修）</li> </ul>  |
| 大洲市教育委員会へ許可申請事務が必要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～チの規定に該当する行為</li> </ul>                                    | <p>イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの</p> <p>ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土 その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）</p> <p>ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）</p> <p>チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p> |
| 許可申請不要             | <ul style="list-style-type: none"> <li>維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合</li> </ul>             | <p>（維持の措置の範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名勝がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき</li> <li>名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき</li> <li>名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき（非常災害のために必要な応急措置を執る場合）</li> <li>非常災害時の建造物や建築物など被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置</li> <li>立入り禁止柵など安全確保のために必要な工作物の設置</li> </ul>  |
|                    | <p>（文化財保護法第125条第1項、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>庭園内の清掃、設備の保守点検</li> <li>建造物や建築物などの清掃、保守点検</li> <li>風倒木、枯死木の撤去、落枝の撤去</li> <li>樹木の剪定、病害虫防除、草刈（年間管理）</li> <li>案内板などの内容更新</li> </ul>  |

### 第4節 構成要素ごとの現状変更等の許可申請事務

前節に整理した現状変更等の許可申請事務について、許可申請を要する行為と許可申請を要しない行為（日常の管理行為）に該当するものを構成要素ごとに具体的に整理した。

なお、許可申請を要しない行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合などについては、前節を参照するものとする。

〔表 9-3〕 現状変更等の許可申請を要する行為と許可申請を要しない行為

|              |                  | 現状変更等の許可申請を要する行為<br>(復旧、修理、整備)  | 現状変更等の許可申請を要しない行為<br>(日常の管理行為)   |
|--------------|------------------|---|--|
| 本質的価値を構成する要素 | 地形／地割            | <ul style="list-style-type: none"> <li>表土浸食箇所の地割の復旧</li> <li>堆積土除去による地割の復旧</li> <li>土地の掘削を伴う地割修復</li> <li>石組などの修理、抜根、植栽に伴う掘削、埋め戻し</li> <li>園路の新設、撤去、改修</li> <li>修理や整備に伴う発掘調査など</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理（清掃など）</li> <li>表土流出に伴う軽微な補修</li> </ul>   |
|              | 水系               | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川の改修</li> <li>河川の堆積土除去</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理（清掃など）</li> <li>軽微な堆積土除去</li> <li>流木竹やゴミの撤去</li> </ul>  |
|              | 石／石組             | <ul style="list-style-type: none"> <li>護岸石組、石積の修理、積み直し</li> <li>石組や景石の修理、据え直し</li> <li>景石の保存科学的保護措置</li> <li>砂利敷の交換、追加</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理（清掃など）</li> <li>砂利敷の軽微な追加</li> </ul>  |
|              | 植栽／植生            | <ul style="list-style-type: none"> <li>樹木や地被類の新たな植栽、補植</li> <li>樹木の移植、根回し</li> <li>眺望確保や修復を目的とする大きな景観変化を伴う木竹の伐採や枝下ろし</li> <li>樹木の伐根</li> <li>石組、構造物、建造物の保護、人身の安全にかかる危険防止を目的とした樹木の伐採</li> <li>病害虫による罹患の蔓延を防止する目的の樹木の切除や伐採</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理（清掃など）</li> <li>風倒木や枯死木の撤去（伐根を伴わないもの）</li> <li>年間管理における樹木の整枝剪定、透かし剪定や草刈りなど</li> <li>地被類の刈込や補植</li> <li>病害虫の防除対策や施肥</li> <li>遺構や景観に影響を及ぼす実生木の除去や伐採</li> </ul>                      |
|              | 構造物              | <ul style="list-style-type: none"> <li>石造物の修理（石燈籠、井筒、蹲踞、手水鉢など）</li> <li>石造物の保存科学的保護措置</li> <li>モルタル割れ補修</li> <li>構造物の新設、撤去、改修（塀、飛石、舟着場など）</li> <li>建造物などの修理に伴う足場の設置</li> <li>保存のために必要な試験材料の採取</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理（清掃など）</li> <li>飛石の軽微な不陸調整</li> <li>樹木支柱や四ツ目垣などの更新</li> <li>軽微な部分補修</li> </ul>  |
|              | 建造物              | <ul style="list-style-type: none"> <li>修理、補修、耐震補強</li> <li>用途変更、改修</li> <li>除却（建築から50年を経過していないものに限る）</li> <li>2年以内の期間限定の小規模建築物の新築や増改築</li> <li>保存のために必要な試験材料の採取</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理（清掃など）</li> <li>軽微な部分補修</li> <li>小規模な壁面などでの同色系、同工法、同材質の塗り替え</li> </ul>  |
|              | 庭園の活用／管理運営に資する要素 | <ul style="list-style-type: none"> <li>標識、説明板、注意札、囲柵などの設置、改修</li> <li>掘立の人止め柵、杭の新設、改修</li> <li>案内板、解説板の設置</li> <li>電気設備の新設や改修</li> <li>放水銃、消火栓など防災、防犯設備の設置、改修</li> <li>便益施設などの新設、撤去、改修</li> <li>トイレ上下水管の新設、更新</li> <li>管理施設の設置、改修</li> <li>施設設備に伴う配線及び配管</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理（清掃など）</li> <li>簡易な人止め柵（置式）の設置、部分補修</li> <li>人止めロープ柵の同材料での更新</li> <li>設備などの同色系、同工法の小規模な修理</li> <li>案内板などの内容更新</li> <li>公開活用設備の更新</li> <li>公開用仮設設備の設置（イベント用テント、舞台、プレハブ）</li> </ul> |

## 第5節 現状変更等の申請以外の届出

### 第1項 文化庁長官への届出

毀損届：「文化財保護法」第120条の規定（第33条の規定の準用）、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書に関する規則」第6条の規定

名勝の構成要素が毀損した場合は、その事実を知った日から10日以内に届け出なければならない。

復旧届：「文化財保護法」第127条第1項の規定、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」第1条、第3条の規定

名勝の構成要素について、経年劣化による老朽化部分など、原状に復する修理を行う場合は、着手する30日前までに届け出なければならない。ただし、現状変更等の許可が必要となる行為は除く。なお、届出にかかる復旧が終了した場合には、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

### 第2項 河川管理者への申請

河川区域内である臥龍の淵の河川部及び蓬莱山の崖地で竹木の伐採などを行う場合などは、事前に河川管理者である国土交通省 大洲河川国道事務所 肱川出張所と協議を行い、許可申請を受ける必要がある。

土地の占有許可申請書：「河川法」第24条

土石等の採取の許可申請書：「河川法」第25条

工作物の新築等の許可申請書：「河川法」第26条第1項

土地の掘削等の許可申請書：「河川法」第27条第1項

## 第10章 今後の事業計画

### 第1節 実施計画

本計画で定めた保存活用方針に基づき、抽出した課題を改善するための整備事業を行う。整備事業の実実施計画として、各期の内容を整理する。

第1期計画（実施期間5年）：観覧者の安全対策、主庭の保存活用のための整備

第2期計画（実施期間5年）：臥龍の淵、蓬莱山の保存活用のための整備

第3期計画（実施期間未定）：学術的調査、構成要素の復元検討

第1期計画は実施期間を5年間とし、現状の課題における観覧者の安全対策と主庭、臥龍の淵の保存並びに活用のための整備を行う。観覧者の安全対策については、観覧者に危険が及ぶ可能性のある箇所について、優先的に整備を行う。さらに、地割修復や崖地の堆積土除去、植栽整備、構造物の修理などの保存のための整備を実施する。また、活用のための整備においては、案内板や説明板などの充実や侵入防止柵の見直し、動線計画を行う。

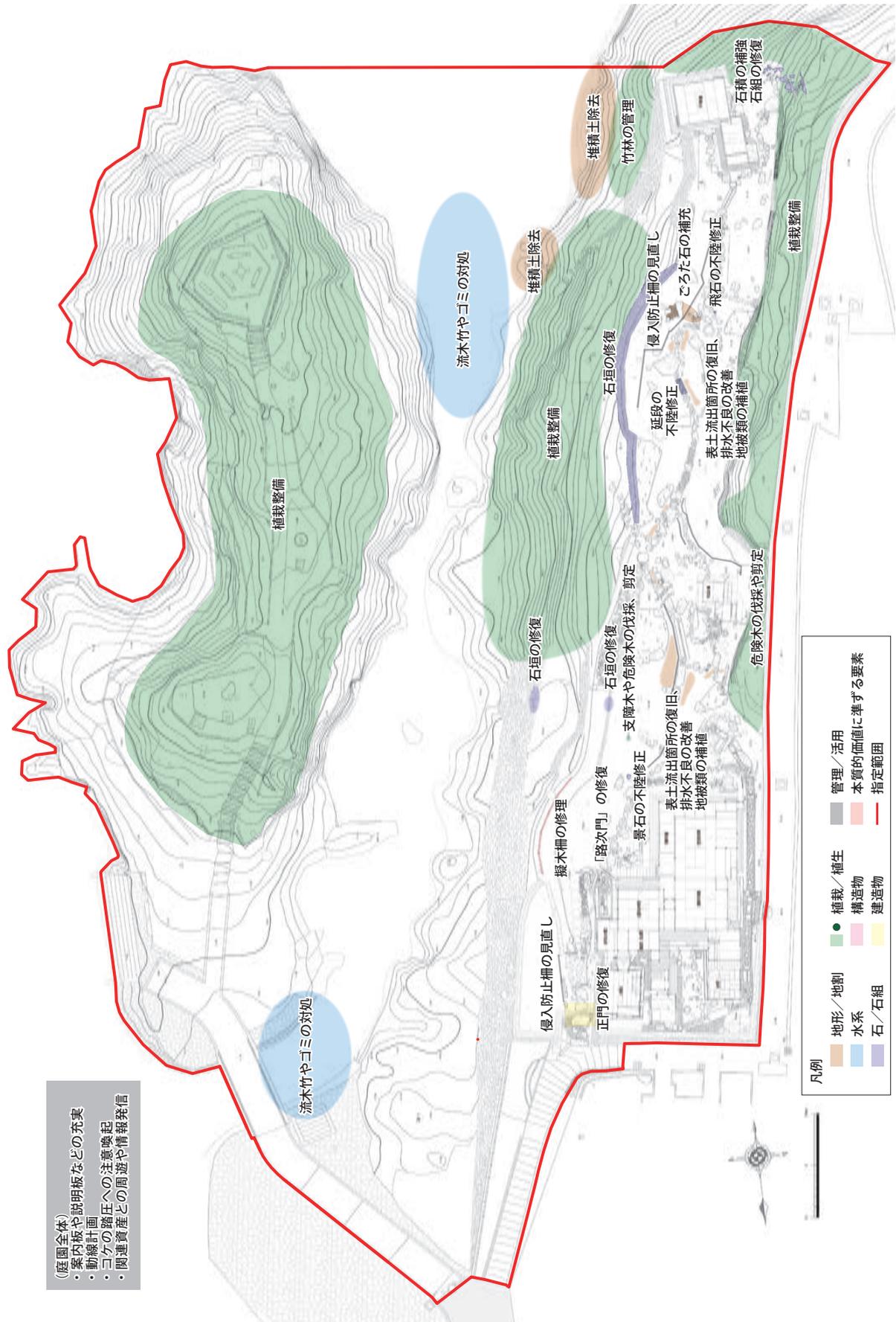
第2期計画は第1期計画終了後、実施期間を5年間として蓬莱山の保存並びに活用のための整備を行う。保存のための整備は地割修復、植栽整備、石垣の修復などを実施する。なお、蓬莱山の植栽整備は長期間をかけて行う必要があり、第3期計画でも継続して行うこととする。活用のための整備では、擬木柵や擬木階段の修理を行い、照明設備の充実を行う。

第3期計画は第2期計画後に実施し、構成要素の復元検討を行う。復元を検討する対象は中門、与楽亭、石燈籠などであり、いずれも古図や古写真に見られ、庭園内に台座や基礎が残っているものもある。なお、復元整備は学術的調査を行い、調査により復元の根拠が明確となった際に行うこととする。

[表 10-1] 工程計画

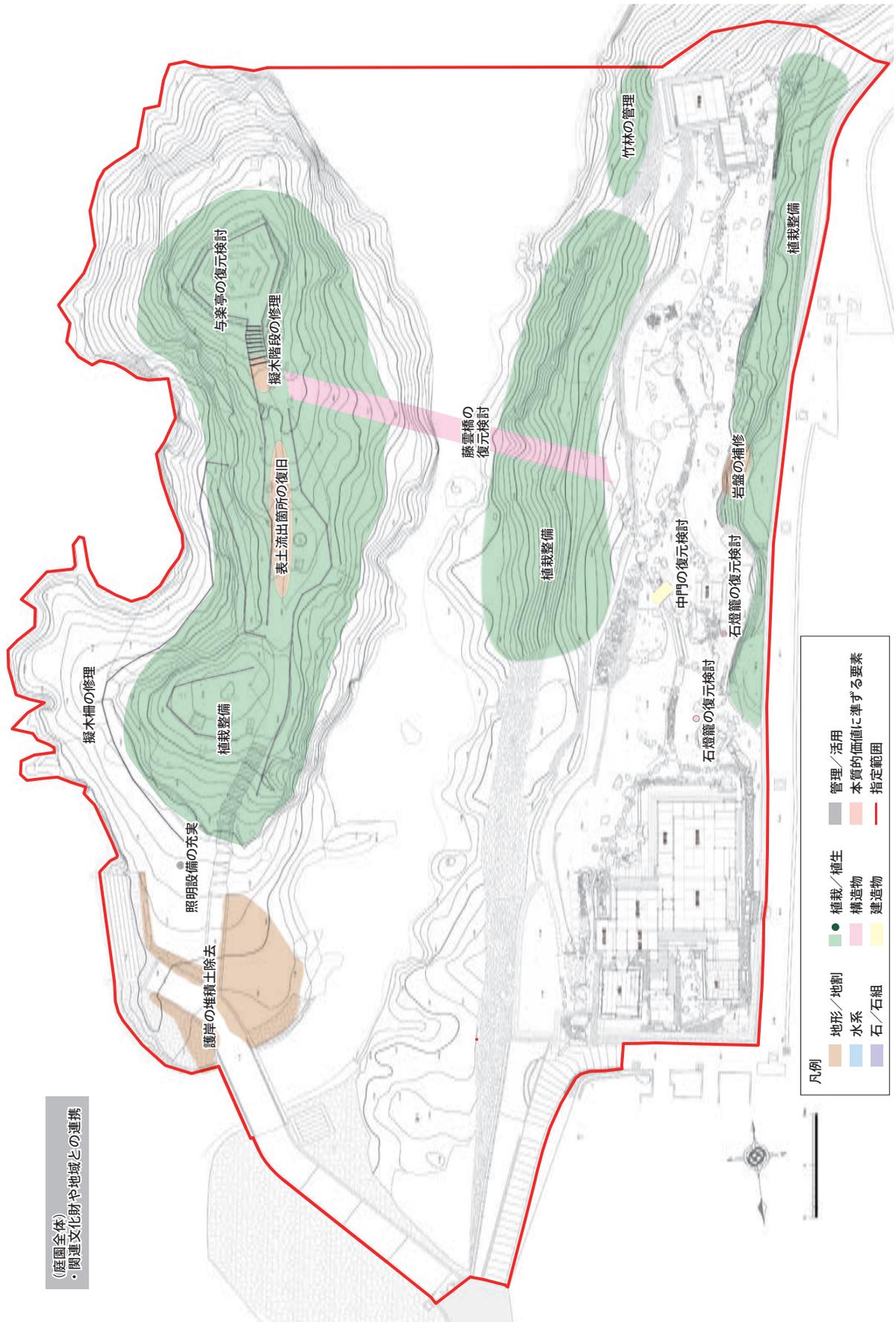
| 区分                     | 第1期計画   | 第2期計画  | 第3期計画                                 |
|------------------------|---|--|---------------------------------------|
| 実施期間                   | 5年間   | 5年間  | 未定                                    |
| 本質的価値を保存し顕在化するための修復、整備 | 主庭<br>【地形/地割】<br>表土流出箇所の復旧、排水不良の改善、堆積土除去、ごろた石の補充<br>【石/石組】<br>景石の不陸修正、石垣の修復、石積の補強、石組の修理、延段の不陸修正、飛石の不陸修正<br>【植栽/植生】<br>支障木や危険木の伐採、剪定、植栽整備、地被類の補植<br>【構造物】<br>「路次門」の修復<br>【建造物】<br>正門の修復<br>【本質的価値に準ずる要素】<br>擬木柵の修理 | 【地形/地割】<br>岩盤の補修<br>【植栽/植生】<br>植栽整備              | 【構造物】<br>石燈籠の復元検討<br>【建造物】<br>中門の復元検討 |
|                        | 臥龍の淵<br>【地形/地割】<br>堆積土除去<br>【水系】<br>流木竹やゴミの対処<br>【石/石組】<br>石垣の修復<br>【植栽/植生】<br>植栽整備、竹林の管理   | 【植栽/植生】<br>植栽整備、竹林の管理<br>【構造物】<br>藤雲橋の復元検討       |                                       |
|                        | 蓬莱山<br>【植栽/植生】<br>植栽整備  | 【地形/地割】<br>表土流出箇所の復旧、護岸の堆積土除去<br>【植栽/植生】<br>植栽整備 | 【建造物】<br>与楽亭の復元検討                     |
| 庭園の公開/活用上必要な整備         | 案内板や説明板などの充実、侵入防止柵の見直し、動線計画、コケの踏圧への注意喚起、関連資産との周遊や情報発信   | 擬木柵や擬木階段の修理、照明設備の充実、関連文化財や地域との連携                 |                                       |
| 設計                     | 基本計画/実施設計/工事監理  |  |                                       |
| 調査                     | 発掘調査/立会確認   |  |                                       |
| 委員会                    | 委員会/修理指導  |  |                                       |

※計画の内容については、適宜見直すこととする。



(庭園全体)  
 ・案内板や説明板などの充実  
 ・動線計画  
 ・コケの露圧への注意喚起  
 ・関連資産との周遊や情報発信

[図 10-1] 第1期計画図



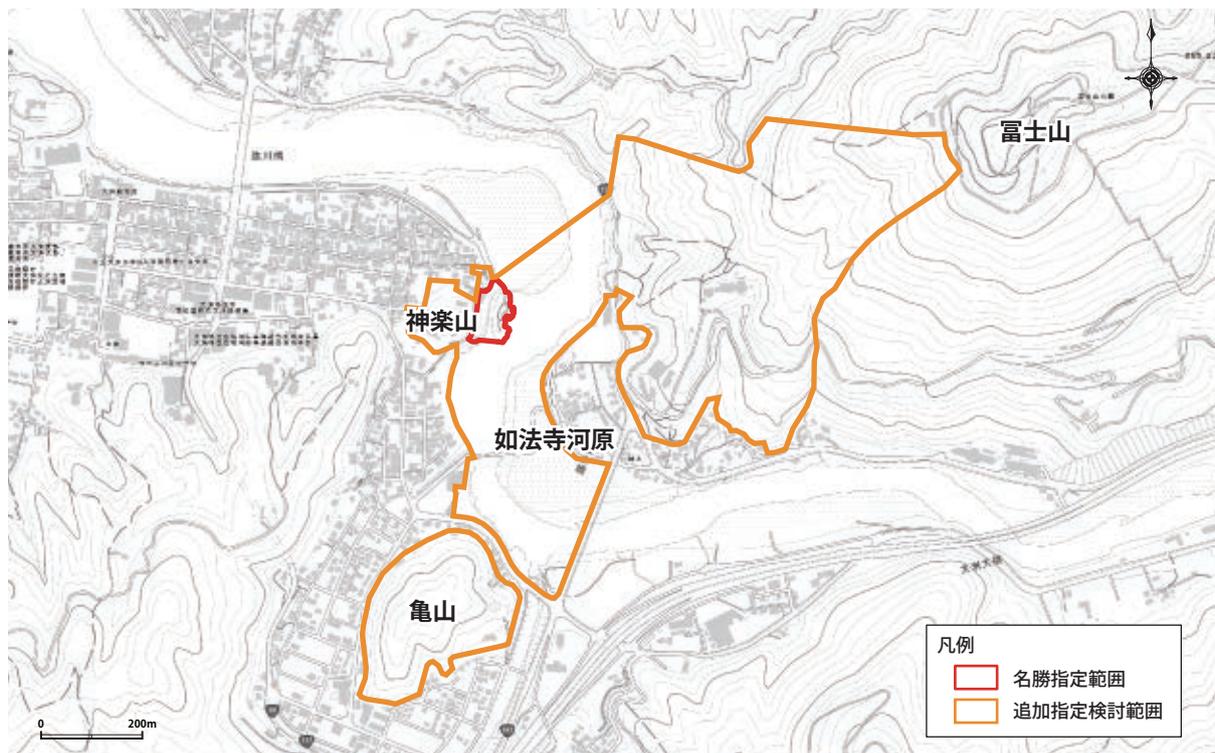
(庭園全体)  
・関連文化財や地域との連携

[図 10-2] 第2、第3期計画図

## 第2節 追加指定の検討

令和3年(2021)10月11日に名勝の指定を受けた区域は、臥龍山荘の庭園部分と蓬萊山の範囲である。しかし本庭園は、周辺の眺望を念頭に造営されており、肱川及び富士山や亀山などからなる周辺の景観を大きく取り込んで空間を構成している。

そのため、本庭園の風致景観の保護を図るために不可欠な要素であることから、周辺の景観を指定範囲内の構成要素とともに一体として保護を図る必要があり、将来的に追加指定を検討するものとする。



[図 10-3] 追加指定の検討範囲

## 第3節 計画の見直しと改訂

本計画に基づいて、名勝の保存管理及び公開活用に取り組み、整備においては整備事業の準備が整った後、第1期計画から順次実施するものとする。

事業計画は第1期計画及び第2期計画を念頭においた計画であるため、第2期計画の事業終了後には新たに発生した課題項目と第3期計画の項目を含め、必要に応じて計画の見直しを行い、継続的に保存修理に取り組む。計画の見直し時には、新たな課題の発生や社会情勢、運営体制などの状況に合わせた実現可能な計画としていく。

なお、自然災害などの予期せぬ事態や緊急を要する復旧が必要となった場合は、その都度事業計画の変更を行うなど、柔軟に対応するものとする。



卷末資料  
附 錄  
函版目次  
参考文献

# 1. 整備参考史料

藤雲橋、与楽亭



[卷末史料 1] 「伊豫國大洲町市街圖」(臥龍山莊庭園部分 明治 35 年 大洲神社蔵)

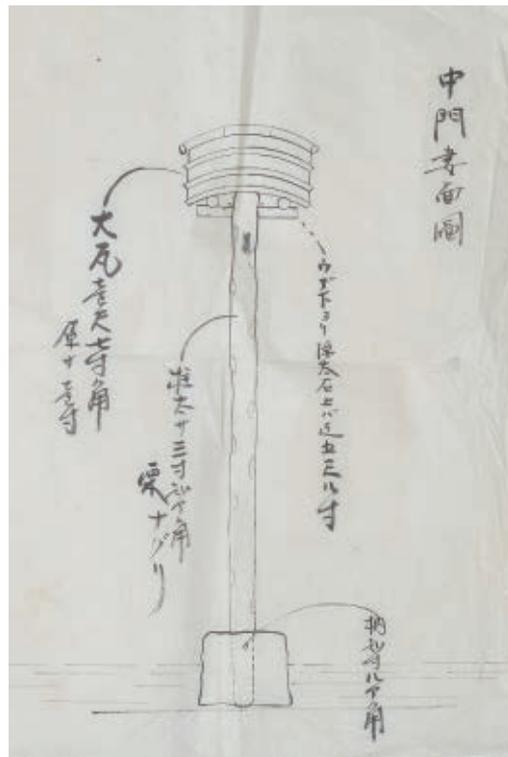


[卷末史料 2] 「大洲十二景」のうち「与楽亭煎茗」  
(大正 5 年 市立博物館蔵)



[卷末史料 3] 「大洲臥龍景其一」  
(繪葉書 明治 40 年~大正 6 年 個人蔵)

中門

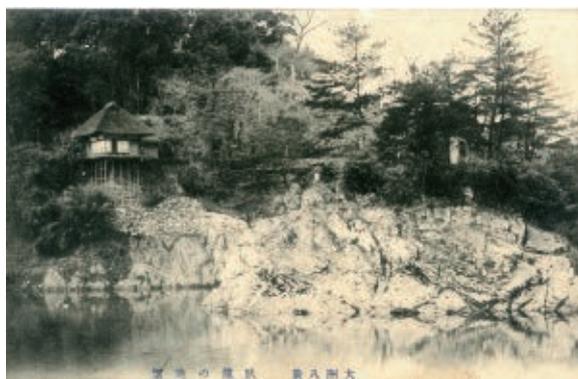


「中門妻面圖」(中野家資料 市立博物館蔵)

2. 名勝指定以降の新規発見史料



[卷末史料 5] 「(大洲風景) 臥龍ノ全景」(絵葉書 昭和8～19年 個人蔵)



[卷末史料 6] 「大洲八景 臥龍の眺望」  
(絵葉書 明治40年～大正6年 個人蔵)



[卷末史料 7] 「大洲八景 裏臥龍の朝」  
(絵葉書 明治40年～大正6年 個人蔵)

## 関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

## 第七章 史跡名勝天然記念物 (指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

### (管理団体による管理及び復旧)

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

### (所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

### (管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み

取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び

第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定める

ものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分  
の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者  
は、当該処分をするときは、政令の定めるところ  
により、文化庁長官（第百八十四条第一項又は  
第百八十四条の二第一項の規定により前条第一  
項の規定による許可を都道府県又は市町村の  
教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は  
市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知す  
るものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しよう  
とするときは、管理団体又は所有者は、復旧  
に着手しようとする日の三十日前までに、文部  
科学省令の定めるところにより、文化庁長官に  
その旨を届け出なければならない。ただし、第  
百二十五条第一項の規定により許可を受けな  
ければならない場合その他文部科学省令の定め  
る場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認  
めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る  
史跡名勝天然記念物 の復旧に関し技術的な指  
導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念  
物の保存のため必要があると認めるときは、地  
域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止  
し、又は必要な施設をすることを命ずることが  
できる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた  
者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を  
補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した  
者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の  
場合には、第四十一条第二項から第四項までの  
規定を準用する

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認め  
るときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対  
し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧  
若しくは環境保全の状況につき報告を求めら  
れることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のい  
ずれかに該当する場合において、前条の報告によ

つてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認  
することができず、かつ、その確認のため他  
に方法がないと認めるときは、調査に当たる者  
を定め、その所在する土地又はその隣接地に立  
ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境  
保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障  
害物の除却その他調査のため必要な措置をさせ  
ることができる。ただし、当該土地の所有者、  
占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及  
ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は  
保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつ  
たとき。
  - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡し  
ているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰  
亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝  
天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての  
価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失  
を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべ  
き損失を補償する。
  - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場  
合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場  
合には、第四十一条第二項から第四項までの規  
定を準用する。

## 第十二章 補則

（地方公共団体の事務）

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、  
修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要  
する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、  
重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文  
化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記  
念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内  
に存するもののうち重要なものを指定して、そ  
の保存及び活用のため必要な措置を講ずること  
ができる。
- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、  
重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、  
登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無  
形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形

民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

（修理等の施行の委託）

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該

各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
  - 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
  - 三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

（書類等の経由）

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が二十

最終改正：令和 5 年 3 月 23 日政令第 68 号

平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの  
ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修  
ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則  
(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日 文部科学省令第 7 号

- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- (許可の申請)
- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
  - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
  - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
  - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
  - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
  - 十三 現状変更等に係る地域の地番
  - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば、う、を表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は

衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則  
(昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日 文部科学省令第 7 号

第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
  - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
  - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
  - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号の処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則  
(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 28 日 文部科学省令第 7 号

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。  
(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

臥龍山莊管理条例（平成 17 年 1 月 11 日条例第 202 号）

最終改正：令和 2 年 9 月 16 日条例第 27 号

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八十八条又は第二百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第一百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第一百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第一百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、臥龍山莊の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（臥龍山莊の管理）

第 2 条 臥龍山莊の管理は、大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年大洲市条例第 76 号）第 7 条第 1 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 臥龍山莊の利用の許可に関する業務
- (2) 臥龍山莊の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）及び利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関する業務
- (3) 臥龍山莊の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、臥龍山莊の管理及び運営に必要な業務（観覧等の時間及び休日）

第 4 条 臥龍山莊の観覧及び利用の時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 臥龍山莊の休日は、12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者（指定管理者が臥龍山莊を管理することができないときは市長。次条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条（後段を除く。）において同じ。）が必要であると認めるときは、臥龍山莊の観覧及び利用の時間並びに休日を変更することができる。

（入場の制限）

第 5 条 指定管理者は、臥龍山莊の管理上支障があると認める者その他規則で定める者に対し、入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

（利用の許可）

第 6 条 臥龍山莊を撮影、会議等の目的で利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

（利用の制限）

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 臥龍山莊の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 臥龍山莊の管理運営上支障があると認める

とき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がその利用を不相当であると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、臥龍山荘を許可以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、又は許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損失が生じて、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(観覧料等)

第10条 臥龍山荘を観覧する者(以下「観覧者」という。)にあっては観覧料を、利用者にあつては利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、後納とすることができる。

2 前項の観覧料にあっては別表に定める額を、前項の利用料金にあっては1時間につき1万480円を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入として収受させることができる。

3 指定管理者が臥龍山荘の管理を行うことができないときは、前2項の規定にかかわらず、観覧者にあつては別表に定める額を超えない範囲内において市長が定める観覧料を、利用者にあつては1時間につき1万480円を超えない範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、後納とすることができる。

4 前項本文の場合における次条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(観覧料等の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、観覧料又は利用料金を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第12条 既に納付された観覧料及び利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、臥龍山荘の利用を終了し、又は中止したときは、直ちに利用した施設、設備等を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 臥龍山荘の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

臥龍山荘管理条例施行規則（平成 17 年 1 月 11 日規則第 142 号）

最終改正：令和 3 年 3 月 1 日規則第 11 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、臥龍山荘管理条例（平成 17 年大洲市条例第 202 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第 2 条 臥龍山荘を観覧し、又は利用する者は、あらかじめ指定管理者（指定管理者が臥龍山荘の管理を行うことができないときは市長。以下同じ。）の許可を受けた場合のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品の販売又は飲食物の提供をしないこと。
- (2) 広告類を表示し、若しくは掲出し、又は頒布をしないこと。
- (3) 喫煙、飲食及び火気類の使用をしないこと。
- (4) 危険物又は動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

2 前項の規定に違反した者に指定管理者は、退出を命ずることができる。

（施設の利用申請等）

第 3 条 条例第 6 条の規定により臥龍山荘を利用しようとする者は、臥龍山荘利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出して許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理し許可したときは、当該申請書に必要事項を記入の上、申請者に交付しなければならない。

（観覧料等の減免）

第 4 条 条例第 11 条に規定する観覧料又は利用料金を減額し、又は免除する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 大洲市（教育委員会（公民館等）、議会、公平委員会等を含む。）が主催する事業で臥龍山荘を観覧し、又は利用するとき 免除
- (2) 他の行政機関、地方自治体関係者等が公務のため大洲市を訪れ臥龍山荘を視察するとき 免除

(3) 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校が、その教育目的を達成するために利用するとき 免除

(4) 臥龍山荘の周知に有用であると見込まれるとき 免除又は 5 割減額

(5) その他指定管理者が必要と認めたとき 1 割減額から免除まで

2 観覧料又は利用料金の減免を受けようとする者は、臥龍山荘観覧料等減免申請書（様式第 2 号）を指定管理者に提出しなければならない。

（特別の設備の承認及び原状回復）

第 5 条 利用者が臥龍山荘内に特別の設備又は装飾をしようとするときは、第 3 条第 1 項の規定に定める手続の際、その旨を明記し、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、前項の規定による設備をしたときは、利用後速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

（観覧料等の還付）

第 6 条 条例第 12 条ただし書の規定により観覧料又は利用料金の還付を受けようとする者は、臥龍山荘観覧料等還付申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の観覧料又は利用料金を還付することができる場合及び還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他使用者の責によらない理由で観覧又は利用ができなかった場合 全額

(2) 指定管理者の必要により観覧又は利用の許可を取り消した場合 全額

(3) 指定管理者が定める期間内に施設の観覧又は利用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認める場合 指定管理者がその都度定める額

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、臥龍山荘の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 図版目次

## 写真目次

|   |  |
|---|--|
| [巻頭写真 1] 臥龍山荘庭園 臥龍院地区 …… i              | [写真 3-24] 臥龍院地区 石垣 …… 42               |
| [巻頭写真 2] 臥龍山荘庭園 知止庵地区 …… i              | [写真 3-25] 臥龍院地区の植栽 …… 42               |
| [巻頭写真 3] 臥龍山荘庭園 不老庵地区 …… ii             | [写真 3-26] 臥龍院地区 飛石 …… 43               |
| [巻頭写真 4] 臥龍山荘庭園 臥龍の淵 …… ii              | [写真 3-27] 臥龍院地区 井筒、釣瓶 …… 43            |
| [写真 2-1] 亀山公園 …… 15                     | [写真 3-28] 臥龍院地区 見切り垣 …… 43             |
| [写真 2-2] 大洲盆地に発生した雲海 …… 16              | [写真 3-29] 臥龍院地区 臥龍院 …… 43              |
| [写真 2-3] 肱川あらし …… 16                    | [写真 3-30] 知止庵地区 傾斜地、小丘 …… 44           |
| [写真 2-4] 渡河橋（平成 26 年度整備時） …… 24         | [写真 3-31] 知止庵地区 石組、景石 …… 45            |
| [写真 2-5] 遺構調査の状況 …… 24                  | [写真 3-32] 知止庵地区の植栽 …… 45               |
| [写真 2-6] 如法寺地区の築堤工事の状況 …… 26            | [写真 3-33] 知止庵地区 手水鉢、石燈籠 …… 45          |
| [写真 2-7] 石垣整備前の状況（昭和 59 年頃）<br>…………… 30 | [写真 3-34] 知止庵地区 知止庵 …… 45              |
| [写真 2-8] 臥龍の淵（昭和 59 年頃） …… 30           | [写真 3-35] 知止庵地区 中門跡 …… 46              |
| [写真 2-9] 現在の石垣 …… 30                    | [写真 3-36] 不老庵地区 平地 …… 46               |
| [写真 2-10] 石組確認箇所 …… 31                  | [写真 3-37] 不老庵地区 飛石、景石 …… 48            |
| [写真 2-11] 確認された石組、石積 …… 31              | [写真 3-38] 不老庵地区 山燈籠 …… 48              |
| [写真 2-12] 確認された石組 …… 32                 | [写真 3-39] 不老庵地区 石碑、鯨瓦 …… 48            |
| [写真 2-13] 確認された石積 …… 32                 | [写真 3-40] 不老庵地区 不老庵（内部） …… 48          |
| [写真 2-14] 石組に用いられた意匠的な石材 …… 32          | [写真 3-41] 不老庵地区 雪隠跡 …… 49              |
| [写真 2-15] 石組下部 土管周辺の石組 …… 32            | [写真 3-42] 崖地 崖地、古道 …… 49               |
| [写真 2-16] 土管 排水口（東より） …… 32             | [写真 3-43] 崖地 横井戸 …… 51                 |
| [写真 2-17] 土管 取水口（東より） …… 32             | [写真 3-44] 崖地の植生 …… 51                  |
| [写真 2-18] 土管 取水口（東より） …… 32             | [写真 3-45] 崖地 潜龍洞、石垣 …… 51              |
| [写真 2-19] 土管 内部 …… 32                   | [写真 3-46] 崖地 石燈籠 …… 51                 |
| [写真 3-1] アプローチの石段と石垣 …… 35              | [写真 3-47] 河川部 臥龍の淵 …… 52               |
| [写真 3-2] 臥龍院東側 …… 35                    | [写真 3-48] 河川部 舟着場跡 …… 52               |
| [写真 3-3] 臥龍院南側 …… 35                    | [写真 3-49] 崖地及び石垣 園路、石段 …… 54           |
| [写真 3-4] 臥龍院中庭 …… 35                    | [写真 3-50] 崖地及び石垣 石垣 …… 54              |
| [写真 3-5] 中門跡 …… 36                      | [写真 3-51] 崖地及び石垣の植生 …… 54              |
| [写真 3-6] 知止庵前 …… 36                     | [写真 3-52] 崖地及び石垣 門燈 …… 54              |
| [写真 3-7] 知止庵前の飛石 …… 36                  | [写真 3-53] 崖地及び石垣 渡河橋 …… 55             |
| [写真 3-8] 知止庵前の蹲踞 …… 36                  | [写真 3-54] 蓬莱山 島（蓬莱山） …… 55             |
| [写真 3-9] 不老庵地区 …… 37                    | [写真 3-55] 蓬莱山 植生 …… 57                 |
| [写真 3-10] 不老庵 …… 37                     | [写真 3-56] 蓬莱山 石垣 …… 57                 |
| [写真 3-11] 不老庵東側 …… 37                   | [写真 3-57] 蓬莱山 藤雲橋の親柱（蓬莱山側）<br>…………… 57 |
| [写真 3-12] 不老庵西側 …… 37                   | [写真 3-58] 蓬莱山 舟着場 …… 57                |
| [写真 3-13] 崖地 …… 37                      | [写真 3-59] 富士山 …… 58                    |
| [写真 3-14] 臥龍の淵（南より） …… 38               | [写真 3-60] 梁瀬山 …… 58                    |
| [写真 3-15] 臥龍の淵（北より） …… 38               | [写真 3-61] 亀山 …… 58                     |
| [写真 3-16] 船着場跡と石段 …… 38                 | [写真 3-62] 河内寅次郎の墓所 …… 58               |
| [写真 3-17] 石垣 …… 39                      | [写真 4-1] 排水不良、地被類の衰退の状況 …… 59          |
| [写真 3-18] 藤雲橋の親柱（主庭側） …… 39             | [写真 4-2] 石燈籠への支障木 …… 59                |
| [写真 3-19] 北西方向より見た蓬莱山 …… 39             | [写真 4-3] 「路次門」の損傷の状況 …… 60             |
| [写真 3-20] 南東方向より見た蓬莱山 …… 39             | [写真 4-4] 正門の損傷の状況 …… 60                |
| [写真 3-21] 臥龍院地区 前庭 …… 40                | [写真 4-5] 擬木柵の損傷の状況 …… 60               |
| [写真 3-22] 臥龍院地区 中庭 …… 42                | [写真 4-6] 石燈籠の消失 …… 60                  |
| [写真 3-23] 臥龍院地区 築山 …… 42                | [写真 4-7] ごろた石の消失 …… 62                 |
|   | [写真 4-8] 延段の不陸 …… 62                   |

[写真 4-9] 崖地の岩盤風化の状況 …… 64  
 [写真 4-10] 崖地樹木の高木化の状況 …… 64  
 [写真 4-11] 土砂堆積の状況 …… 64  
 [写真 4-12] 流木竹やゴミ堆積の状況 …… 65  
 [写真 4-13] 石垣の損傷の状況 …… 65  
 [写真 4-14] 樹木や竹林の繁茂の状況 …… 65  
 [写真 4-15] 藤雲橋跡 …… 65  
 [写真 4-16] 表土流出の状況 …… 66  
 [写真 4-17] 表土流出による配管露出の状況 …… 66  
 [写真 4-18] 護岸の流木竹や土砂堆積の状況 …… 66  
 [写真 4-19] 土砂堆積の状況 …… 66  
 [写真 4-20] 臥龍山荘駐車場 …… 71  
 [写真 4-21] 大洲まちの駅あさもや …… 71  
 [写真 4-22] 名勝の標識 …… 75  
 [写真 4-23] 順路案内板 …… 75  
 [写真 4-24] 庭園入口の案内板 …… 76  
 [写真 4-25] 順路案内板 …… 76  
 [写真 4-26] 知止庵の音声ガイド …… 76  
 [写真 4-27] 「潜龍洞」の解説板 …… 76  
 [写真 4-28] 大洲市指定名勝の標識 …… 77  
 [写真 4-29] 蓬莱山より西を望む …… 77  
 [写真 4-30] 蓬莱山より不老庵を望む …… 77  
 [写真 4-31] 蓬莱山より南を望む …… 77  
 [写真 4-32] 照明の傾倒 …… 78  
 [写真 4-33] 侵入防止柵設置の状況 …… 78  
 [写真 4-34] 踏圧によるコケの消失、育成不良  
 …… 78

史料目次

[史料 2-1] 「(大洲風景) 臥龍ノ全景」 …… 28  
 [史料 2-1-2] 史料 2-1 白樫 1 部分拡大 …… 28  
 [史料 2-1-3] 史料 2-1 白樫 2 部分拡大 …… 28  
 [史料 2-2] 「伊豫國大洲町市街圖」に描かれた  
 与楽亭 …… 28  
 [史料 2-3] 「大洲十二景図」に描かれた与楽亭  
 …… 28  
 [史料 2-4] 「大洲八景 臥龍の眺望」 …… 29  
 [史料 2-4-2] 史料 2-4 白樫 1 部分拡大 …… 29  
 [史料 2-4-3] 史料 2-4 白樫 2 部分拡大 …… 29  
 [史料 2-5] 「大洲八景 裏臥龍の朝」 …… 30  
 [史料 2-5-2] 史料 2-5 白樫部分拡大 …… 30  
 [史料 4-1] 藤雲橋の架線 …… 65  
 [史料 6-1] 「大洲八景 臥龍の眺望」 …… 81  
 [史料 6-2] 「水郷大洲 臥龍の深淵」 …… 81  
 [巻末史料 1] 「伊豫國大洲町市街圖」 …… 108  
 [巻末史料 2] 「大洲十二景」のうち「与楽亭煎  
 茗」 …… 108  
 [巻末史料 3] 「大洲臥龍景其一」 …… 108  
 [巻末史料 4] 「中門妻面圖」 …… 109  
 [巻末史料 5] 「(大洲風景) 臥龍ノ全景」 …… 109

[巻末史料 6] 「大洲八景 臥龍の眺望」 …… 109  
 [巻末史料 7] 「大洲八景 裏臥龍の朝」 …… 109

図目次

[図 1-1] 大洲市位置図 …… 2  
 [図 1-2] 臥龍山荘庭園位置図 …… 2  
 [図 1-3] 対象範囲位置図 …… 3  
 [図 1-4] 名勝指定範囲 …… 3  
 [図 1-5] 重要文化財指定建造物の配置図 …… 7  
 [図 1-6] 関連計画との位置づけ …… 8  
 [図 2-1] 地形図 …… 12  
 [図 2-2] 地質図 …… 13  
 [図 2-3] 臥龍山荘及び亀山公園周辺の植生図 …… 14  
 [図 2-4] 肱川植生図 …… 15  
 [図 2-5] 大洲市の年間降水量及び平均気温の平  
 年値 …… 16  
 [図 2-6] 大洲市都市計画図 …… 17  
 [図 2-7] 河川区域図 …… 18  
 [図 2-8] えひめ土砂災害情報マップ …… 18  
 [図 2-9] 周辺の関連文化財分布図 …… 19  
 [図 2-10] 臥龍山荘庭園の整備箇所 …… 25  
 [図 2-11] 緊急治水対策工事箇所 …… 27  
 [図 2-12] 緊急治水対策工事の進捗状況 如法  
 寺地区 …… 27  
 [図 2-13] 緊急治水対策工事の進捗状況 柚木  
 地区 …… 27  
 [図 2-14] 建物規模推測図 …… 28  
 [図 2-15] 与楽亭建物規模推測図 …… 29  
 [図 2-16] 不老庵南西部 調査成果 …… 31  
 [図 3-1] 地区区分図 …… 34  
 [図 3-2] 臥龍院地区の主要な構成要素図 …… 41  
 [図 3-3] 知止庵地区の主要な構成要素図 …… 44  
 [図 3-4] 不老庵地区の主要な構成要素図 …… 47  
 [図 3-5] 崖地の主要な構成要素図 …… 50  
 [図 3-6] 臥龍の淵の主要な構成要素図 …… 53  
 [図 3-7] 蓬莱山の主要な構成要素図 …… 56  
 [図 3-8] 庭園と眺望の位置関係図 …… 58  
 [図 4-1] 臥龍院地区における主要な課題位置図  
 …… 61  
 [図 4-2] 知止庵地区における主要な課題位置図  
 …… 62  
 [図 4-3] 不老庵地区、崖地における主要な課題  
 位置図 …… 63  
 [図 4-4] 臥龍の淵、蓬莱山における主要な課題  
 位置図 …… 67  
 [図 4-5] 消防設備配置図 (臥龍院、文庫) …… 68  
 [図 4-6] 消防設備配置図 (知止庵) …… 68  
 [図 4-7] 消防設備配置図 (不老庵) …… 68  
 [図 4-8] 避難経路図 (主庭) …… 69  
 [図 4-9] 近隣駐車場位置図 …… 72

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| [図 4-10] 現状の公開動線（臥龍院内） …… 75  | [表 2-3] 臥龍山莊庭園の整備履歴 …… 25                       |
| [図 4-11] 現状の公開動線（主庭） …… 76    | [表 3-1] 臥龍院地区の主要な構成要素 …… 40                     |
| [図 4-12] 現状の公開動線（蓬萊山） …… 77   | [表 3-2] 知止庵地区の主要な構成要素 …… 44                     |
| [図 4-13] 管理及び運営体制図 …… 79      | [表 3-3] 不老庵地区の主要な構成要素 …… 46                     |
| [図 6-1] 避難経路図検討案（臥龍院地区） …… 85 | [表 3-4] 崖地の主要な構成要素 …… 49                        |
| [図 7-1] 管理及び運営体制組織図 …… 89     | [表 3-5] 臥龍の淵の主要な構成要素 …… 52                      |
| [図 8-1] 整備箇所 …… 96            | [表 3-6] 蓬萊山の主要な構成要素 …… 55                       |
| [図 10-1] 第 1 期計画図 …… 103      | [表 4-1] 近隣駐車場情報 …… 71                           |
| [図 10-2] 第 2、第 3 期計画図 …… 104  | [表 4-2] 観覧者数一覧 …… 73                            |
| [図 10-3] 追加指定の検討範囲 …… 105     | [表 4-3] 植栽管理の年間スケジュール …… 79                     |
|                               | [表 9-1] 現状変更等に係ると想定される行為と<br>その可否、条件 …… 98      |
| <b>表目次</b>                    | [表 9-2] 現状変更等の申請区分 …… 99                        |
| [表 1-1] 重要文化財指定建造物 各棟の詳細 …… 7 | [表 9-3] 現状変更等の許可申請を要する行為と<br>許可申請を要しない行為 …… 100 |
| [表 1-2] 策定委員会経過内容 …… 11       | [表 10-1] 工程計画 …… 102                            |
| [表 2-1] 関連文化財一覧 …… 20         |   |
| [表 2-2] 臥龍山莊庭園の略年表 …… 22      |   |

## 参考文献

- ・大洲市教育委員会社会教育課編『大洲市重要文化財 第一次指定候補調書』（昭和 31 年（1956）8 月発行）
- ・重森三玲『日本庭園史大系 江戸中末期の庭（二）25 巻』（昭和 47 年（1972）発行）
- ・大洲市教育委員会『大洲市碑録 先覚者墓碑記念碑 第一集』（昭和 56 年（1981）3 月発行）
- ・小西定行『ふるさとの歩み』（昭和 57 年（1982）発行）
- ・（財）愛媛県文化振興財団『肱川 人と暮らし』（昭和 63 年（1988）発行）
- ・大洲市教育委員会『大洲市文化財調書集』（平成元年（1989）4 月発行）
- ・黒川紀章『花数寄 伝統的建築美の再考』（平成 3 年（1991）7 月発行）
- ・愛媛県教育委員会文化財保護課『愛媛の文化財』（平成 5 年（1993）3 月）
- ・大洲市誌編纂会『増補改訂大洲市誌 上巻』（平成 8 年（1996）発行）
- ・日本庭園鑑賞会『伊予路の庭園 愛媛文化双書 47』（平成 8 年（1996）8 月発行）
- ・愛媛県教育委員会『愛媛県の近代和風建築 - 近代和風建築総合調査報告書 -』（平成 18 年（2006）発行）
- ・矢ヶ崎善太郎「伊予の大工・中野寅雄の事績について：大洲市立博物館蔵「中野家資料」を通して」（2007 年度学術講演梗概集）
- ・愛媛県大洲市『水郷の数寄屋 臥龍山莊』（平成 24 年（2012）3 月発行）
- ・矢ヶ崎善太郎「臥龍山莊の造営体制と大工・中野寅雄：「京風」の写しと伝播について」（2012 年度学術講演梗概集）
- ・文化庁文化財部記念物課『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』（平成 24 年（2012）6 月発行）
- ・小林章『続・石と造園 100 話』（平成 29 年（2017）4 月発行）

名勝臥龍山莊庭園保存活用計画書

令和6年3月

発行／著作 大洲市教育委員会

愛媛県大洲市大洲 690 - 1

編 集 株式会社 環境事業計画研究所

京都府京都市上京区多門町 440 - 6